

令和6年度
第1回
岩手県私立学校審議会資料

日時 令和6年9月20日(金) 午後1時30分

場所 エスポワールいわて 1階 小会議室

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の互選

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 諮問事項（4件）

ア 高等学校の課程の設置認可について

学校法人北上学園 専修大学北上高等学校（北上市）…………… 議案第1号

イ 専修学校の目的変更認可について

学校法人龍澤学館 MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校（盛岡市）
…………… 議案第2号

学校法人龍澤学園 MCL盛岡医療大学校（盛岡市）…………… 議案第3号

ウ 各種学校の設置者変更認可について

第一珠算学校（奥州市）…………… 議案第4号

(4) 報告事項（2件）

ア 令和5年度第3回私立学校審議会における諮問事項について

イ いじめ重大事態への対応について

(5) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和6年7月1日現在

| 職 名 等 | 氏 名 (任 期) | 備 考 |
|---------------------|--------------------------------------|------|
| 1 学校法人緑学園理事長 | 佐々木 栄 光 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目) | 新任 |
| 2 税理士 | 西 川 温 子 (H30. 7. 1～R8. 6. 30、2期目) | |
| 3 専修大学北上福祉教育専門学校長 | 六本木 郁 子 (R2. 6. 1～R8. 6. 30、2期目) | (欠席) |
| 4 学校法人協和学院理事長 | 福 間 美 穂 (R6. 7. 1～R8. 6. 30、1期目) | 新任 |
| 5 岩手県立大学理事・副学長 | 高 橋 聡 (R2. 7. 1～R10. 6. 30、2期目) | 再任 |
| 6 弁護士 | 天 間 正 継 (R4. 7. 1～R8. 6. 30、1期目) | |
| 7 元岩手県教育長 | 菅 野 洋 樹 (H30. 7. 1～R8. 6. 30、2期目) | 現会長 |
| 8 岩手大学大学院教育学研究科特命教授 | 須 川 和 紀 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目) | 新任 |
| 9 仁王幼稚園長 | 曾 根 美 砂 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目) | 新任 |
| 10 岩手中・高等学校長 | 新 田 亮 一 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目) | 新任 |

(敬称略 議席番号順)

議案第1号

高等学校の課程の設置認可申請の概要について

| 項目 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|------|-----|------|-----|------|------|------|--------------|--|----------------|------|--|------|--|------|--|----|--|------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|------|----------------|------|---|------|---|------|---|------|------|------|--------------|--|
| 学校名 | 専修大学北上高等学校 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 岩手県北上市新穀町二丁目4番64号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置者 | 学校法人北上学園（理事長 宮岡 孝之） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の概要 | <p>通信制課程（普通科） 定員 300人（9学級） 通信教育を行う区域 岩手県、宮城県 初年度納付金〔入学金：90,000円、授業料：288,000円（1単位12,000円、24単位の場合）、施設整備費：50,000円、教育充実費：通学コース200,000円、通信コース50,000円、計628,000円程度〕</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の理由 | <p>全日制課程（普通科・グローバルビジネス科・メカニックエンジニアリング科）に加え、新たに通信制課程普通科を設置することで、現代社会の変化に対応し多様な生徒たちのニーズに応えることができる柔軟な教育環境の実現につなげる。系列校（専修大学・石巻専修大学・専修大学北上福祉教育専門学校）への推薦等を含め他校との差別化も進めながら、これまで同様、一人ひとりの「自分らしい」キャリアデザインを支援し、自らの未来を切り拓いていくサポートを進める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置の時期 | 令和7年4月1日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収容定員 | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">修業年限</th> <th colspan="2">第1学年</th> <th colspan="2">第2学年</th> <th colspan="2">第3学年</th> <th colspan="2">定員</th> <th colspan="2">設置基準</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>生徒数</th> <th>学級数</th> <th>生徒数</th> <th>学級数</th> <th>生徒数</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>高等学校</th> <th>通信制教育規程・ガイドライン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上</td> <td>3</td> <td>100人</td> <td>3</td> <td>100人</td> <td>3</td> <td>100人</td> <td>100人</td> <td>300人</td> <td>1学級 40人以下</td> <td>面接指導人数 規程：40人以下 ガイドライン： 40人未満</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | | | 修業年限 | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 定員 | | 設置基準 | | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 入学定員 | 総定員 | 高等学校 | 通信制教育規程・ガイドライン | 3年以上 | 3 | 100人 | 3 | 100人 | 3 | 100人 | 100人 | 300人 | 1学級 40人以下 | 面接指導人数 規程：40人以下 ガイドライン： 40人未満 |
| | 修業年限 | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 定員 | | 設置基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 生徒数 | 入学定員 | 総定員 | 高等学校 | 通信制教育規程・ガイドライン | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3年以上 | 3 | 100人 | 3 | 100人 | 3 | 100人 | 100人 | 300人 | 1学級 40人以下 | 面接指導人数 規程：40人以下 ガイドライン： 40人未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

単位 (人)

教職員数

| 区分 | 設置計画 (R7 年度) | | 設置基準 (高等学校・通信教育規程、ガイドライン) | |
|------|--------------|----|---|----|
| | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 |
| 校長 | - | 1 | - | - |
| 副校長 | - | 1 | 1 (教頭とどちらか) | - |
| 教頭 | 1 | - | 1 (副校長とどちらか) | - |
| 教諭 | 3 | 4 | ・専任のみ：5以上 (教頭含む) ・兼任含む：5以上 (以下計算式より) 高等学校：8以上 [300÷40≒8] 通信教育規程：5以上 [300÷80≒4≦5] | |
| 助教諭 | - | - | | |
| 講師 | 1 | 8 | | |
| 助手 | - | - | - | - |
| 事務職員 | - | 1 | 必要数 | - |
| 技能職員 | - | - | - | - |
| 用務員 | - | - | - | - |
| 校医 | - | 1 | - | - |

施設の概要

| 区分 | 校地 (㎡) | 設置基準 (㎡) | | |
|-------|-----------|----------|---------|--------|
| | | 高等学校 | 通信制教育規程 | ガイドライン |
| 校舎敷地 | 16,927.72 | - | - | - |
| 屋外運動場 | 8,856.10 | 8,400 以上 | - | - |
| 計 | 25,783.82 | - | - | - |

| 区分 | 校舎等 (㎡) | 設置基準 (㎡) | | |
|-------|-----------|----------|--------------|----------|
| | | 高等学校 | 通信制教育規程 | ガイドライン |
| 通信制使用 | 6,988.315 | 6,240 以上 | 200 以上 (独立校) | 1,200 以上 |
| その他 | 4,917.375 | - | - | - |
| 計 | 11,908.69 | - | - | - |

※屋外運動場、校舎の一部、体育館及び屋内運動場は全日制と共用。

校舎の内訳 (抜粋)

| 区分 | 室数 | 面積 (㎡) | 区分 | 室数 | 面積 (㎡) |
|-----------|----|---------|----------|----|---------|
| 普通教室 (専用) | 3 | 244.913 | 図書室 (共用) | 1 | 335.126 |
| 講義室 (専用) | 1 | 162.00 | 保健室 (共用) | 1 | 72.00 |
| 普通教室 (共用) | 2 | 158.435 | 職員室 (専用) | 1 | 84.308 |
| 特別教室 (共用) | 7 | 810.00 | 事務室 (共用) | 1 | 99.512 |

校具・教具等

| 区分 | 校具 | 教具 | 図書 |
|----|--------|------|---------|
| 数量 | 1,088点 | 113点 | 24,375点 |

※全日制との共用分を含む

収支予算

| 科目 | 収入 (千円) | | 科目 | 支出 (千円) | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 7年度 | 8年度 | | 7年度 | 8年度 |
| 生徒納付金収入 | 559,614 (14,950) | 578,660 (35,746) | 人件費支出 | 769,090 (21,500) | 786,770 (36,280) |
| 手数料収入 | 11,840 (410) | 11,940 (510) | 教育研究経費支出 | 289,970 (4,500) | 260,990 (11,520) |
| 寄附金収入 | 6,400 (0) | 6,400 (0) | 借入金等利息支出 | 11,433 (0) | 10,518 (0) |
| 補助金収入 | 575,685 (2,002) | 573,475 (5,125) | 借入金等返済支出 | 108,330 (0) | 108,310 (0) |
| 資産売買収入 | 0 (0) | 0 (0) | 施設関係支出 | 0 (0) | 0 (0) |
| 付随事業・収益事業収入 | 31,500 (0) | 31,500 (0) | 設備関係支出 | 10,275 (875) | 11,640 (2,240) |
| 受取利息・配当金収入 | 10 (0) | 10 (0) | 資産運用支出 | 15,000 (0) | 15,000 (0) |
| 雑収入 | 2,800 (0) | 2,800 (0) | その他支出 | 1,800 (0) | 1,800 (0) |
| 借入金等収入 | 0 (0) | 0 (0) | 資金支出調整勘定 | △ 1,800 (0) | △ 1,800 (0) |
| 前受金収入 | 53,250 (3,690) | 54,150 (4,590) | 次年度繰越支払資金 | 568,035 (△8,073) | 508,498 (△15,832) |
| その他収入 | 200 (0) | 200 (0) | | | |
| 資金収入調整勘定 | △52,010 (△2,250) | △53,450 (△3,690) | | | |
| 前年度繰越支払資金 | 582,844 (0) | 568,035 (△8,073) | | | |
| 計 | 1,772,133 (18,802) | 1,773,727 (34,208) | 計 | 1,772,133 (18,802) | 1,773,727 (34,208) |

※ () 内は通信制の額

議案第2号

専修学校の目的変更認可について

目的変更認可申請の概要

| 項目 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|---|------------|-------|--------|-------|--|----|-----------|-----|------|-------|--------|-----|----|----|
| 現校名 | MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 盛岡市中央通三丁目2番17号 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設置者 | 学校法人 龍澤学館 (理事長 龍澤 尚孝) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更理由 | MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校において工業専門課程に「国際ITビジネス科」を新設することに伴い、専修学校の目的を変更するものである。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更時期 | 令和7年4月1日 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 変更の内容 | 現 行 | | | | | 変 更 後 | | | | | | | | | | |
| | 目的 | 本校は、地域社会の発展に貢献するため、常に流動、進展を続ける社会情勢に即応できる人材の育成を行うことを目的とする。 | | | | | 本校は、地域社会の発展に貢献するため、 <u>少子高齢化、グローバル化、DX化</u> など常に流動、進展を続ける社会情勢に即応できる人材の育成を行うことを目的とする。 | | | | | | | | | |
| | 名称 | MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校 | | | | | MCL盛岡情報ビジネス&デザイン専門学校 | | | | | | | | | |
| | 設置する課程等 | 課程 | 分野 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 課程 | 分野 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | | | |
| | 専門課程 | 工業 | 高度情報工学科 | 4 | 20 | 80 | 専門課程 | 工業 | 高度情報工学科 | 4 | 20 | 80 | | | | |
| | | | 情報システム科 | 2 | 50 | 100 | | | 情報システム科 | 2 | 50 | 100 | | | | |
| | | | 情報ビジネス科 | 2 | 40 | 80 | | | 情報ビジネス科 | 2 | 30 | 60 | | | | |
| | | | デザイン科 | 2 | 80 | 160 | | | 国際ITビジネス科 | 2 | 10 | 20 | | | | |
| | | | 総合システム工学科 | 3 | 20 | 60 | | | デザイン科 | 2 | 80 | 160 | | | | |
| | | | 総合デザイン科 | 3 | 20 | 60 | | | 総合システム工学科 | 3 | 20 | 60 | | | | |
| | | | ビジネス教養科 | 2 | 5 | 10 | | | 総合デザイン科 | 3 | 20 | 60 | | | | |
| | | | ゲームクリエイター科 | 3 | 10 | 30 | | | ビジネス教養科 | 2 | 5 | 10 | | | | |
| | | | 文化教養 | 日本語学科 | 進学Aコース | 2 | | | 30 | 60 | 文化教養 | 日本語学科 | 進学Aコース | 2 | 30 | 60 |
| | | | | | 進学Bコース | 1.5 | | | 30 | 60 | | | 進学Bコース | 1.5 | 30 | 60 |
| | 応用日本語学科 | 1 | | | 20 | 20 | 応用日本語学科 | 1 | 20 | 20 | | | | | | |
| | | 計 | | 325 | 720 | | | 計 | | 325 | 720 | | | | | |

議案第3号

専修学校の目的変更認可について

目的変更認可申請の概要

| 項目 | | 内容 | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|---------|------|------|-----|------|--|------------|------|------|-----|-----|
| 現校名 | MCL盛岡医療大学校 | | | | | | | | | | | | |
| 位置 | 盛岡市中央通三丁目3番26号 | | | | | | | | | | | | |
| 設置者 | 学校法人 龍澤学館 (理事長 龍澤 尚孝) | | | | | | | | | | | | |
| 変更理由 | MCL盛岡医療大学校において医療専門課程に「スポーツ柔整学科」「トータルケア鍼灸学科」を新設することに伴い、専修学校の目的を変更するものである。 | | | | | | | | | | | | |
| 変更時期 | 令和7年4月1日 | | | | | | | | | | | | |
| 変更の内容 | 目的 | 現行 | | | | | | 変更後 | | | | | |
| | | 本校は、学校法人龍澤学館の建学の精神である「独立進取・研鑽努力」に基づき医療に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め、もって地域医療の発展充実に寄与し、広く社会に貢献できる専門家及び指導者を育成することを目的とする。 | | | | | | 本校は、学校法人龍澤学館の建学の精神である「独立進取・研鑽努力」に基づき医療及び関連領域に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め、もって地域医療の発展充実に寄与し、広く社会に貢献できる専門家及び指導者を育成することを目的とする。 | | | | | |
| | 名称 | MCL盛岡医療大学校 | | | | | | MCL盛岡医療大学校 | | | | | |
| 設置する課程等 | 課程 | 分野 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 課程 | 分野 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | |
| 専門課程 | 医療 | 医療 | 看護学科 | 3 | 40 | 120 | 専門課程 | 医療 | 看護学科 | 3 | 40 | 120 | |
| | | | 柔道整復学科 | 3 | 60 | 180 | | | 柔道整復学科 | 3 | 60 | 180 | |
| | | | 鍼灸学科 | 3 | 30 | 90 | | | スポーツ柔整学科 | 3 | 60 | 180 | |
| | | | 鍼灸学科 | 3 | 30 | 90 | | | 鍼灸学科 | 3 | 30 | 90 | |
| | | | 歯科衛生士学科 | 3 | 30 | 90 | | | トータルケア鍼灸学科 | 3 | 30 | 90 | |
| | | | 計 | | | 160 | | | 480 | 計 | | | 250 |

| | | | | | | | | |
|------------------|---|-----------|-----------|----------|-----------------------------------|----------|---|---------|
| 授 時 間 数 | 医療専門課程 看護学科（修業年限3年） 約3,105時間 柔道整復学科（3年） 約2,765時間 スポーツ柔整学科（3年） 約2,765時間 鍼灸学科（3年） 約2,700時間 トータルケア鍼灸学科（3年） 約2,700時間 歯科衛生士学科（3年） 約2,590時間 | | | | 設置基準（授業時間数） 1年間にわたり800時間以上 | | | |
| | 教 員 職 数 | 区 分 | 教員数 | | 職員数 | | 設置基準（教員数） 専門課程 医療関係分野 17名以上 (うち専任9名以上) | |
| | | 専任 | 兼任 | 専任 | 兼任 | | | |
| 校 長 | | - | 1 | - | - | | | |
| 医療専門課程 | | 28 | - | 4 | 1 | | | |
| | 計 | 28 | 1 | 4 | 1 | | | |
| 施 設 | 区 分 | 面 積 | | | | 設置基準 | | |
| | 校 地 | 5,263.88㎡ | | | | - | | |
| | 校 舎 | 7,532.29㎡ | | | | 1,975㎡以上 | | |
| | 校舎の主な内訳 | | | | | | | |
| | 区 分 | 室 数 | 面 積 | 区 分 | 室 数 | 面 積 | | |
| | 普通教室 | 17 | 1,400.23㎡ | 職員室 | 4 | 212.46㎡ | | |
| 特別教室 | 19 | 1,205.26㎡ | 事務室 | 1 | 21.00㎡ | | | |
| 図書室 | 3 | 194.36㎡ | 保健室 | 3 | 25.00㎡ | | | |
| 収 予 支 算 | 収 入 (千円) | | | 支 出 (千円) | | | | |
| | 科目 | 年度 | 7年度 | 8年度 | 科目 | 年度 | 7年度 | 8年度 |
| | 学生生徒等納付金収入 | | 283,110 | 296,590 | 人件費支出 | | 206,380 | 210,538 |
| | 手数料収入 | | 1,697 | 1,821 | 教育管理費支出 | | 132,122 | 132,122 |
| | 寄付金収入 | | 0 | 0 | 借入金等利息支出 | | 0 | 0 |
| | 補助金収入 | | 21,869 | 22,169 | 借入金等返済支出 | | 0 | 0 |
| | 資産売買収入 | | 0 | 0 | 施設関係支出 | | 19,965 | 0 |
| | 付随事業・収益事業収入 | | 0 | 0 | 設備関係支出 | | 4,050 | 4,050 |
| | 受取利息・配当金収入 | | 2 | 2 | 資産運用支出 | | 0 | 0 |
| | 雑 収 入 | | 6,450 | 6,500 | その他の支出 | | 46,241 | 47,241 |
| | 借入金収入 | | 0 | 0 | 資金支出調整勘定 | | △9,094 | △9,094 |
| | 前受金収入 | | 114,812 | 114,812 | 翌年度繰越支払資金 | | 151,659 | 129,554 |
| | その他の収入 | | 53,346 | 54,346 | | | | |
| | 他部門貸付金回収収入 | | 0 | 0 | | | | |
| | 資金収入調整勘定 | | △133,488 | △133,488 | | | | |
| 前年度繰越支払資金 | | 203,525 | 151,659 | | | | | |
| 計 | | 551,323 | 514,411 | 計 | | 551,323 | 514,411 | |

議案第4号

各種学校の設置者変更認可について

各種学校の設置者変更認可申請の概要

| 項 目 | 内 容 |
|-----------|--|
| 学 校 名 | 第一珠算学校 |
| 位 置 | 北上市上江釣子第17地割92番地 |
| 旧 設 置 者 | 及川 實 |
| 新 設 置 者 | 及川 由起子 |
| 変 更 の 事 由 | 当該学校は個人立の学校であるが、今般、旧設置者が急逝したことに伴い、新設置者に設置者を変更しようとするもの。 |
| 変 更 の 時 期 | 令和6年10月1日 |

令和6年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和6年9月20日(金) 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

報告事項 1

令和5年度第3回私立学校審議会における協議事項について

1 学校の廃止認可について

学校法人盛岡学園 みなみ幼稚園（盛岡市）

令和6年3月29日付認可

2 学校の収容定員に係る学則変更認可について

(1) 学校法人光明学園 山田幼稚園（山田町）

令和6年3月29日付認可

(2) 学校法人 H.A International School

Harrow International School Appi, Japan（八幡平市） 令和6年3月27日付認可

3 高等学校の学科の廃止認可について

学校法人岩手橘学園 江南義塾盛岡高等学校（盛岡市）

令和6年3月27日付認可

4 高等学校の学科等設置計画について

令和6年1月29日付けで提出のあった専修大学北上高等学校に係る課程の設置計画について、令和6年3月26日に開催された令和5年度第3回私立学校審議会における審議を踏まえ、県は令和6年3月26日付けで了承することを決定し、令和6年3月28日付けで学校法人北上学園宛て通知しました。

報告事項 2

岩手県いじめ再調査委員会 再調査結果概要 (令和6年8月9日 岩手県いじめ再調査委員会)

1 趣旨

平成29年6月に県内の私立高等学校で発生した事案について、令和2年8月6日に岩手県知事からの諮問を受け、いじめ防止対策推進法第31条第2項の規定に基づき岩手県いじめ再調査委員会が再調査を行った結果について答申するもの。

2 事案の概要

県内の私立高等学校において、平成29年6月下旬に、当時1年生の生徒2名が部活動の練習中、上級生やコーチの厳しい言葉による指導等を受け、その後、夏休み明けから不登校となり、最終的に2名とも同校を退学したもの。(法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に該当)

3 再調査実施の理由

- (1) 本事案に係る学校調査組織による調査について、被害生徒及びその保護者から、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)(以下「ガイドライン」という。)第10の②③④に該当し、再調査の必要性が大きいとの理由により、再調査の請求があったところ。
- (2) 県において、学校調査組織による調査報告書を確認した結果、ガイドラインに照らし、再調査を行う必要があると認められることから、法第31条第2項に基づき、学校調査組織による調査結果の再調査を実施したもの。

4 再調査委員会委員構成

| 職 | 氏名 | 備考 |
|-------------|--------|-----------------------|
| 岩手大学名誉教授 | 境野 直樹 | 令和4年4月1日から就任・委員長 |
| 岩手大学教育学部学部長 | 宇佐美 公生 | 令和4年3月31日まで・委員長 |
| 弁護士 | 長谷川 大 | 令和3年7月2日から就任・委員長職務代理者 |
| 弁護士 | 姉帯 幸子 | 令和3年4月30日まで・委員長職務代理者 |
| 社会福祉士 | 長田 くみ子 | |
| 医師 | 小泉 範高 | |
| 心理士 | 早坂 浩志 | |

5 再調査委員会の開催状況

令和2年8月6日から令和6年7月9日までに計18回開催。
また、委員会として被害生徒への聴き取り調査や学校への訪問を実施。

6 再調査報告書の構成

| | |
|--|---|
| <p>第1 はじめに</p> <p>1 岩手県いじめ再調査委員会委員構成</p> <p>2 岩手県知事から本委員会への諮問事項</p> <p>3 本委員会の開催状況</p> <p>第2 事案の経過</p> <p>1 関係者と事案の概要</p> <p>2 事案の発生から学校調査組織の設置まで</p> <p>3 学校調査の経過</p> <p>第3 再調査請求書について</p> <p>1 代理人弁護士からの再調査請求書提出</p> <p>2 再調査請求書で問題とされている事項</p> <p>3 再調査の決定</p> <p>第4 調査方針</p> <p>1 再調査の方針</p> <p>2 調査の進め方</p> <p>第5 被害生徒への調査</p> <p>1 調査方針説明</p> <p>2 書面調査の実施</p> <p>3 聴き取り調査</p> <p>第6 学校への調査</p> <p>1 学校への調査項目</p> <p>2 書面調査とその結果</p> <p>第7 被害生徒への進捗報告と要望事項</p> | <p>第8 いじめの認定について</p> <p>1 いじめ防止対策推進法によるいじめの定義</p> <p>2 学校におけるいじめの認定について</p> <p>3 いじめ行為について</p> <p>4 本委員会におけるいじめの認定について</p> <p>5 被害生徒の不登校・心身不調について</p> <p>第9 学校の対応への考察について</p> <p>1 部活動の指導について</p> <p>2 事案発生後の初動対応について</p> <p>3 いじめ重大事態の判断と調査組織立ち上げについて</p> <p>4 学校調査組織による調査</p> <p>5 岩手県への調査結果報告後の対応</p> <p>6 本委員会の再調査への対応</p> <p>7 被害生徒の転学について</p> <p>第10 本件事案の背景の分析</p> <p>1 当該部について</p> <p>2 学校の対応について</p> <p>第11 今後同種の事態の発生を防ぐための提言</p> <p>1 部活動に関すること</p> <p>2 学校の対応に関すること</p> <p>第12 おわりに</p> |
|--|---|

【参考1】いじめ防止対策推進法（抜粋）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

【参考2】いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（抜粋）

第10 地方公共団体の長等による再調査

（再調査を行う必要があると考えられる場合）

○ 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

- ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

私立学校法抜粋

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）
- 第三章 学校法人
 - 第一節 通則（第二十四条—第二十九条）
 - 第二節 設立（第三十条—第三十四条）
 - 第三節 管理
 - 第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）
 - 第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）
 - 第三款 役員損害賠償責任等（第四十四条の二—第四十四条の五）
 - 第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）
 - 第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十九条）
 - 第四節 解散（第五十条—第五十八条）
 - 第五節 助成及び監督（第五十九条—第六十三条の二）
- 第四章 雑則（第六十四条—第六十五条の四）
- 第五章 罰則（第六十六条・第六十七条）

（目的）

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（報告書の提出）

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

（助成）

第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

（措置命令等）

- 第六十条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。
 - 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。
 - 5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
 - 6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
 - 7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
 - 8 第一項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
 - 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
 - 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

（収益事業の停止）

第六十一条 [略]

(解散命令)

- 第六十二条** 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 3 所轄庁は、第一項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第十五条第一項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等へ出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第一項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
 - 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならない。
 - 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
 - 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない。
 - 7 第四項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
 - 8 第一項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

(報告及び検査)

- 第六十三条** 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(情報の公表)

- 第六十三条の二** 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき寄附行為の内容
 - 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容
 - 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
 - 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準

- 第六十六条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。
- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
 - 二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
 - 三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
 - 四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
 - 五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

- 七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
- 八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。
- 十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- 十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

岩手県私立学校審議会 参考資料

| | | | |
|---------------|-------------------------|----|-----|
| 1 | 岩手県私立学校審議会運営規程 | 1 | ページ |
| 2 | 審議会等の会議の公開に関する指針 | 2 | ページ |
| 3 | 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について | 4 | ページ |
| 4 | 岩手県私立学校審議会傍聴要領 | 8 | ページ |
| 5 | 岩手県私立学校認可事務取扱要領 | 9 | ページ |
| | | | |
| 【関係法令】 | | | |
| 6 | 教育基本法（抜粋） | 11 | ページ |
| 7 | 私立学校法（抜粋） | 11 | ページ |
| 8 | 学校教育法（抜粋） | 14 | ページ |
| 9 | 高等学校設置基準 | 17 | ページ |
| 10 | 専修学校設置基準 | 19 | ページ |

1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法(昭和24年法律第270号)に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)
(平成13年4月1日一部改正)
(平成13年10月1日一部改正)
(平成15年4月1日一部改正)
(平成15年5月12日一部改正)
(平成16年3月1日一部改正)
(平成20年4月1日一部改正)
(平成22年4月1日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

1 指針の趣旨について

審議会等の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたいうえで行うものであること。
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。) (指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。)への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
 - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。

この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙2）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙3）により周知するものとする。

- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。

資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙4）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙5）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。

なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙6）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。

なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。

- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。

この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。

- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。

なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。

また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。

- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙7）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。

なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。

- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。

なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。

また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日
- (2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日
- (3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書（様式第2号）
- (2) 設置計画の概要（様式第3号）
- (3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）
- (4) 教育需要に係る資料（様式第5号）
- (5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図
- (6) 負債償還計画書（様式第6号）
- (7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）
- (8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(収容定員変更)

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

(高等学校の課程又は学科の設置)

第4条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加

を伴わない場合にあつては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。

- 2 前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第2条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の学科等設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 学科等設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（事前相談）

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
 - (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
 - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
 - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

（実地検査）

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

6 教育基本法（昭和18年法律第120号）（抜粋）

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2・3 （略）

（教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 （略）

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 （略）

7 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 （略）

（措置命令等）

第60条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第5項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。

6 行政手続法第29条第2項及び第31条（同法第16条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

- 7 第4項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第1項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第3項から第6項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(解散命令)

- 第62条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
 - 3 所轄庁は、第1項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第15条第1項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等へ出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
 - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第1項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
 - 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わって意見の聴取を行わなければならない。
 - 5 行政手続法第三章第二節（第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する場合を含む。）、第20条第6項及び第22条第3項（同法第25条において準用する場合を含む。）において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあり、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第20条から第25条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第26条第2項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。
 - 6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第24条第1項の調書内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。
 - 7 第4項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第三章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
 - 8 第1項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。

(報告及び検査)

- 第63条 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(情報の公表)

第63条の2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき寄附行為の内容
- 二 第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき当該監査報告書の内容
- 三 第47条第1項の書類を作成したとき同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- 四 第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき当該報酬等の支給の基準

(私立専修学校等)

第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項において読み替えて準用する同法第13条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項」とあるのは「学校教育法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項」と読み替えるものとする。

2～7 (略)

第五章 罰則

第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 第33条の2の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。
- 三 第33条の2の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。
- 四 第33条の3の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 五 第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 六 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 七 第47条第2項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。
- 八 第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 九 第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。
- 十 第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。
- 十一 第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。
- 十二 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

8 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても同様とする。

①～② （略）

③ 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2～4 （略）

（専修学校）

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

① 修業年限が1年以上であること。

② 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

③ 教育を受ける者が常時40人以上であること。

（高等課程・専門課程・一般課程）

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

（設置基準）

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

① 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

② 設置者（設置者が法人である場合にあつては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

③ 設置者が社会的信望を有すること。

（適合基準）

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

- ① 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数
- ② 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなればならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境
- ③ 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなればならない設備
- ④ 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

(校長及び教員)

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

- 2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。
- 3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

(設置廃止等の認可)

第130条 国又は都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。
- 3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。
- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

第十二章 雑則

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

- ② 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。
- ③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

9 高等学校設置基準

(平成16年文部科学省令第20号)

最終改正：令和3年3月31日文部科学省令第14号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学科（第5条—第6条の2）
- 第3章 編制（第7条—第11条）
- 第4章 施設及び設備（第12条—第18条）
- 第5章 関係機関等との連携協力（第19条—第21条）
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

- 第2条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は2以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第3条及び第4条 削除

第2章 学科

(学科の種類)

第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科
- ③ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第6条 前条第1号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農業に関する学科
- ② 工業に関する学科
- ③ 商業に関する学科
- ④ 水産に関する学科

- ⑤ 家庭に関する学科
- ⑥ 看護に関する学科
- ⑦ 情報に関する学科
- ⑧ 福祉に関する学科
- ⑨ 理数に関する学科
- ⑩ 体育に関する学科
- ⑪ 音楽に関する学科
- ⑫ 美術に関する学科
- ⑬ 外国語に関する学科
- ⑭ 国際関係に関する学科
- ⑮ その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。

(学科の名称)

第6条の2 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条の2各号に掲げる方針（第19条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

第3章 編制

(授業を受ける生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第8条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第9条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第10条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第11条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第4章 施設及び設備

(一般的基準)

第12条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第13条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

| 収容定員 | 面積(平方メートル) |
|--------------|-------------------------|
| 120人以下 | 1200 |
| 121人以上480人以下 | 1200 + 6 × (収容定員 - 120) |
| 481人以上 | 3360 + 4 × (収容定員 - 480) |

(運動場の面積)

第14条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- ① 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- ② 図書室、保健室
- ③ 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第16条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第17条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第18条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第5章 関係機関等との連携協力

(関係機関等との連携協力体制の整備)

第19条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第20条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科(学校教育法施行規則別表第3(1)及び(2)の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。)に関する科目を開設する学科(次項において「学際領域に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第21条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科(次項において「地域社会に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則〔抄〕

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

10 専修学校設置基準

(昭和51年文部省令第2号)

最終改正：令和4年6月20日文部科学省令第20号

第1章 総則(第1条)

第2章 組織編制(第2条-第7条)

第3章 教育課程等

第1節 通則(第8条-第15条)

第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第16条-第19条)

第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等(第20条-第28条)

第4節 通信制の学科の教育課程等(第29条-第38条)

第4章 教員(第39条-43条)

第5章 施設及び設備等(第44条-52条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 専修学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

- 2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第2章 組織編制

(教育上の基本組織)

第2条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

(学科)

第3条 基本組織には、専攻により1又は2以上の学科を置くものとする。

2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第4条 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

(通信制の学科の設置)

第5条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2 通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

(同時に授業を行う生徒)

第6条 専修学校において、1の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第7条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第3章 教育課程等

第1節 通則

(授業科目)

第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵かん養するよう適切に配慮しなければならない。

4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

(単位時間)

第9条 専修学校の授業における1単位時間は、50分とすることを標準とする。

(他の専修学校における授業科目の履修等)

第10条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の

修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における学修)

第11条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第1項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

(入学前の授業科目の履修等)

第12条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修(第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第1項及び第5項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第1項並びに前条第1項及び第5項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修(第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。)並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。
- 4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。

(授業の方法)

第13条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。

(昼夜開講制)

第14条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

(科目等履修生等)

第15条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、1又は複数の授業科目を履修させることができる。

2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第16条 昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とする。

2 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とする。

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第17条 昼間学科における全課程の修了の要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあっては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

(授業時数の単位数への換算)

第18条 専修学校の高等課程における生徒（第15条第1項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、35単位時間をもつて1単位とする。

第19条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第15条第2項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

(単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数)

第20条 第16条第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上であり、かつ、次の各号に

掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

① 高等課程又は一般課程 23単位

② 専門課程 30単位

2 第16条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数は、450単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

① 高等課程又は一般課程 13単位

② 専門課程 17単位

(多様な授業科目の開設等)

第21条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(単位の授与)

第22条 単位制による学科においては、1の授業科目を履修した生徒(科目等履修生等を含む。)に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

(各授業科目の単位数)

第23条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、35単位時間の授業をもつて1単位とする。

3 専門課程における授業科目について、第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。

② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。

③ 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第24条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第25条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)

第26条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

(単位制による学科における全課程の修了要件)

第27条 第17条第1項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。

- ① 高等課程又は一般課程 23単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
 - ② 専門課程 30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
- 2 第17条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。
- ① 高等課程又は一般課程 13単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)
 - ② 専門課程 17単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)

(単位制による学科に係る読替え)

第28条 単位制による学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四節 通信制の学科の教育課程等

(通信制の学科の授業時数)

第29条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業(以下「対面授業」という。)の授業時数は、1年間にわたり120単位時間以上とする。

(通信制の学科における授業の方法等)

第30条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(以下「印刷教材等による授業」という。)と対面授業との併用により行うものとする。

2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第13条第1項の方法による授業(以下「遠隔授業」という。)を加えて行うことができる。

3 印刷教材等による授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第31条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものと

する。

(通信制の学科における添削等のための組織等)

第32条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等)

第33条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

(授業科目の開設等に関する規定の準用)

第34条 第21条及び第24条から第26条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第22条及び第23条の規定は通信制の学科に準用する。

(印刷教材等による授業科目の単位数)

第35条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、前条において準用する第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

- ① 高等課程又は一般課程 35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。
- ② 専門課程 45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

第36条 1の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第34条において準用する第23条第2項及び第3項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

(通信制の学科における全課程の修了要件)

第37条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- ① 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること
 - イ 高等課程又は一般課程 13単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が23単位を下回る場合にあっては、23単位)
 - ロ 専門課程 17単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数(当該単位数が30単位を下回る場合にあっては、30単位)
- ② 120単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

(通信制の学科に係る読替え)

第38条 通信制の学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制に

よる学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四章 教員

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)

第39条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第2項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、3人を下ることができない。

(通信制の学科を置く専修学校の教員数)

第40条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と別表第3に定める数とを合計した数以上とする。

- 2 前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は3人を下ることができない。

(教員の資格)

第41条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者
- ② 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第4号において同じ。）を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第3号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ③ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- ④ 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者
- ⑤ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- ⑥ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第42条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 前条各号のいずれかに掲げる者
- ② 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者
- ③ 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ④ 学士の学位を有する者
- ⑤ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第43条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- ① 前2条各号のいずれかに掲げる者

- ② 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- ③ その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章 施設及び設備等

(位置及び環境)

第44条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

(校地等)

第45条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

- 2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

(校舎等)

第46条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

- 2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。
- 3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)

第47条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- ① 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に1の分野についてのみ学科を置くもの 別表第2イの表により算定した面積
- ② 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に2以上の分野について学科を置くもの又は2若しくは3の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積
 - イ これらの課程ごとの分野のうち別表第2イの表第4欄の生徒総定員40人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積
 - ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第2ロの表により算定した面積を合計した面積

(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)

第48条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第46条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

- 2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- ① 1の課程に1の分野についてのみ通信制の学科を置くもの 別表第4イの表により算定した面積
- ② 1の課程に2以上の分野について通信制の学科を置くもの又は2若しくは3の課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲

げる面積を合計した面積

イ これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第4欄の生徒総定員80人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積

ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積

(設備)

第49条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第50条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第51条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

(名称)

第52条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附 則

- 1 この省令は、昭和51年1月11日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和56年3月31日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合(以下「課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合」という。)において、当該専修学校の生徒総定員が40人であり、かつ、第10条第2項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を2人とすることができる。
- 3 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第11条から第13条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めたときは、専修学校の教員となることができる。
- 4 課程の認可により昭和56年3月31日までに専修学校となる場合において、第17条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第2イの表中「260」とあるのは「230」と、「200」とあるのは「180」と、「130」とあるのは「117」とする。

附 則 (平成6年6月21日文部省令第14号)

この省令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年11月17日文部省令第38号) 抄

- 1 この省令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月25日文部省令第47号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月31日文部省令第53号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則 (平成14年3月29日文部科学省令第18号)

この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日 文部科学省令第15号) 抄
(施行期日)

第1条 この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月21日 文部科学省令第34号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月9日 文部科学省令第40号)
この省令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月1日 文部科学省令第1号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月30日 文部科学省令第34号)
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日 文部科学省令第40号)
この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成19年12月26日)から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第1章第2節の節名、第20条第1号ロ、第23条、第44条第1項、第2項及び第3項、第45条第1項、第2項及び第3項、第70条第1項、第2項及び第3項、第71条第2項及び第3項、第81条第1項、第2項及び第3項、第120条、第122条、第124条第1項、第2項及び第3項並びに第125条第2項の改正規定、第5条中学校基本調査規則第3条第2項の改正規定、第8条中学校教員統計調査規則第3条第2項の改正規定、第9条中教育職員免許法施行規則第68条及び第69条の改正規定、第12条中幼稚園設置基準第5条第1項、第2項及び第3項並びに第6条の改正規定、第17条中高等学校通信教育規程第5条第1項の改正規定、第23条中専修学校設置基準第18条第3号の改正規定、第38条中小学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定、第39条中中学校設置基準第6条第1項及び第2項の改正規定並びに第47条中高等学校設置基準第8条第1項及び第2項並びに第9条の改正規定(副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。)は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日 文部科学省令第14号)
この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月31日 文部科学省令第39号)
この省令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日 文部科学省令第20号)
この省令は、公布の日から施行する。

別表第1 昼間学科又は夜間等学科に係る教員数(第39条関係)

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 教員数 |
|------------|--------------------------------|---------------------|----------------------------------|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から200人まで | $3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$ |
| | | 201人から600人まで | $6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$ |
| | | 601人以上 | $14 + \{(生徒総定員 - 600) \div 60\}$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から200人まで | $3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$ |

| | | | |
|------|---|------------------|----------------------------------|
| | | 201人から 400人まで | $6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 50\}$ |
| | | 401人以上 | $10 + \{(生徒総定員 - 400) \div 60\}$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から 200人まで | $3 + \{(生徒総定員 - 80) \div 40\}$ |
| | | 201人以上 | $6 + \{(生徒総定員 - 200) \div 60\}$ |

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合
 - ロ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第2 昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第47条関係）

イ 基準校舎面積の表

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|------------|--------------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 40人まで | 260 |
| | | 41人以上 | $260 + 3.0 \times (生徒総定員 - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 40人まで | 200 |
| | | 41人以上 | $200 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 40人まで | 130 |
| | | 41人以上 | $130 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 40人まで | 130 |
| | | 41人以上 | $130 + 2.3 \times (生徒総定員 - 40)$ |

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）
- 2 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ 加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|------------|--------------------------------|---------------------|---------------------------------|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 40人まで | 180 |
| | | 41人以上 | $180 + 3.0 \times (生徒総定員 - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 40人まで | 140 |
| | | 41人以上 | $140 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 40人まで | 110 |
| | | 41人以上 | $110 + 2.5 \times (生徒総定員 - 40)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 40人まで | 100 |
| | | 41人以上 | $100 + 2.3 \times (生徒総定員 - 40)$ |

別表第3 通信制の学科に係る教員数（第40条関係）

| 課程の区分 | 学科の属する分野の区分 | 学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 教員数 |
|------------|---|---------------------|--------------------------------------|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から200人まで | $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$ |
| | | 201人から800人まで | $5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 75)$ |
| | | 801人から1700人まで | $13 + ((\text{生徒総定員} - 800) / 90)$ |
| | | 1701人以上 | $23 + ((\text{生徒総定員} - 1700) / 105)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から200人まで | $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$ |
| | | 201人から650人まで | $5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 75)$ |
| | | 651人から1370人まで | $11 + ((\text{生徒総定員} - 650) / 90)$ |
| | | 1371人以上 | $19 + ((\text{生徒総定員} - 1370) / 105)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 3 |
| | | 81人から200人まで | $3 + ((\text{生徒総定員} - 80) / 60)$ |
| | | 201人から1100人まで | $5 + ((\text{生徒総定員} - 200) / 90)$ |
| | | 1101人以上 | $15 + ((\text{生徒総定員} - 1100) / 105)$ |

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。
- 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。
 - イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
 - ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第4 通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第48条関係）

イ 基礎校舎面積の表

| 課程の区分 | 通信制の学科の属する分野の区分 | 通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積（平方メートル） |
|------------|--------------------------------|-------------------------|--|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 260 |
| | | 81人以上 | $260 + 1.8 \times (\text{生徒総定員} - 80)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 200 |
| | | 81人以上 | $200 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 130 |
| | | 81人以上 | $130 + 1.5 \times (\text{生徒総定員} - 80)$ |

| | | | |
|--|-------------------------|-------|------------------------------------|
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 130 |
| | | 81人以上 | $130+1.4 \times (\text{生徒総定員}-80)$ |

備考

- 1 この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。(ロの表において同じ。)
 - 2 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。(ロの表において同じ。)
- イ 科目等履修生等を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合
- ロ 主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ 加算校舎面積の表

| 課程の区分 | 通信制の学科の属する分野の区分 | 通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分 | 面積 (平方メートル) |
|------------|--------------------------------|-------------------------|------------------------------------|
| 高等課程又は専門課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 180 |
| | | 81人以上 | $180+1.8 \times (\text{生徒総定員}-80)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 140 |
| | | 81人以上 | $140+1.5 \times (\text{生徒総定員}-80)$ |
| 一般課程 | 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係 | 80人まで | 110 |
| | | 81人以上 | $110+1.5 \times (\text{生徒総定員}-80)$ |
| | 商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係 | 80人まで | 100 |
| | | 81人以上 | $100+1.4 \times (\text{生徒総定員}-80)$ |

令和6年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会補足説明資料

【報告事項 いじめ重大事態への対応について】

日 時 令和6年9月20日（金） 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

岩手県いじめ再調査委員会 調査報告書

令和6年8月9日

岩手県いじめ再調査委員会

【目次（最終案）】

| | | |
|----|---------------------|-----|
| 第1 | はじめに | …1 |
| 1 | 岩手県いじめ再調査委員会委員構成 | |
| 2 | 岩手県知事から本委員会への諮問事項 | |
| 3 | 本委員会の開催状況 | |
| 第2 | 事案の経過 | …4 |
| 1 | 関係者と事案の概要 | |
| 2 | 事案の発生から学校調査組織の設置まで | |
| 3 | 学校調査の経過 | |
| 第3 | 再調査請求書について | …11 |
| 1 | 代理人弁護士からの再調査請求書提出 | |
| 2 | 再調査請求書で問題とされている事項 | |
| 3 | 再調査の決定 | |
| 第4 | 調査方針 | …13 |
| 1 | 再調査の方針 | |
| 2 | 調査の進め方 | |
| 第5 | 被害生徒への調査 | …13 |
| 1 | 調査方針説明 | |
| 2 | 書面調査の実施 | |
| 3 | 聴き取り調査 | |
| 第6 | 学校への調査 | …15 |
| 1 | 学校への調査項目 | |
| 2 | 書面調査とその結果 | |
| 第7 | 被害生徒への進捗報告と要望事項 | …18 |
| 第8 | いじめの認定について | …19 |
| 1 | いじめ防止対策推進法によるいじめの定義 | |
| 2 | 学校におけるいじめの認定について | |
| 3 | いじめ行為について | |
| 4 | 本委員会におけるいじめの認定について | |
| 5 | 被害生徒の不登校・心身不調について | |

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 第9 | 学校の対応への考察について | …27 |
| 1 | 部活動の指導について | |
| 2 | 事案発生後の初動対応について | |
| 3 | いじめ重大事態の判断と調査組織立ち上げについて | |
| 4 | 学校調査組織による調査 | |
| 5 | 岩手県への調査結果報告後の対応 | |
| 6 | 本委員会の再調査への対応 | |
| 7 | 被害生徒の転学について | |
| 第10 | 本件事案の背景の分析 | …38 |
| 1 | 当該部について | |
| 2 | 学校の対応について | |
| 第11 | 今後同種の事態の発生を防ぐための提言 | …40 |
| 1 | 部活動に関すること | |
| 2 | 学校の対応に関すること | |
| 第12 | おわりに | …42 |
| 別紙1 | 被害生徒への書面調査項目 | …43 |
| 別紙2 | 学校への書面調査項目 | …48 |

第1 はじめに

岩手県いじめ再調査委員会（以下「本委員会」とする。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」とする。）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による学校等が行った調査の結果について再調査を行うため、岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年条例第63号）に基づき設置された知事の附属機関である。

本報告書では、平成29年6月に県内の私立高等学校で発生した事案について、令和2年8月6日に岩手県知事からの諮問を受け、法第31条第2項の規定に基づき本委員会が再調査を行った結果について報告する。

1 岩手県いじめ再調査委員会委員構成

本委員会の委員は以下のとおりである。なお、任期満了や一身上の都合により交代となった委員はその旨を欄外に記している。

なお、委員の選任について岩手大学教育学部長（学識経験者）は、県内で教育学部を有している大学が同大学のみであることから県から大学に委員の就任を依頼し、他委員については関係職域団体に推薦を依頼し選任している。

| 職 | 氏名 | 備考 |
|-------------|--------|--------------------------|
| 岩手大学名誉教授 | 境野 直樹 | 令和4年4月1日から就任 委員長 |
| 岩手大学教育学部学部長 | 宇佐美 公生 | 令和4年3月31日まで 委員長 |
| 弁護士 | 長谷川 大 | 令和3年7月2日から就任 委員長職務代理者 |
| 弁護士 | 姉帯 幸子 | 令和3年4月30日まで 委員長職務代理者 |
| 社会福祉士 | 長田 くみ子 | |
| 医師 | 小泉 範高 | |
| 心理士 | 早坂 浩志 | |

※ 委員長、委員長職務代理者以外の委員は五十音順。

※ 現職欄の記載については、現任の委員は本報告書提出時のもの、退任した委員は退任時のものとなる。

※ 宇佐美公生委員は任期満了、姉帯幸子委員は一身上の都合によりそれぞれ委員を退任し、境野委員及び長谷川委員が後任として以降の調査を引き継いでいる。

2 岩手県知事から本委員会への諮問事項

令和2年8月6日付けで岩手県知事により本委員会へ諮問された事項は次のとおり。

学 第 395 号

令和2年8月6日

岩手県いじめ再調査委員会
委員長 宇佐美 公生 様

岩手県知事 遠増 拓也



私立高等学校のいじめ重大事態に係る再調査について（諮問）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第31条第2項の規定に基づき、平成29年6月に県内の私立高等学校で発生したいじめに係る下記の事項について諮問する。

記

1 諮問事項

県内の私立高等学校が設置した調査組織（以下「学校調査組織」という。）による平成29年6月に発生したいじめに関する調査結果の再調査について

2 諮問理由

- (1) 本事案に係る学校調査組織による調査について、被害生徒及びその保護者から、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「ガイドライン」という。）に規定されている「再調査を行う必要があると考えられる場合」のうち、以下の事項に該当し、再調査の必要性が大きいとの理由により、再調査の請求があったところ。
- ア 事前に被害生徒・保護者と調査事項が確認されておらず、十分な調査が尽くされていない場合
 - イ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ウ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合
- (2) 学校調査組織による調査報告書を確認した結果、ガイドラインに照らし、再調査を行う必要があると認められることから、学校調査組織による平成29年6月に発生したいじめに関する調査結果について再調査を実施するものである。

3 本委員会の開催状況

令和2年8月6日から令和6年7月9日までに計18回開催した。
また、委員会として被害生徒への聴き取り調査や学校への訪問を実施した。

| | |
|---------------|------------------|
| 令和2年8月6日(木) | 委員会開催 |
| 令和2年9月10日(木) | 委員会開催 |
| 令和2年10月2日(金) | 被害生徒、御家族への調査方針説明 |
| 令和2年10月23日(金) | 委員会開催 |
| | 被害生徒書面調査 |
| 令和3年12月23日(木) | 被害生徒聴き取り調査 |
| 令和4年3月22日(火) | 委員会開催 |
| | 学校書面調査(1~2回目) |
| 令和4年6月9日(木) | 委員会開催 |
| | 学校書面調査(3回目) |
| 令和4年10月26日(水) | 委員会開催 |
| 令和5年1月18日(水) | 学校訪問 |
| | 学校書面調査(4回目) |
| 令和5年3月22日(水) | 委員会開催 |
| 令和5年6月5日(月) | 委員会開催 |
| 令和5年7月31日(月) | 委員会開催 |
| 令和5年9月11日(月) | 委員会開催 |
| 令和5年10月23日(月) | 委員会開催 |
| 令和5年11月13日(月) | 委員会開催 |
| 令和5年12月11日(月) | 委員会開催 |
| 令和6年1月15日(月) | 委員会開催 |
| 令和6年2月5日(月) | 委員会開催 |
| 令和6年2月28日(水) | 委員会開催 |
| 令和6年3月18日(月) | 委員会開催 |
| 令和6年3月25日(月) | 被害生徒、御家族への調査結果報告 |
| 令和6年7月9日(火) | 委員会開催 |

第2 事案の経過

1 関係者と事案の概要

(1) 被害生徒及び部活動関係者

※学年、所属はいずれも平成29年6月時点のもの。

① 学校名

■■■■■■■■■■ (以下「当該校」とする。)

② 被害生徒

- ・ ■■■■■■ (以下「被害生徒A」) ■■■■■■■■■■部1年
- ・ ■■■■■■ (以下「被害生徒B」) ■■■■■■■■■■部1年

③ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■部関係者

ア 2年生

- ・ ■■■■■■ (以下「2年生A」)
- ・ ■■■■■■ (以下「2年生B」)
- ・ ■■■■■■ (以下「2年生C」)

イ 3年生

- ・ ■■■■■■ (以下「3年生A」)
- ・ ■■■■■■ (以下「3年生B」)

ウ 関係教職員

■■■■■■■■■■ 校長、 ■■■■■■■■■■部監督並びに ■■■■■■■■■■部Aコーチ

(2) 事案の概要

■■■■■■■■■■部 (以下「当該部」という。) は ■■■■■■■■■■部、 ■■■■■■■■■■部である。被害生徒2名は県外から当該校に進学し、親元を離れて寮生活を送りながら学校に通っていた。

平成29年6月25日に行われた部のミーティング中に、被害生徒A、Bのほか1年生数名が泣き出すなどのパニック状態となり、うち1年生1名が過呼吸で病院に搬送された。

その後、監督やコーチのヒアリングにより被害生徒A、Bとほか1年生3名に過度の緊張状態が見られたため、学校は当該5名を寮から自宅に一時帰省させる措置を取った。

自宅に帰省させた生徒のうち、1名は寮に戻り部活動に復帰したものの、被害生徒A、Bを含む他の4名はしばらくの間、県内に自宅がある生徒宅から通学を続け、 ■■■■■■■■■■状況となってから寮に戻った。

夏休み以降、上記の1年生のうち被害生徒AとBが不登校となり、そのまま通学することなく被害生徒Bが平成29年12月、被害生徒Aは平成30年2月頃に学校を退学した。

2 事案の発生から学校調査組織の設置まで

(1) 部活動ミーティング中のトラブル (H29.6)

部活動中、1年生がミスをしたときや、片付けなどの雑用に気が付かなかったとき、上級生から厳しい言葉による指導が行われており、この指導に関しては、後に学校が行ったヒアリングで1年生から「上級生が怖い」、「部活動の雰囲気が悪い」等の発言が複数見られた。

平成29年6月25日に試合で負けたことに対し上級生から1年生への指導があり、その後、複数の1年生が泣き出す、「部活動を辞めたい」等の言葉を口にするなどのパニック状態となり、1年生1名が過呼吸で病院に搬送される事態となった。

(2) ヒアリングの実施 (H29.6~7)

① 部監督、コーチによるヒアリングの実施

1年生複数名がパニックを起こした翌日、当該部監督とコーチが1年生へのヒアリングを行い、過度の緊張状態にあると判断した5人の1年生(被害生徒A、被害生徒B、ほか1年生3名)を自宅に一時帰省させた。

② 学校によるヒアリングの実施

学校は平成29年6月26日から7月7日までの期間に、1学年やの教師を中心に、当該部部員に対するヒアリングを実施した。

このヒアリングは1年生だけではなく上級生も対象に行われ、1年生名、2年生名、3年生名の計名に対し個別に聴き取りが行われた。

(3) 学校による保護者説明会の実施 (H29.7.8)

学校は平成29年7月8日に当該部部員とその保護者を集め、今回の事態について説明会を開催した。この保護者説明会の内容は、被害生徒側から録音記録が本委員会に提供されており、その詳細が明らかとなっている。

説明会では、最初に校長から6月26日から7月7日までの期間に実施したヒアリングで各生徒から発言があった内容について説明がされた。

その後、部活内で上級生やコーチから「死ね」等の暴言があったことは認められるとし、学校の判断として今度同様の不適切な発言があった場合はコーチの解任や発言した生徒の退部などの処分も検討する旨の説明があった。

また、部活動については休止せず、自宅に戻った1年生たちは公欠扱いとして、周囲も復帰をサポートしてもらいたい旨の説明があった。

後半は保護者から学校に対する質疑応答があり、被害生徒Bの保護者から「本件はいじめ防止対策推法によるいじめ重大事態に該当するのではないか」という質問があったが、学校は、「上級生は特定の生徒をいじめるという意味はなかった」として、本事案は「いじめ」に該当しないと回答した。

この保護者説明会の後、自宅に戻った1年生5名のうち1名は寮に戻り部活動に復帰したが、被害生徒AとBを含む他4名はこの時点では寮に戻ることができず、7月11日から4名のうち県内に自宅がある生徒の家から通学を再開した。

7月中旬に後、この1年生4名は寮に戻ったが依然として部活動には

参加できない状況であったため、学校ではこの4名に対し、夏休みに入るまで個別面談を行っている。

(4) 被害生徒自宅への家庭訪問 (H29.7)

前述の保護者説明会の後、平成29年7月頃に校長と当該部の監督が被害生徒A、Bを含む自宅に帰省した生徒の家庭訪問を行った。

被害生徒Aの保護者から家庭訪問の音声記録が本委員会に提供されており、その記録によれば被害生徒A宅への家庭訪問では、校長から今回の出来事に関する説明や、保護者から被害生徒の学校・部活動復帰に関する相談などがされている。

その中で、校長は「死ぬ」「消えろ」「帰れ」という言葉が日常的に使われていたとして、その点に関しては驚いたと述べている。ただし、いじめの認定に関しては「死ぬ」や「帰れ」の言葉だけでいじめとなると、上級生が皆該当しラインを引くのが難しくなるため学校として保護者説明会の述べた内容の判断となったとした。

また、家庭訪問の際の校長からの説明では「いじめと認定すると大変になる」「教育委員会に報告や、何時何分に誰がどうしたなど全部逐一調べなければならない」「そうなる则練習どころの話ではなくなる」といった旨の発言も音声記録に残っている。

保護者から、特に2年生A、Bが被害生徒Aに対する当たりが強いとして訴えがあり、これに対し校長はその2名のことは認識しているが、謝罪など強制的にやらせても被害生徒Aの不安は拭えないため、指導はするが被害生徒Aへの逆恨みがないように対応していく必要がある旨の考えが話されている。

面談の最後には学校から保護者に対し、焦って転学などすると失敗する可能性もあり、被害生徒Aが学校を信用して登校できるよう、保護者からも話をしてもらいたいことについてお願いがされている。

(5) 被害生徒の不登校と転学希望 (H29.8)

学校調査組織の報告書では、家庭訪問以降の動きについて以下のとおり記載している。

- ・夏休みに入った7月末に被害生徒Bから学校に対し退寮の申出があり、その後8月に被害生徒Aから監督に退部と転学の意向について連絡したこと
- ・夏休み明けに被害生徒A、Bが登校しないため、学校から両名の保護者に連絡すると[]高校への転学の意向が告げられたこと
- ・その際、学校から両名の保護者に対し、転校するまでの間通学しないと欠席扱いとなることや、転学に当たっては被害生徒本人の意向が確認できないと手続きを行えない旨を伝えたこと
- ・その後、被害生徒A、Bと保護者が来校し校長と面談を行い、学校からは前期試験を受けて成績が合格した場合のみ他校への転学照会を行うことを話したこと
- ・面談の時、保護者から学校に、夏休み中に[]高校の[]部の練習に被害生徒A、Bが参加したこと、相手校の監督に転学について話をしていることが伝えられたこと

その後、県に対し被害生徒Bの保護者から、いじめにより転学を考えていること、学校が転学に応じないことについての相談が数度あり、当初は学校名が伏せられていたが、後の相談で学校

名が当該校であると明かされたことから、県は当該校に対し事実関係の確認を行なっている。

これに対し当該校は、前期試験を受ければ転学照会を行うが被害生徒が登校しないこと、今回の転学は被害生徒の保護者と相手校監督のやり取りを踏まえ引き抜きに近い形で行われていると判断していること、被害生徒側が訴えているいじめに関してはあくまで部活動内のトラブルであり、いじめに該当しないと回答している。

県はその後、学校の主張を被害生徒Bの保護者に伝えたところ、保護者から弁護士に相談しているという話があり、双方の主張が擦れ違っていることから、一度弁護士を通して学校側とやり取りをしてはどうかと提案した。

(6) 被害生徒の心身障がい診断 (H29.9)

被害生徒Aに [] とする平成 29 年 9 月 16 日付の診断書が、また、被害生徒Bには、 [] として、 [] とする平成 29 年 9 月 25 日付けの診断書が出ている。

また、被害生徒Bに関しては同年 12 月 16 日にも [] として [] の診断書が出されている。

これらの診断書は被害生徒A、Bの保護者から委任を受けた代理人たる弁護士（以下「代理人弁護士団」という。）から平成 29 年 12 月 22 日に県に提出されたほか、平成 29 年 12 月 27 日には被害生徒Aの診断書のみ代理人弁護士団経由で学校に提出されている。

(7) 被害生徒側と学校との面談 (H29.10)

夏休み以降、被害生徒A、Bは登校できない状況が続いており、平成 29 年 10 月に被害生徒Aと保護者、被害生徒Bの保護者がそれぞれ来校し校長と面談した。なお、被害生徒Bに関する面談内容は御家族から録音記録が本委員会に提供されている。

被害生徒Bの保護者との面談では被害生徒の学校復帰と転学手続きについて話がされており、カリキュラムを理由に [] 高校や [] 高校から転学を断られたことが校長から話されている。

校長からは、相談室登校などが提案されており、当該部に戻るといよりはまず登校することを考えてもらいたいとして、被害生徒Bの復帰について支援するとしている。

これに対し、被害生徒Bの保護者からは、 [] をするために当該校に入学したのであり、現状で対処のない状況を鑑みて再登校は困難である旨が話されている。

(8) いじめ防止対策推進法第 23 条に基づく岩手県からの通報 (H29.12)

平成 29 年 12 月 22 日に代理人弁護士団が県庁を訪れ、本件がいじめ重大事態に該当するが学校が対応しないため県の対応を求めること、被害生徒が不登校となっており、いじめが原因となった不登校であることから成績の代替措置を求める旨が伝えられた。

県は代理人弁護士団からの訴えを受け、12 月 26 日に法第 23 条第 1 項に基づく通報として、学校に対し法に則った事実関係の調査を行うよう通知した。

(2) 学校による一次調査報告書の提出 (H30.5~H30.7)

平成 30 年 5 月 30 日に学校調査組織は調査報告書を取りまとめし、被害生徒 A、B の両親に郵送した。

学校調査組織の調査では、被害生徒側が調査組織の聴取等に応じないとして、平成 29 年 6 月から 7 月に学校が行ったヒアリングの内容を基にいじめの評価が行われており、ヒアリングによって認められた行為として次の行為を挙げている。

- ・「死ね」「消えろ」「帰れ」との声が監督のいないところでは、コーチを含め、3 年生が 1 年生に対して言い放っていることが認められる。
- ・寮や学校等の廊下ですれ違い時に 1 年生に対して投げかけていることが可能性としてあるが、1 年生からの聴き取りでも特に特定できる人物は見当たらない。
- ・1 年生が挨拶したのに先輩が無視した可能性がある。但し特定はできないし、先輩たちはその（認識がなかった）。

※報告書中では「先輩たちはその」で文書が途切れているが、後の本委員会の再調査で「先輩たちはその認識がなかった」の記載であることを確認した。

このヒアリング結果や転学までの経過を踏まえ、学校調査組織の報告書では本事案に対する見解として当該部内で 1 年生が複数名パニック状態となったのは、日常の厳しい練習にストレスを溜めていたことが背景にあり、練習中の出来事等で不適切な言動はあったものの誰かを集団でいじめようとした意図は認定できないとして、本事案をいじめと認定しがたいと報告している。

また、報告書では本事案の最大の問題点として、 高校 部監督が被害生徒 A、B の保護者に転学を勧め、被害生徒両名に転学が可能であるという認識を植え付けたとしてその対応を非難している。当該校としては前期試験を受けなければ成績の認定ができず転学照会ができないが、相手校の監督が転学可能との認識を被害生徒に与えたため、結果的に転学手続きが上手く進まないことに被害生徒両名は精神的な打撃を受け心身の不調を招いたとして、相手校監督の対応を報告書中で非難している。

併せて、県の対応に対しても、被害生徒に「転学できないのがおかしい」という意識を植え付けたとして非難している。

これらの評価を踏まえ、学校調査組織の調査報告書では、本事案をいじめとは認定せず、被害生徒 A、B が不登校や心身不調となった理由は、 高校への転学が可能かどうかの不安による要因が大きいと分析している。

学校調査組織の調査報告書における結論に対し、被害生徒側から学校に対し、心理等の専門家を入れた調査を求める文書が提出されたことから、学校は専門家による意見を聴取するとして、本報告書については一次報告書という扱いで平成 30 年 7 月 11 日に県に提出した。

第3 再調査請求書について

1 代理人弁護士からの再調査請求書提出 (R1.8)

令和元年8月27日付けで被害生徒A、B及び代理人弁護士4名の連名で「再調査請求書」が県知事あてに提出された。

この請求書では、学校調査組織の調査について意見が述べられており、法第31条第2項による地方公共団体の長による再調査を求めている。

2 再調査請求書で問題とされている事項

上記の被害生徒A、B及び代理人弁護士から提出された「再調査請求書」で挙げられている学校調査組織の調査の問題点は次のとおりである。なお、各項目の説明は、上記再調査説明書から本委員会で要約した内容となる。

(1) 事前に被害生徒・保護者と調査事項が確認されておらず、十分な調査が尽くされていないこと

① 学校調査組織が被害生徒に対し、調査事項の確認を行っていないこと

学校調査組織の調査は、平成29年6月から7月に学校が行ったヒアリング結果を基に進められており、学校調査組織の発足後に被害生徒への聴取や調査事項の確認などを行っていない。

② ヒアリングの主体が学校調査組織でないこと

学校調査組織は平成29年6月から7月に学校が行ったヒアリング結果のみを基に事実認定を行っているが、このヒアリングはいじめの認定を避けようとしている校長や学校が主体で行われており、公平・中立性に大きな疑問がある。

③ 被害生徒が心身障がいを受けた原因を誤認していること

学校調査組織は被害生徒の心身障がいと当該部のトラブルの因果関係はないと認定しているが、以下の点から誤りである。

ア 学校調査組織の検討は形式的な事実には着目しておらず、被害生徒らの精神的な打撃が全く考慮されていないことから、事実の評価を誤っている。

イ 学校調査組織の調査報告書には、客観的な事実認定と当該校が当時抱いた感情が明らかに混同して記載されており、事実認定に学校側の意向が色濃く反映されていることは明白であり、偏りがある。

(2) 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていないこと

① 学校がいじめを否認したことについての調査考察が不十分であること

学校がいじめを早急に否定したことによる、被害生徒らへの精神的影響などの考察がなく、これらの考察がなければ学校の対応が適切か否かの判断はできないはずである。

② 学校が[]高校へ送付した転学願いについての調査考察がないこと

学校が[]高校に送付した転学願いの文書は、相手方[]部の引き抜き行為を一方的に決め付け非難する内容である。

このような文書が出されたことにより、被害生徒らの転学が困難となり、精神状態に悪影響

を与えた可能性は否定できず、これらの経緯について学校調査組織では調査考察がなされていない。

(3) 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義があること

① 学校職員が調査委員の半数を占めていること

学校調査組織の構成員は、学校職員6名、外部有識者3名、専門家有識者3名の計12名で構成されているが、委員構成の半数が学校職員になることは公平・中立な判断を行うことが期待できなかったことは明らかである。

② (外部) 有識者の関与が不十分であること

ア 外部有識者が関与する前に結論の方向性が決められていること

学校調査組織は第2回会議まで学校職員のみで構成されており、さらに構成員に校長と当該部監督が含まれており、当初からいじめを否定する発言をしている校長と直接の関係者である監督が含まれていることは、公平・中立的な人選とは言い難い。

さらに、外部有識者が関与する前の第2回会議の時点で概要がまとめられており、第3回会議から初めて外部有識者が関与するが、たった1回の会議で報告内容が承認されていることから、外部有識者が主体的に調査に関わることができていないのは明白であり、外部有識者による十分な検討がされていない。

イ 専門家有識者の関与が限定的であること

既存の外部有識者のほかに、被害生徒側からの要請により、専門家有識者として弁護士、学術関係者、心理士が途中で構成員に加わったが、これらの専門家有識者の関与は、既に結論が出ていた一次報告書を読み意見書を提出するという方法のみの関与であり、積極的に調査に参加することができる立場ではなかった。

(4) 再調査を行うにあたっての要望

再調査請求書内で再調査にあたっての要望として「資料の保存と廃棄資料の日時と責任者の特定」「調査にあたり、被害生徒や両親への説明と調査への要望を確認すること」が挙げられている。

3 再調査の決定

県は学校調査組織の調査結果に対し、被害生徒側への意見聴取などが行われていないこと、最終答申では暴言等についていじめと認めているが、それに対する学校の対応の検証や再発防止策が検討されていないことなどから、学校調査組織の調査は不十分として再調査の実施を決定した。

なお、知事から本委員会に対する諮問事項は「1 はじめに」で記載したとおりである。

第4 調査方針

1 再調査の方針

当該校において平成29年に発生した事案に対し、「いじめの全容解明」「いじめと心身障がい・不登校の因果関係」「学校の設置者及び学校の対応」について調査・検証を行う。

2 調査の進め方

本委員会では、「1 再調査の方針」で述べた各項目について調査・検証を行うため、まず被害生徒側に聴き取り等を行い、調査の希望を確認した上で学校への調査を進めることとした。調査方針の検討にあたり、被害生徒A、Bに対し書面にて学校調査組織の報告書に記載のある行為以外のいじめ行為の有無、当時の部員やクラスメイトの連絡先提供の可否について確認を行っている。

なお、本再調査に関して被害生徒A、Bは同じ4名の弁護士を代理人として委任しており、被害生徒に対する連絡調整は全て代理人弁護団経由で行った。

第5 被害生徒への調査

1 調査方針説明 (R2.10 実施)

調査にあたり被害生徒家族と代理人弁護団に対し、委員会より調査方針や今後の進め方について説明を行った。今後の聴き取り調査などにあたり、被害生徒A、Bの家族からは被害生徒A、Bとも当時の出来事を思い出したりすると感情が不安定になるため、調査においては配慮を求める旨の要望があった。

2 書面調査の実施 (R2.11~R3.11)

被害生徒の心身の状態を考慮すると長時間の聴き取りは困難と思われるため、本委員会で検討した結果、委員会からの質問事項を書面で回答してもらい、その内容を踏まえて聴き取り項目を整理し、被害生徒A、Bに対する聴き取り調査を進めることとした。

委員会では被害生徒と御家族への質問事項を整理し、令和2年11月に代理人弁護団を通じて回答を依頼した。質問項目については、被害生徒AとBで共通の項目のほか各自への項目を設けた。

(調査項目は別紙1のとおり)

被害生徒A、Bともに当時の出来事を思い出すことに対する心身の負担があるとして、本委員会への回答までに約1年を要したが、御家族の協力もいただき回答をいただいたところである。

平成29年6月に当該部の1年生がパニックを起こしてから夏休みまでの期間、被害生徒AとBは一時実家に帰省し、その後寮には戻らず同じ1年生の自宅から通学を再開、7月中旬に[]に寮に戻った。

両家族からは、この期間の被害生徒の様子について、精神的に不安定であり、学校への通学を再開した後も学内で当該部の先輩に会うのが怖いとなるべく接触を避けるようにしていたとの回答があった。

また、被害生徒が登校を再開してから夏休みに入るまでの期間に学校が行った面談に関しては、被害生徒A側からは詳細は覚えていないが「希望が見える内容ではなかった」こと、被害生徒B側から「先輩からの暴言等はいじめではなく、あなたたちが変わる必要がある」として被害者側の弱さや幼

さを指摘して説得する内容であったとの回答があった。

2学期からの不登校の原因については、被害生徒A、B両方から被害生徒の精神的な不安定さによるものと回答があり、転学を考えた理由については、被害生徒Aの家族からは当該校には行きたくないが■■■■■を続けたいという被害生徒A本人の意向があったこと、被害生徒Bの家族からはいじめを認めない・対応しない学校の対応への不信感や被害生徒B本人の精神面を考慮して決断したとの回答があった。

こうした被害生徒A、B及び家族からの回答は、学校調査組織の調査報告書内の7月に被害生徒A、Bが一時登校を再開した際の様子として、「上級生が学校にいた時もクラスには何の問題もなく入っていた」「登校後の面談では不安を話せるようにしていた」とする記載とは様子が異なっている。また、不登校や心身障がいの原因はあくまで転学が上手くいかなかったことが原因との見解とも一致していない。

また、転学に関して、被害生徒Aの家族は学校には子どもの将来を考えて協力してもらいたかったと述べており、被害生徒Bの家族は校長が「いじめと認めると忙しくなる」、「第三者委員会が入ると困る」と話しているのを聞き、学校への不信感があったことから転学を受け入れてくれる高校を探していたこと。■■■■■高校の■■■■■部監督には相談していたが学校同士で正規のやり取りをしてもらいたいと考えていたこと、学校には相手方の高校との話し合いをお願いしたが、対応が遅かったためカリキュラム対応ができず転学不可になったとして学校の対応に疑問を呈す回答があった。

また、学校は転学をさせると被害生徒側には言っていたが、その裏で■■■■■高校に転学希望を引き抜きと批判する内容の手紙を送っていたことなどから、学校の対応への憤りといじめられている生徒を最優先に守ってほしかったとの回答があった。

3 聴き取り調査 (R3.12)

書面調査の回答を得た後、本委員会から被害生徒A、B本人と御家族への聴き取り調査を実施した。

調査にあたっては、被害生徒両名の精神的な負担を考慮し、可能な限り短時間で完了するよう事前に担当委員で打ち合わせをし、書面調査の回答内容の確認と聴き取り項目を整理した。

当日は被害生徒A、Bが県外在住であることから、オンラインで県庁、被害生徒、被害生徒代理人の三者を接続し担当委員による聴き取り調査を行った。

聴き取り調査は被害生徒AとBを個別に実施し、項目は大きく分けて「最近の生活の様子や健康状態」「今の生活に当時の出来事がどのように影響しているか」「この再調査や学校に対する要望」の3項目とした。

被害生徒Aからは、■■■■■

■■■■■ことがあること、■■■■■

■■■■■にしていること、■■■■■

■■■■■があった話がされた。

また、■■■■■

■■■■■との話があった。

被害生徒Aの家族からは子どもの人生が変わってしまった出来事であり学校には真剣に考えても

らいたいとの希望が出された。

被害生徒Bは、聴き取りを行った令和3年12月時点では [REDACTED]、当時の出来事を考えたり思い出したりすると具合が悪くなることもあること、 [REDACTED]

[REDACTED]と述べている。

[REDACTED]と話があった。

本委員会や学校に対する要望として、被害生徒Bは学校に対しては悪かったことを認めてほしいと希望しており、被害生徒Bの家族からも学校が当初はいじめを認めず最終的に被害生徒が退学してから調査報告書でいじめを認めたこと、学校が転学を認めるという話を当初していたがその裏で [REDACTED] 高校への批判の文書を送っていたことへの不信感が話され、学校の真意を知りたいとの要望が出された。

第6 学校への調査

1 学校への調査項目

被害生徒A、Bへの聴き取り調査後、回答内容や学校に対する要望を踏まえて、本委員会で学校及び学校調査組織への質問事項や提供を求める資料について整理した。

学校への調査項目は大きく分類して以下のとおりとなる。(調査項目の詳細は別紙2のとおり)
なお、1～2回目の調査時に当該校で当時の調査記録等の廃棄が明らかになったことから、3回目以降の調査依頼時は項目に書類廃棄に関する内容を追加した。(調査項目の詳細は別紙2のとおり)

(1) 学校への調査項目

- ① 当時の学校の組織体制やいじめ対策への取組
- ② 当時の関係教職員の在籍状況と連絡先の提供
- ③ 学校調査組織の人選の考え方
- ④ 学校調査組織の調査報告書や被害生徒への調査で述べられた学校の対応について
(対応の理由や意図、事実関係の確認)
- ⑤ 当時のヒアリング、転学照会等に関する資料提供
- ⑥ 転学照会への対応
- ⑦ 被害生徒の心身不調に関する認識
- ⑧ 被害生徒への調査結果の説明の有無
- ⑨ 学校としての対応の検証や再発防止策の検討状況
- ⑩ 記録の廃棄について (3回目以降追加)

(2) 学校調査組織への調査項目

- ① 一次調査報告書、最終答申に記載の学校調査組織の見解等について

- ② 会議の開催状況、検討内容、開催記録の提供について
- ③ ■■■の高校に対する転学照会の対応検証の有無
- ④ 学校の対応の検証と再発防止策の検討状況
- ⑤ 記録の廃棄について（3回目以降追加）

調査にあたっては質問項目が多岐に渡ることで、当時の調査資料等の提供を求めることから被害生徒への調査と同様に、まずは書面で質問項目への回答と関係資料の提供を依頼し、その内容を整理の上、聴き取りへの協力を依頼することとした。

2 書面調査とその結果（R4.4～）

（1）1回目の書面調査（R4.4）

令和4年4月に、学校への調査は校長に、学校調査組織への調査は当時■■■を務めていた教諭あてに本委員会からの依頼文書と調査票を送付した。

この調査協力依頼に関しては、校長から電話で、調査報告書提出から3年が経過しての再調査依頼に対する非難と、当時の調査や聴き取りの記録は全て廃棄したため本委員会からの調査には回答できない旨が伝えられた。

また、当時の学校調査組織の■■■である教諭に連絡したところ、校長と相談の上、学校の対応に合わせる旨の回答があり、この1回目の調査はいずれも協力を得られず終了した。

（2）2回目の書面調査（R4.5）

1回目の調査が学校からの電話回答のみであったため、再度同じ調査項目で依頼文書を送付し、調査協力ができない場合はその理由について書面による回答を依頼した。

これに対し、学校から調査には協力できないため書面によりその旨を送付するとの電話連絡があった。その際、被害生徒側への調査は代理人ではなく本当に被害生徒本人に行っているのかの確認と、当時、学校調査組織の調査が完了した際に保護者には報告しているが、何も返事が無かったため終わったものだと思っているとの説明があった。

その後、校長名で「種々の調査については卒業学年をもって廃棄し、指導要録のみを保存しているため、当時の手記や書類等も全て廃棄していること」「当時の当該部生徒や監督、コーチも卒業・退職しており不確かな情報で回答はできないこと」を理由に再調査への協力はできないとの回答文書が委員会あて送付された。

学校の回答から数日後、学校調査組織あての調査依頼も、「卒業学年の種々の調査に関しては対象生徒の卒業を待って、当時の手記や書類、議事録等はすべて破棄している」ことを理由として協力はできない旨の文書が委員会に送付された。

（3）3回目の書面調査（R4.7）

文部科学省のガイドラインでは、調査により把握した情報の記録について最低5年間の保存が望ましいとされており、さらに廃棄は被害生徒や保護者への説明の上行うこととされている。

この記録の取り扱いを巡り、調査項目へ新たに書類の廃棄に関する内容を加え、調査票も「回答に当時の記録を要する項目」「記録が無くても回答可能な項目」の2種類に整理して、それぞ

れ学校と学校調査組織あてに調査協力依頼文書と共に送付した。

本委員会からの3度目の調査協力依頼に対し、校長と当時の学校調査組織の■■■■であつた教諭の連名で書類廃棄に関する項目のみ回答があつた。

まず、記録の廃棄を被害生徒に説明したかという点は、平成31年1月に県と被害生徒兩名に最終の調査報告書を送付したが、双方から再調査等の依頼はなかつたため翌月学校調査組織を解散したこと、令和2年3月末に被害生徒の同級生が卒業したことから学籍簿のみ残して他の書類は廃棄したこと、この廃棄は誰の権限でもなく、学校の通常の取り扱いとして行われているとの回答があつた。

廃棄した書類は最終報告書を除いて付随する全てとなり、廃棄の根拠に関しても学校での通常の取り扱いに倣って行ったとしている。

また、校長は当時被害生徒代理人からの要望により、学校調査組織の構成員から外れたことから最終報告書以外の資料を持たないこと、当時の学校調査組織は解散したことから当時の■■■■である教諭も回答の権限を有さないとして調査協力依頼を拒否するとしている。

(4) 被害生徒への進捗報告 (R4.10)

この時点で学校からの調査協力が十分に得られていないことから、委員会では今後の対応を協議すると共に、被害生徒への進捗報告として代理人弁護士に学校から協力を得られていない現状を文書にて報告した。

(5) 学校訪問と4回目の書面調査 (R5.1)

書面での協力依頼ではこれ以上の進展は望めないとして、本委員会は学校に対して訪問のう え、調査の趣旨などを直接説明したい旨を申し入れた。

学校はこれに応じ、令和5年1月18日に本委員会の委員3名と事務局職員が当該校を訪問し校長と面会した。この面会では、まず、校長から被害生徒が学校に来られなかつた理由はあくまで転学がうまくいかなかつたことが原因であること、学校としては本事案をいじめ重大事態とは認識しておらず、県が勝手に重大事態だと決めたという見解が述べられた。

再調査への協力については、当事者である学校の意向を抜きに再調査の判断を行った県への非難がまず述べられ、当時の当該部生徒や監督、コーチも皆卒業や退職したため関係者がいないこと、記録も廃棄し、自身は代理人から学校調査組織の構成員から外れるよう要請があつたことから当時のいじめ調査に関しては回答できる人間がいないとして、書面調査の時と同様に協力を拒否された。

委員から、調査項目には当時の記録によらず回答できる項目があること、学校の一般的ないじめ対策や本事案に関する学校としての見解を聞いている項目もあるので、それらに関しては現在の体制でも回答ができるとして調査への協力を要請したところ、学校のいじめ対策など一般的事項については調査に回答するとの意向が示されたことから、委員長から調査票をその場で手交し回答を依頼した。

なお、学校調査組織の関係者は同席しなかつたため、後日郵送で改めて当時の■■■■あてに調査協力依頼文書と調査票を送付した。

(6) 4回目の書面調査に対する回答

令和5年2月2日付けで、校長名で「[]いじめ事案に係る書面調査に対する見解について」(※脱字は原文通り転記)として、本委員会からの調査事項の一部を回答する文書が送付された。

文書の前半では、平成31年4月に学校が県に送付した「[]報告書(最終答申)に対する照会について(※脱字は原文通り転記)」の全文が引用(内容は10ページ「調査報告書(最終答申)に対する県からの照会(H31.3)」を参照)されており、既に当該文書で回答を詳細に述べているとして、以降は校長の私見として本委員会からの質問事項の一部について回答があった。

校長の私見として、被害生徒の不登校や心身不調の理由は[]高校への転学が上手くいかなかったことが主因であるとし、調査報告書と変わらない見解を示しているほか、学校調査組織の調査に被害生徒側の意向が反映されていない点については、何度も文書や電話で意見を求めたが拒否されたためできていないとし、資料の廃棄に関しては、調査結果に対して被害生徒や県から問い合わせや意見がなかったので廃棄したと述べている。

基本的な主張は前述の平成31年4月に県に送付された文書と変わっていないが、今回の照会では再発防止策について回答が得られており、学校では「死ね、消えろ」の言葉がいじめと認定されたのであり、これらの言葉はたとえ練習中でも使ってはいけないと周知したことを再発防止策として挙げている。

なお、学校調査組織あての調査に対しては、相手方から現在の職務では一切回答不要との指示を校長より確認したとの文書が委員会あて送付された。

本委員会では、これ以上の要請を行っても学校から協力を得られる可能性が低いこと、既に回答を得た調査項目以外は前述の理由(書類廃棄、学校調査組織の構成員から外れたこと)により回答を拒否される蓋然性が高いとして、学校に対する調査をここで終了することを決定した。

調査項目への回答と併せて依頼していた当時の関係者の連絡先提供についても、同様に提供を受けることは困難と判断されたため、委員会で検討の上、監督、コーチなど当時の関係者に対する調査も断念する判断となった。

第7 被害生徒への進捗報告と要望事項

令和5年2月17日に本委員会から代理人弁護士に学校調査の経過を説明し、弁護士より被害生徒への直接の説明の要望があったことから、令和5年5月24日に被害生徒両名の父親への進捗説明を実施した。その際、被害生徒家族が当時学校とのやり取りを録音した音声データの確認について要望があったことから、以下の3種類の録音記録を委員会で確認した。

- 1 部活動内のトラブルを受けた保護者説明会(平成29年7月8日)
- 2 校長と監督による被害生徒A宅の家庭訪問(平成29年7月12日又は13日)
- 3 被害生徒B家族と校長の面談(平成29年10月頃 ※詳細時期不明)

第8 いじめの認定について

1 いじめ防止対策推進法によるいじめの定義

法第2条では、いじめの定義を「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

<いじめ防止対策推進法第二条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとされている。

2 学校におけるいじめの認定について

(1) [] 一次報告書での見解

学校調査組織の一次報告書では練習中の「死ね」等の言動は不適切と認めているものの、誰かを集団でいじめようという意図は確認できなかったとして、いじめとは認められないとしている。

この学校調査組織の判断では、加害者側がいじめを意図していたかどうかを判断として挙げているが、法第2条ではいじめの定義として「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」ことを挙げており、加害者側がいじめと認識していたか否かによりいじめかどうかを判断することは、法による定義と合致していない。

(2) [] 報告書(最終答申)での見解

専門家有識者3名から意見を踏まえて、学校調査組織の最終答申では練習中の「死ね、消えろ、帰れ」などの暴言をいじめと認定している。

しかし、調査報告書内で挙げているその他の行為(廊下等ですれ違う際に死ね等の言葉を投げかけている、挨拶をしても無視をする)について、どのような議論がなされたのか触れられていない。

また、どのような検討を経て一次報告書から結論を変えたのかという点も記載されていない。

3 いじめ行為について

(1) 学校調査組織の調査報告書で事実関係を認めている内容

学校調査組織の調査報告書(一次報告書・最終答申)では、部員に対するヒアリングの結果として、次のとおり事実関係を認めている。なお、これらの事実関係は、平成29年7月8日に行われた保護者説明会でも学校から説明されている。

- ① 「死ね、消えろ、帰れ」との声が監督のいないところではコーチも含め、3年生が1年生に対して言い放っていることが認められる。

② 寮や学校等の廊下ですれ違い時に1年生に投げかけていることが可能性としてあるが、1年生からの聞き取りでも特に特定できる人物は認められない。

③ 1年生が挨拶したのに先輩が無視した可能性がある。但し特定はできないし、先輩たちはその(※認識がなかった)。

※ 報告書中では「先輩たちはその」で文書が途切れているが、その後の本委員会の再調査で「先輩たちはその認識がなかった」の記載であることを確認した

(2) 被害生徒側から訴えがあったその他のいじめの内容

被害生徒側への書面や聞き取り調査では、被害生徒Bより学校調査組織の報告書に記載があった以外のいじめ行為として、次の行為の訴えがあった。

① 3年生AとBからの「いなくていいよ」「やめてもいいよ」の暴言。

② 2年生AとB、その他複数、Aコーチからの「調子こいてんな」「ふざけんな」の暴言。

③ 2、3年生集団での無視、にらみ(大会中、練習中、寮での日常生活)、挨拶を一切返さな
い、返事をしない、無言でじっと見られる

④ 1年生が何をやっても文句を付けられ怒られる。3年生に言われたことをやると2年生が怒る場合が多い。2年、3年、Aコーチは個別に指示する内容が異なっており、何をやっても文句を付けられ怒られる。

⑤ 6月のミーティングで1年生が過呼吸を起こして救急搬送された際、パニックになって自宅へ帰ろうと駅に向かおうとしたら、先輩に強制的に拘束され軟禁状態とされた。

⑥ 3年生の携帯電話が壊されたときに3年生から犯人として疑われた。(相手方不明)

⑦ 3年生から男子と電話するなどと言われた。(相手方不明)

⑧ 2、3年生からクラスの男子と仲良くするなどと言われた。(相手方不明)

⑨ 2年生に入学式の写真を親子で撮らせてもらえなかった。(相手方不明)

⑩ 入学前の遠征の際に、当時2年生の先輩から入学したら覚悟しろと脅された。(相手方不明)

(3) 代理人弁護士より本委員会へ提示された、新資料がなくてもいじめと認定すべきとの訴えがあった事項

令和5年5月16日付けで、代理人弁護士より本再調査に対する文書が送付され、学校の書類を廃棄したとの回答を踏まえた上で、新資料がなくてもいじめと認定すべき事項として以下の項目が挙げられている。

① 部活動の練習中、3年生AとBが1年生に「死ね」「消えろ」「使えない」などの言葉を言い向けた。

② 2年生Aが1年生に、挨拶をされても頷くしか反応しない、返事を雑にする、ボール拾いや荷物運びなどの仕事を2年生が気付く前に動けない1年生に対して冷たい言動をとった。

③ []の平成29年6月25日又はその前後、部活動内のミーティングにおいて、顧問から「1年生の応援が悪いのは3年生の指導が駄目だから」との指摘がなされた後、2年生Bが被害生徒Bに対し、「なんでそういう表情をしているの」と言い向け、2年生Aが1年生に向かって「1年いなくていいから」「うちらだけで回る、1年いる必要ない」などと言った。

その結果、被害生徒AとBが過呼吸状態となった。なお、その場にはAコーチも同席して

いた、2年生AとBは後に強く言い過ぎたことは認めている。

4 本委員会におけるいじめの認定について

(1) 認定にあたっての考え方

本委員会では前段の「3 いじめ行為について」で挙げられている行為を「事実関係の確認が可能か」「被害生徒が苦痛を感じているか」の観点から、いじめの認定について整理した。事実関係の確認は、今回の調査では当時学校が行ったヒアリングの記録の確認や関係者への聴取ができなかったため、学校調査組織の調査報告書や被害生徒側から提供があった録音記録など現存している資料を基に分析した。

本事案におけるいじめの事実確認で難しい点として、いじめとして問題になりうる行為が被害生徒A、Bに限定して行われていたとは必ずしも言えず、1年生全体に対する行為として事実関係が認められる行為が挙げられる。

そのため、対象が特定できない行為であっても、1年生全体に行われていたと認められるもので被害生徒A、Bが苦痛を感じていた行為は、「児童等が心身の苦痛を感じている」ことを要件とする法の定義に照らし「いじめ」と認定する。

(2) いじめの認定について

(1)の観点から各行為について確認すると、まず、学校調査組織の調査報告書でも認定された「死ね、消えろ、帰れ」などの暴言は、3年生のAとBが自身が言ったと認めており、1年生に向けてそのような言葉が投げられていたという他部員からの証言もあることから、本委員会でも被害生徒A、Bに対するいじめであると認定する。

他に、挨拶を返さない、ボール運び等の仕事に気が付かない1年生に冷たい言動を取ったという行為について、2年生Aが自身がそのような態度を取ったことを認めており、1年生は無視や上級生の冷たい言動に苦痛を感じていたため、これらの行為もいじめと認めることができる。

平成29年6月25日に行われたミーティングでは、顧問や3年生の指導後に部屋に入ってきた2年生のAとBが、1年生に対して「1年いないから」「1年いる必要ない」などの言葉を向けており、被害生徒Bはこの発言が原因で自分と被害生徒Aは過呼吸を起こしたと述べている。2年生のAとBはミーティング中に被害生徒Bが眠そうにしていたとの話を3年生から聞き、顧問や3年生が退室後に1年生に注意をしたと認めている。また、保護者説明会では部員へのヒアリングで「1年生がいると悪影響と言われた」「1年生全員が泣いていた」という発言があったことも学校から説明されており、2年生A、Bの発言を被害生徒A、Bを含む1年生が苦痛と感じていたと考えられることから、これらの行為もいじめと認定できる。

他にも、学校が行ったヒアリングや本委員会の再調査での被害生徒A、Bの証言として、学校の廊下や寮で「死ね」などの言葉を言われた、「調子こいてんな」などの発言があった、上級生から睨まれる、無視されるなどの行為も挙げられており、これらの行為は個別に誰が行ったか事実認定が困難であったが、被害生徒A、Bだけではなく複数の1年生が練習内外で上級生から威圧的言動があったことを述べており、部活動全体として上級生から下級生へのこのような行為が日常的に行われていた、また、容認されていた状況であったと推察される。

なお、被害生徒側から訴えがあった個別の行為の中には、今回の再調査では事案から時間が経

過しており関係者からの聴き取り等が困難であったことや、学校側の当時のヒアリング記録等の確認ができず事実関係を認めるまでの証言や資料を得られなかった行為もある。

被害生徒側から訴えがあった行為でいじめと認定したものは次頁以降で一覧として整理している。

＜被害生徒A、B共通＞

| 「3 いじめ行為について」の項目番号 | 行為 | 事実関係の確認 | 被害生徒が苦痛と感じたか | いじめの認定 |
|-------------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------|---------------------|
| (1)-① (2)-① (3)-① | 「死ね、消えろ、帰れ」などの言葉を3年生AとBが1年生に言い放っていた。 | 学校が行ったヒアリングで、3年生がそのような発言をしていた旨の証言が複数あるほか、3年生のA、Bも「死ね」等の発言をしたと認めており、日常的に威圧的な言動があったと認められる。 | 上級生からの発言に被害生徒や他1年生が苦痛を感じたといえる。 | 3年生A、Bからのいじめと認定できる。 |
| (1)-② | 寮や学校の廊下内で「死ね」などの言葉をすれ違い時に言われる。 | 人物の特定や言われた内容の特定は困難であるが、被害生徒Aはすれ違い時に「死ね」との言葉を言われた、他の1年生も寮内で上級生が1年生の愚痴を聞こえるように言うなどの証言があり、「死ね」という言葉が特定できないが練習中以外の場面でも1年生に対する悪口などの行為が行われていたと認められる。 | 被害生徒や他1年生は上級生からの悪口に苦痛を感じたといえる。 | 上級生からのいじめと認定できる。 |
| (1)-③ | 1年生が挨拶したのに無視をした。 | 対象者や相手が特定されていないが、学校が行ったヒアリングで上級生から挨拶を無視されたこと証言する1年生が複数いたこと、2年生Aが挨拶をされても頷くしか反応しなかったこととあると認めていること、他の2年生が同学年で1年生の挨拶を無視する人があると証言していることから、特定の2年生が1年生を意図的に無視した事実はあると認められる | 無視に対して被害生徒や他1年生は苦痛を感じたといえる。 | 特定の2年生からのいじめと認定できる。 |

| | | | | |
|-------|--|--|--|---------------------|
| (3)-② | 2年生Aが1年生に対し、挨拶をされても頷くしか反応しない、返事を雑にする、ボール拾いや荷物運びなどの仕事を2年生が気付く前に動けない1年生に対して冷たい言動をとった | 2年生Aが学校のヒアリング時に、2年生が動く前に気が付くことができないう1年生に対して、返事を雑にしたり冷たい言動をとったと認めている。 | 2年生Aのこの行為に被害生徒や他1年生が苦痛を感じたといえる。 | 2年生Aからのいじめと認定できる。 |
| (3)-③ | <p>■■■■の平成29年6月25日又はその前後、部活動内のミーティングにおいて、顧問から「1年生の応援が悪いのは3年生の指導が駄目だから」との指摘がなされた後、2年生Bが被害生徒Bに対し、「なんでもそういう表情をしているの」と言い向け、2年生Aが1年生に向かって「1年いなくていいから」「うちらだけで回る、1年いる必要ない」などと言った。</p> | <p>2年生の証言で、■■■■終了後に3年生Aが1年生に指導したが、居眠りしている1年生がいたため、2年生A、B、Cが1年生に話をしたと証言している。これについて、1年生Aが「2年生からダメ出しを受けた」と証言していること、2年生Cが指導後に泣いている子がいたと話していることから、2年生から1年生に対して指導があったことは認められる。</p> | 被害生徒AとBはこの時の指導が原因で過呼吸を起こしているほか、泣き出す1年生もいたことから苦痛を感じているといえる。 | 2年生A、Bからのいじめと認定できる。 |

＜被害生徒Bから訴えがあった行為＞

| 「(3)いじめ行為について」の項目番号 | 行為 | 事実関係の確認 | 被害生徒が苦痛と感じたか | いじめ行為の認定 |
|---------------------|--|--|--|--|
| (2)-② | 2年生AやB、その他複数生徒、Aコーチからの「調子こいてんな」「ふざけんな」の暴言。 | 「調子こいてんな」「ふざけんな」と具体的に暴言の内容は特定はできないが、2年生からの威圧的な発言があったと証言する1年生が複数名いることから、暴言はあったと認められる。 | 2年生からの暴言に1年生は苦痛を感じたといえる。 | 2年生からのいじめと認定できる。 |
| (2)-③ | 2、3年生集団での無視、にらみ(大会中、練習中、寮での日常生活)、挨拶を一切返さない、返事をしない、無言でじつと見られる | 「にらみ」と「無言でじつと見られる」は他に同様の証言をしている1年生がおおらず事実確認が困難。 挨拶を返さない、無視、返事をしないは他の1年生からも証言があり、2年生Aは挨拶をされたも額くしかしかなかったことともあると認めていることから、そのような行為があったと認められる。 | 上級生からの無視などの行為に1年生は苦痛を感じたといえる。 | 挨拶を返さない、無視、返事をしないの行為は少なくとも特定の2年生から1年生に行われたことは確認でき、いじめと認定できる。 |
| (2)-④ | 1年生が何をやっても文句を付けられ怒られる。3年生に言われたことをやると2年生が怒る場合が多い。2年、3年、Aコーチは個別に指示する内容が異なっており、何をやっても文句を付けられ怒られる。 | 被害生徒Bのほか、数名の1年生が3年生からの指示に従い行動すると、2年生から叱られる、怒られるとの証言があり、そのような行為があったと認められる。 | 2、3年生で異なった指示を出され、怒られたり文句を付けられることで1年生が苦痛を感じたといえる。 | 一方的に文句を付ける、怒る行為は上級生からのいじめと認定できる。 |

5 被害生徒の不登校・心身不調について

(1) 被害生徒の不登校・心身不調に関する経過

平成 29 年 6 月 25 日に複数の 1 年生がパニック状態となった後、被害生徒 A と B は過度の緊張があるとして、学校の判断により他 3 名の 1 年生と共に自宅に帰省した。帰省後は 7 月 10 日まで学校を欠席するが、7 月 11 日から同じく帰省していた県内の 1 年生の自宅から登校を再開し、部活動には復帰できなかったが、夏休みに入るまで登校を続け教室で授業を受けている。

夏休み明けに他県の高校への転学希望が保護者より学校に伝えられ、以降は被害生徒 A、B 共に登校することはなく被害生徒 B が平成 29 年 12 月、被害生徒 A は平成 30 年 2 月頃に退学した。

また、心身不調に関しては被害生徒 A、B に医師から以下の診断が出されてほか、本委員会のヒアリングに対して被害生徒 A、B 両名から、当時の部活動内での出来事による現在の心身への影響について述べられている。

【被害生徒 A、B 診断書】

- ・平成 29 年 9 月 16 日付け被害生徒 A 診断書 [REDACTED]
- ・平成 29 年 9 月 25 日付け被害生徒 B 診断書 [REDACTED]
- ・平成 29 年 12 月 16 日付け被害生徒 B 診断書 [REDACTED]

(2) 本委員会の見解

不登校に関しては、6 月 25 日のミーティング後に複数の 1 年生がパニック状態となった後、7 月 10 日まで被害生徒が学校に来ることができなかったのは明らかに部活動内の出来事が原因であり、その点は学校調査組織の報告書内でも前述のとおり過度の緊張があると学校が判断して自宅に帰省させたと認めている。

夏休み明け以降は被害生徒 A、B が他校への転学を希望し、その後退学まで登校することはなかったが、この転学希望に関しては、本委員会の再調査に被害生徒側は部活動内での出来事や、その後の学校の対応に関して不信感を抱いたことが転学を考えるきっかけになったと述べている。

また、本委員会による被害生徒への聴き取り調査において、被害生徒 A は [REDACTED]

[REDACTED] と答えている。

被害生徒 B は聴き取りを実施した令和 3 年 12 月時点では [REDACTED]、本委員会の調査に対して [REDACTED]

[REDACTED] と答えており、当時の部活動での出来事が今も被害生徒 A と B の心理面に影響を与えていることが伺える。

従って、学校調査組織の報告書では、被害生徒の不登校や心身不調は全て他県の高校への転学手続きが上手く進まなかったことが原因であるとの見解が示されており、本委員会から学校に対する再調査でも同様の見解が回答されているが、本委員会としては、被害生徒が学校に来なくなるまでの一連の経過や被害生徒への調査結果も踏まえ、被害生徒の不登校や心身不調に関する全てが学校側の述べる転学手続きに関する不安感のみに起因するものとは言えないと考える。

第9 学校の対応への考察について

1 部活動の指導について

調査報告書に記載のヒアリング記録や、平成29年7月8日の保護者説明会での録音記録を確認すると、上級生から自分たちもこれまで上級生から厳しい指導を受けてきた、今回の件は1年生の至らない点を指導したという趣旨の発言が見られる。

部活動を行う中で規律や規範を維持するため、時には上級生の立場から下級生に厳しい態度を示す必要はあるものと考えられる。

しかし、「死ね」などの言葉を使うことや、下級生が常に不安や恐怖を感じるような威圧的な対応を取ることは、部活動の指導としては適切ではない。被害生徒からいじめとしての訴えはなかったが、保護者説明会の録音記録では部員へのヒアリング内で「移動中のバスで寝ていた1年生の頭を2年生が叩いた」という発言があったことも学校から述べられており、これらの行為が「指導」として許容されるような風土があったとしたらそれは問題である。

また、学校調査組織の調査報告書では、生徒間だけではなくAコーチからも生徒に対して「死ね、消えろ、帰れ」の暴言があったと認定している。被害生徒Bは本委員会からの確認に対し、当該コーチから「調子こいてんな、ふざけんな」などの暴言もあったと答えている。

第8のいじめの認定では、法第2条での生徒間の行為といういじめの定義に倣い、上記コーチの対応については述べていないが、部の指導者である大人がそのような言葉を生徒に対して向けていたのは本来非常に大きな問題である。当該コーチに関しては、学校は本委員会からの質問に解任したと述べているが、その解任理由も上記の暴言等によるものかは明らかではない。

本来であれば上級生の「死ね」などの暴言を諫める立場にあるコーチが、自身もそのような発言を生徒に向けていたのは、当該部の体制としてそのような言動が許容されていたということになりかねない。調査報告書ではこれらの言動は監督がいないところで行われていたとされているが、周囲の教職員で目撃した者はいなかったのか、いたとしたらこれを注意することはしなかったのか疑問である。

被害生徒や保護者への調査では、学校は面談などでも常に被害生徒が弱い、幼いという態度で接してきたと述べている。上記のような言動がチームを強くするための「指導」として部員が耐えるべき、乗り越えるべきものとして学校が捉えており、部活動の「指導」を理由として学校調査組織の最終答申が出されるまでいじめを認めなかったのだとしたら、認識を改めるべきところである。

2 事案発生後の初動対応について

平成29年6月に複数の1年生がパニックを起こした後、学校では該当の1年生だけではなく、当該部全員のヒアリングをすぐ実施している。この対応には起きたトラブルへの迅速な対処と個人ではなく部活動の問題として解決に当たろうとした学校側の姿勢が見て取れる。

また、これらのヒアリングは、部活動関係者には言いづらいこともあるとして、部活動に関係ない教員により行われており、この点は生徒に配慮した対応であると考えられる。

このヒアリングの結果、特定の誰かをいじめようとする意図はなかったとして、学校は早い段階で本事案はいじめに該当しないとの結論を出し、平成29年7月8日に行われた保護者説明会でも被害生徒Bの父親からの質問に対して、校長より本事案はいじめではないとする学校の見解が述べられているが、この点に関しては「第8 いじめの認定について」でも述べているとおり、「当該行為の

対象となった児童等が心身の苦痛を感じたか」をいじめとしている法の定義と合致していない。

一方で、その後に行われた校長と監督による被害生徒A、Bへの家庭訪問では、被害生徒Aの保護者から提供があった録音記録によると、被害生徒Aの部活動復帰に向けた話がされる一方で、校長から「いじめと認定すると大変」「県教委にも報告して逐一全部調べなければならず練習どころの話ではなくなる」という発言がされている。

後の本委員会の再調査で、学校はこの時のいじめを認定すると部活動ができなくなる旨の校長の発言の意図について、いじめという言葉が独り歩きすることへの懸念や、いじめとすることで逆に被害生徒の復帰が困難になることを予想したと答えているが、このような学校側の発言が被害生徒や保護者からの不信感を招き、その後の対応がより困難な状況になった一因であると本委員会では考える。

また、「いじめと認定すると大変」「練習どころの話ではない」という発言は言葉通りに捉えると、部活動を継続させるためにいじめを認めるわけにはいかないという意図が感じられかねないものである。

家庭訪問では、被害生徒Aの保護者より相手生徒からの謝罪にも触れられているが、学校側は無理に謝罪させることにより却って関係性が悪化するおそれがあるとして、丁寧に指導を行い自発的な反省を促していくと一見して被害生徒の立場にも配慮した見解を示している。しかし、その後には相手生徒への指導がどのように行われたのか、最終的に謝罪の意向は見られたのかということは被害生徒側に説明がされていない。

被害生徒A、Bが当該部への復帰に至らなかった要因には、部活動としての問題が改善されたか否かという点が被害生徒視点で最後まで明らかにならなかったこともあると考えられる。

学校は保護者説明会等で「死ね」等の暴言に対しては今後厳正な処分を行うと説明したが、専門家有識者の意見を踏まえた学校調査組織の最終答申が出されるまでの間、これらの行為についていじめとは認めておらず、部活動内の人間関係のトラブルとして対応している。

学校調査組織の報告書では、平成29年7月に被害生徒が一時学校に復帰した後、学校は10日間にわたりほぼ毎日面談を行い被害生徒の不安を話せるようにしていたと述べているが、本委員会による被害生徒側への調査ではこれらの面談について「あまり希望の見える内容ではなかった」「いじめではなく、あなたたちが変わる必要があるという内容を毎日言われた」と答えている。

家庭訪問や学校に一時復帰した後の面談など、学校として被害生徒側に配慮した対応を取っているように思われるが、学校側の前提としては「いじめではない」という意識があり、こうした点が被害生徒側からの不信感を招き転学希望や不登校などに繋がっていった可能性は否定できない。

学校として初動の段階で「いじめではない」と結論付けず、被害生徒側の心情に寄り添った対応が取られるべきであったと考えられる。

3 いじめ重大事態の判断と調査組織の立ち上げについて

平成29年12月22日に、代理人弁護士より県に本事案がいじめ重大事態に該当するとの訴えがあり、12月26日に県の私学担当部署から法第23条第2項に基づく通報として、国のガイドライン等に則った調査等を行うよう当該校に通知している。

学校はこの通知を受けて平成30年1月12日に学校調査組織を設置するが、この調査組織の設置に関して後に学校側は一貫して、県が一方的にいじめ重大事態を認定し、第三者を入れた調査組織の

設置も強制されたものだと主張している。また、最終答申が出された後、県からの照会に返答した文書では、いじめだと持ち込めば何でも対応する県の姿勢が問題であり、本来であれば現場の意見を聞き学校に任せるべきとの意見を述べている。

法第 28 条では、いじめ重大事態の要件を「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」としているが、学校は当初より、被害生徒の心身不調や不登校は転学手続きが上手くいかなかったことが原因であり、いじめ重大事態ではないとの見解を示している。

しかし、法第 28 条では重大事態の要件に該当する「疑い」がある場合はいじめ重大事態としての対応を行うとされており、国のガイドラインでもこの「疑い」は「被害生徒や保護者から申立てがあった時点で生じ、学校側が当該事案をいじめではないと捉えていたとしても、事実関係を明らかにするため調査にあたる必要がある」とされている。本事案では、少なくとも 12 月 26 日の県からの通報によって、学校は被害生徒側が本事案をいじめ重大事態と訴えていることを明確に把握していることから、その時点で学校として主体的に第三者を入れた調査等を実施する必要があったものと言える。

学校側は調査組織の設置やいじめの調査について強制されたと捉えていることから、被害生徒の訴えに関わらず、学校の判断により調査の要否を決定するとの認識を持っていると推察されるが、その認識は法や国のガイドラインに則ったものではない。

むしろ、平成 29 年 7 月 8 日の保護者説明会では、被害生徒 B の保護者からいじめ重大事態に当たるのではとの疑問が出されており、そうした意見を汲みながら、学校としてもっと早い段階からいじめの疑いがあるとして対応することが可能であったと考えられる。

4 学校調査組織による調査

(1) 学校調査組織による調査（一次報告書）

学校調査組織の一次調査報告書では、「 設置の経緯」として調査の経過が述べられているが、全 4 回の開催のうち 1、2 回目は学校の教職員のみで開催されており、外部有識者 3 名は 3、4 回目のみの参加となっている。

1 回目の会議は資料の確認を行ったとされているが、2 回目の会議では今回の事案の概要として「いじめ重大事態には当たらず、転学が上手くいかなかったことによる心身障がい」である旨が校長より に報告されている。

この記載を見るに、既に第 2 回会議では本事案がいじめ重大事態に当たらないことや、心身障がいの理由についても見解が示されているが、前述のとおり外部有識者の関与は第 3 回会議からであり、学校関係者のみの検討でこれらの結論は出されたことになる。

また、第 3 回会議は、外部有識者に対して校長から上記の経過を説明し承認を求めるという形で進められており、平成 30 年 1 月 12 日の学校調査組織設置から、第 3 回の開催が 1 月 23 日と短い期間で進められていることから、結論が外部委員が関与する第 3 回以前にはほぼ決まっていたような形であり、外部の委員を入れた調査組織としての調査や検証が十分になされているとは言い難いと考えられる。

(2) 学校調査組織による調査（最終答申）

学校調査組織による一次報告書が被害生徒に送付された後、被害生徒A、B兩名より調査結果について納得できないこと、構成員の人選について疑義を示す意見が述べられたことから、学校は専門家有識者として学術関係者、弁護士、心理士の3名に対して意見を求めている。

3名からの意見書では、一次報告書における見解について、いじめかどうかは被害を受けた側の苦痛や受け止め方により考えるものと述べられており、学校調査組織は最終答申において、いじめはなかったとする一次報告書の結論を改め、「死ね」などの暴言についてはいじめであったと認定している。

専門家有識者3名の意見書が出されてから、最終答申が出されるまでに2回会議が開催された旨が最終答申には記載されているが、その中でどのような議論があったのかは一切述べられず「死ね」などの暴言はいじめと認定するという結論が出されている。この2回の会議でどのような議論がなされたかについては、学校側で記録を破棄したため不明である。

また、専門家有識者3名からの意見の中には、一次報告書内の説明や検証の不足、被害生徒の心身不調の原因を「転学が上手くいかないこと」とする結論に対して疑義を示している意見もあるが、これらの意見を学校調査組織は最終答申に反映させてはいない。

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、学校が行った調査資料の再分析を第三者に依頼したり、それに応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もあるとしており、専門家有識者に意見を求めた学校の対応はあり得ることと考えられるが、最終答申を取りまとめるにあたり、専門家有識者からの意見を踏まえた調査・検証が行われていたかは不明である。

(3) 委員の人選と調査への関わり方について

学校調査組織には外部委員3名（市教育委員会委員、県内公益財団法人職員、県内中学校校長）が構成員として含まれているが、その人選理由について調査報告書内の記載や被害生徒への説明がなされていない。

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」では調査組織について「公平性・中立性の確保」が必要とされており、専門的知識及び経験を有する第三者が職能団体等の推薦等により参加を図ることを努めるとされている。

また、同ガイドラインでは被害生徒・保護者に対して調査組織の人選が公平性・中立性が保たれていることを説明することとされているが、上記のとおり任命までの経過が明らかとなっておらず、被害生徒側にも説明がなされていない。

調査組織には、当初校長と当該部監督が委員として入っていたが、校長は保護者説明会などの場において本事案をいじめではないと説明しており、学校職員が半数以上を占めている当該組織の議論の中では、学校の管理者である校長の意向が大きく影響した可能性は否定できない。

平成30年1月12日に、学校調査組織の人選について学校が被害生徒兩名の父親と代理人に文書で通知しているが、1月15日には既に第1回会議を開催しており、1月23日の第3回会議では校長より外部委員に調査結果の意見を求め承認されている。

1月25日に代理人弁護士から県に対して委員構成の見直しを求める文書が提出され、県から学校に被害生徒側の意向が伝えられ、学校調査組織は調査結果のまとめを延期した。

その後、学校調査組織は、「被害生徒兩名とも学校からの連絡に反応を示さず、代理人との関係も把握できない」として、被害生徒両家が異議申し立てを提出したならば専門家を入れた■■■■を開催するとして、同年5月に校長と当該部の監督を除いた構成員で第4回会議を開催し一次報告書を取りまとめている。

前述の外部委員の人選に関することや、いじめの調査において外部委員はどのように関わったのかなどに関し、本委員会からの再調査に対して当時の記録を破棄したとして回答が得られなかったため、これらの公平性・中立性については認めることは困難である。

また、外部委員3名は、直接被害生徒や関係生徒、教職員から直接意見を聞く機会を与えられておらず、有識者専門家3名は学校側の主張や情報を基にした一次報告書に対する意見を求められていることから、調査過程において法やガイドラインが求める公平性・中立性が確保された状況にあったかは疑問である。

(4) 被害生徒への説明

法第28条第2項では、いじめ重大事態の調査を行った時はその調査結果を被害生徒・保護者に適切に提供することとされている。

調査開始時の情報提供は、国のガイドラインにおいて調査に当たっては委員構成のほか、調査の進め方や調査事項について事前に被害生徒・保護者に説明した上で開始することとされている。

学校調査組織の調査においては、これらの説明がなされたか否かの確認ができず、県に提出された再調査請求書では、法やガイドラインに則った必要な説明が行われていないとの訴えがされている。

本委員会からの調査において、学校は被害生徒への事前説明や調査結果の報告について、「文書により再三通知したが被害生徒双方から音沙汰がなかった」と回答しているほか、一次報告書内でも「被害生徒兩名とも学校からの連絡に反応を示さず」と述べており、学校側として必要なアプローチを行ったが被害生徒から反応がなかったため説明を行わなかったとしている。

しかし、被害生徒側への調査では、被害生徒兩名の家族は学校が調査組織を設置してから調査報告書(最終答申)が送付されるまで、自分たちのところにはいじめの調査に関する一切連絡がなかったと述べている。

この検証のため、本委員会では、学校に対する調査において被害生徒への通知文書写しの提供を依頼したが、当時の調査資料は全て破棄したとして断られている。

確認できる範囲の資料では、一次報告書に添付されている、平成30年1月12日付けで被害生徒兩名の父親あてに送付された学校調査組織設置に関するお知らせ文書で、末尾に「弁護士から依頼された調査事項以外に何かあれば、ご意見をください」との記載がある。また、平成30年2月28日付けで被害生徒兩名の父親あてに「ご連絡」の題名で送付された文書では、■■■■高校への転学に関する学校からの質問事項が記載されている。

学校が関係資料を破棄したと述べている以上、学校から被害生徒側への何かしらのアプローチとして確認できる内容は上記の2つの文書となるが、学校の調査に関して被害生徒側の意向を反映しようとする意図や、調査結果の説明に努めようとする意図を当該文書から読み取るとは難しい。

上記の不適切発言に対する処分は、当該部内の暴言に対する対処に留まるものであり、事案が起きた背景の分析や発生防止といった観点からの検討がなされたかの記述が調査報告書では見受けられない。

5 岩手県への調査結果報告後の対応

学校調査組織の調査報告書（最終答申）が平成31年1月に岩手県に提出された後、県は再発防止策等の記載が見られないことや被害生徒側への説明がなされているか疑義があるとして、2月に対面で校長に法やガイドラインに則った対応を行うよう促しているが、学校は既に調査を尽くしている認識であるとして対応を断っている。

同年3月にも今回の調査が法や国のガイドラインに則ったものか疑義があるとして、県から学校に調査に関する質問事項をまとめた文書が送付され、これに対して学校は、校長名の回答文書で見解を述べている。その中では、学校調査組織設置の問題点が述べられており、県が本事案をいじめ重大事態として学校に調査を求めたことについて、被害生徒・保護者、代理人からは直接学校に申し入れはなかったのに県が強制したとしてその対応を非難し、今回の照会に対しても到底許されるものではないと述べている。

また、調査内容に関する質問も学校調査組織は既に解散したとして回答はなく、当時の学校の対応は機敏かつ丁寧な誠意ある回答だとの見解を述べている。

学校は、当初いじめを否定していたが最終答申でいじめが認定されたことについて、一貫して当時の学校の対応は問題なかったと述べている。しかし、本委員会としては、いじめが認定された段階、もしくは県からの確認や照会があった段階で、学校として当時の対応に関する検証や振り返り、今後の再発防止策の検討が法やガイドラインに照らし改めて必要であったと考える。

6 本委員会の再調査への対応

第2-3「学校調査の経過」でも述べたとおり、学校は本事案に関する記録は調査報告書（最終答申）を除いて破棄しており、本委員会からの再調査に関する協力依頼は、記録破棄を理由に当初一切の回答を拒否されていた。

いじめ調査記録の保管に関しては、文部科学省のガイドライン内で記録の保存に関しては少なくとも5年保存することが望ましいとされている。また、記録の廃棄は被害児童生徒・保護者に説明の上で行うともされている。

本委員会の調査では、記録の破棄に関して学校は被害生徒と同学年の生徒が卒業する際に、一切を破棄したと回答しているが、上記のガイドラインを踏まえるとその対応は適切ではなかったと考えられる。

当該部員へのヒアリング記録や学校調査組織の開催記録、転学に関する他校とのやり取りの記録など、当時の記録の破棄により事実関係の確認が困難となった事項が多々存在することは本委員会としても非常に残念なことである。

また、本委員会からの調査項目には、学校のいじめ防止対策に関する事項など、当時の記録によらず回答が可能な項目もあったが、当初学校側はそれらの項目にも一切回答の姿勢を見せず、数度の協力依頼によって回答を得ることができた。校長は本委員会による訪問時に、県が再調査の決定に当たり学校の意向確認をしなかったとして不服を述べており、そうした経過が再調査への非協力的な対

応に繋がった可能性も考えられるが、本委員会としては当初から協力の姿勢を得られなかったことは重ねて残念である。

7 被害生徒の転学について

被害生徒の転学希望への対応について、本委員会の職務ではその対応の是非を論じることはできないが、以下のとおり考察を加えたい。

(1) 転学手続きについて

被害生徒A、Bは県外の高校[]への転学を希望していたが、当該校はいずれも「カリキュラムが合わない」との理由で相手側より断られたと被害生徒・保護者には説明している。本委員会の再調査でこの時の学校と相手校とのやり取りの文書の提供を依頼したが、学校では文書等の記録を破棄したとして、平成30年1月に代理人弁護士より県に提供されていた[]高校への転学照会以外はその詳細なやり取りを把握できなかった。

① []高校に送られた文書について

平成29年9月14日当該校から[]高校に送られた文書では、冒頭に被害生徒A、Bから転学希望が出されているが対応ができかねるとしている。

当該文書では、一連の経過として、平成29年6月25日に起きた部活動内でのトラブルを発端に、被害生徒A、Bを含む数名の1年生を自宅に帰したこと、その後7月中旬に一時登校を再開するが夏休み明け以降登校していないことが述べられており、8月24日に被害生徒A、B及び保護者と面談の上、通常年度途中での転校は認めていないが、前期試験を全て合格したら転学を認めるとして前期試験を受けるよう求めたところ、受験せず欠席が続いていることが記されている。

また、相手校の監督が被害生徒A、B及びその保護者に引き抜き行為を行ったとして相手校の対応を非難し、夏休み中に監督が被害生徒保護者と会ったことや被害生徒が相手校の練習に参加したこと、監督からの引き抜きと思われる転校教唆が事実とすれば、学校名による当該校への謝罪と[]部監督への処分を行うよう求めている。

また、被害生徒の転学の条件としては「通学して前期試験の内容を再試験等でクリアすること」「欠席日数が出席すべき日数の1/3を超えると留年になり転学できないこと」を挙げている。

② 転学希望を相手校からの引き抜きとする見解について

[]高校への転学希望が相手校からの引き抜きにあたるという見解は、学校調査組織の報告書でも述べられており、夏休み中に被害生徒家族が相手校監督と面会していたこと、相手校の見学や練習に参加していたことなどを挙げ、相手校の監督を報告書中で名指しにより激しく非難している。

また、同じく調査報告書内で、被害生徒の心身不調も、相手校の対応が被害生徒に転学が容易との誤解を与えたが、実際はカリキュラムの問題で手続きが上手く進まなかったことが原

因として相手校の対応を無責任だと述べている。

この調査報告書内の見解に対し、被害生徒Bの父親は本委員会の書面調査で、部活動のトラブルをめぐる一連の学校の対応に不信感を抱いたため、**〇〇〇〇**高校への転学を考え始めたが、相手校の校長には一度も会ったことはなく、転学の手続きは正式に学校間で行ってもらったとして引き抜き行為は無かったと述べている。また、**〇〇〇〇**高校への転学希望について、当該校が引き抜きとの見解を持っていたことは、学校調査組織による報告書が出されるまで把握していなかったとも回答している。

また、**〇〇〇〇**高校側も前述の当該校からの文書に対し平成29年9月20日に校長名による文書で、転校教唆や勧誘などは行っていないこと、転学に関してはあくまで在学中の学校から正式な依頼がない限りは動くことはないとの回答をしている。

③ **〇〇〇〇**高校への転学手続きに関する対応について

学校調査組織の報告書によると、転学の条件として、登校して前期試験を受ける必要があることは学校から被害生徒及び保護者にも伝えられていた。しかし、被害生徒A、Bとも前期が終了するまで登校することができず、学校は前期末試験の成績を0点として前述の転校照会の文書と共に**〇〇〇〇**高校に送付した。

その後、9月20日に**〇〇〇〇**高校から引き抜きの事実はないとする文書が当該校に送付され、9月22日には**〇〇〇〇**高校側からの要請で当該校のカリキュラムを相手校に送ったが、その3日後の9月25日には相手校より電話で**〇〇〇〇**と**〇〇〇〇**が履修されていないことを理由に断りの電話があったと報告書内で述べられている。

詳細なやり取りは不明だが、**〇〇〇〇**高校や**〇〇〇〇**高校への転学照会も同じくカリキュラムを理由に断られたとされている。

④ 当該校から**〇〇〇〇**高校に送られた文書について

転学照会に関して、**〇〇〇〇**高校以外の学校はどのようなやり取りが行われたかの詳細が不明であるため、先に内容に触れた当該校から**〇〇〇〇**高校に送られた文書に関して本委員会として見解を述べる。

まず、平成29年8月21日に**〇〇〇〇**高校の体育館で被害生徒が練習したことは相手校も回答文書で認めており、被害生徒がその時点で当該校に在籍していたことを考えると、万が一負傷した場合の対応などの問題もあり、学校として生徒の安全面から意見を述べることはあり得るものとする。

だが、当該文書の内容は安全管理に関するものではなく、相手校の対応を引き抜きと決め付け一方的に厳しく非難しているほか、被害生徒兩名の不登校に関しても、原因は転学に対して誤解を与えた相手校の対応が問題であるという主張を一方的に述べている。また、被害生徒AとBに対しても、学校に来ることができない原因を部活動のトラブルとする姿勢は他者への責任転嫁だとして、怒りを覚えるとまで文中で述べている。

〇〇〇〇高校への転学照会に関して、相手校に送付された文書が転学の判断にどの程度影響を与えたか否かまでは述べることはできないが、当該文書の問題点として、部活動で起きたトラブルの内容や、被害生徒や保護者との面談等のやり取りの詳細など、本来外部に容易に公

表すべきでない情報が被害生徒側の同意を得ないまま送られていることがある。

また、当該文書には引き抜きの件や、被害生徒が不登校となった理由などに関する学校側の一方的な見解が含まれており、こうした内容の文書が相手校に送られていたことを被害生徒側が当初知らなかったことも含めて不適切な点があったと本委員会では考える。

⑤ 代理人弁護士からの代替措置の要望に対する対応について

学校調査組織の調査報告書によると、転学に関するカリキュラムの問題について平成29年12月に代理人弁護士から学校に学校以外の場所による集中講義の実施が求められている。

また、平成29年12月27日に代理人弁護士は学校に、被害生徒Aの転学に関して文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知を基に、いじめによる転学希望は柔軟な対応が行われるべきとしてレポート等による成績認定の代替措置を要望する文書を送付したが、学校側は被害生徒側から転学希望があった学校には転学照会を行っていること、レポート等の代替措置の要請は今まで聞いたことがないこと、当該事案はいじめには該当しないとの反論の文書を平成30年1月15日に代理人弁護士に返している。

結果的に、代理人の求める代替措置は取られることはなく、被害生徒A、B共に当該校を退学し他県の学校に入学し直すこととなった。

本委員会の調査範囲では、国の通知に基づき学校にレポート等の対応を求めることの是非について見解を述べることは難しいが、被害生徒や保護者には希望する高校には転学照会すると説明し、その上で■■■■高校に対する非難の文書のような内容を相手校に送っていることは、後に被害生徒側がその事実を知った際に不信感を与えることに繋がったと考えられる。

転学希望が学校に伝えられた平成29年8月から9月の時点では、既に部活動内のトラブルに関する初動対応などで学校側と被害生徒側の信頼関係が悪化していたことが考えられ、そのことが双方の話し合いを困難にさせていたかもしれないが、確認できた記録では学校は当初より「いじめではない」「まずは登校すること」という姿勢で被害生徒側に対応していた。

学校が被害生徒の復帰を望むのであれば、学校として今後どのような支援を行っていくか、部活動の環境整備をしていくかなど、学校に行くことができなくなった生徒に寄り添った説明が必要であったと言える。

同様に転学についても、現状で転学が難しいのであれば、当該校の提示する転学条件の理由や転学におけるカリキュラム上の課題などについて、被害生徒側に丁寧に説明していく姿勢が必要であったと考える。

(2) 学校側の転学に関する見解について

本事案の問題点として、部活動内の暴言等のトラブルに関することや、被害生徒の不登校などの問題に対し、途中で学校側の論点がこの引き抜き関係に移ってしまったことにあると考えられる。

当初は部活動内の暴言や厳しい指導が問題視されていたが、途中で論点がこの引き抜き問題に移ってしまったことから、学校調査組織の報告書も、前半は部活動内の暴言に対する対応や被害生徒の学校復帰への支援が述べられているが、途中から転学に関する被害生徒、■■■■高

校、県の対応に関する非難が主となり、肝心の部活動内の暴言等に関する検証が十分になされていない。

転学希望に対し、学校として引き抜きではないかという懸念や不安が先走り、被害生徒や保護者が知らないうちに相手校に上記のような非難の文書が一方的に送られていたことは、被害生徒側には自身の転学手続きが適切に行われていたかという疑問や学校に対する不信感を抱かせる要因となったと言える。

学校が対策委員会の一次報告書について専門家有識者から意見を受けた際、ある専門家有識者は学校の調査組織の目的は「いじめ」の事実確認と再発防止策の検討が主であり、転学に関することは本来付随的な内容であるはずと述べている。

学校側の問題意識がいつの間にか転学や引き抜きに関する事項に移っており、当初の部活動内の暴言等の問題や被害生徒の復帰に向けたケアが蔑ろになっていた部分があると本委員会の意見として述べたい。

第10 本件事案の背景の分析

第1から第9を基に本委員会として本件事案の背景にあるものを分析し、本質的な原因を考察したい。

1 当該部について

(1) 厳しい上下関係や忍耐を伝統とする構造

当該部での上級生及びコーチから下級生への暴言や威圧的な態度など一連の指導の内容は、教育的であるというよりはむしろ懲罰的な性格を帯びている。

学校が行った上級生へのヒアリングでは、自分たちも先輩の厳しい指導に悩んだが乗り越えてきた、指導が厳しいのは当たり前であるという旨の発言が見られ、これらの発言から当該部内でこのような行為が先輩から後輩に繰り返されてきた様子が伺える。

生徒の心身の育成として、困難に耐えるための忍耐を身に付けることも部活動を通じた成長の一つかもしれないが、暴言や悪口、過度に厳しい上下関係を耐えることは教育や指導とは言い難いことである。しかし、当該部内では、前述した上下関係が自明のこととして根付いていたものと考えられる。

伝統的に続けられてきた上級生と下級生との関係性が、指導とは言い難い暴言などの行為を「いじめ」と認識できない構造を生み出したと考えられ、本事案の緊急性や深刻さについて理解共有を妨げた結果になったと考えられる。

(2) 「勝利至上主義的」な風土

部活動として勝利を目指そうと意欲を持つこと、そのために強くなろうと上級生・下級生が丸となり切磋琢磨することは決して悪いことではない。

だが、そのための方法として、言われた側が暴言や悪口と受け取るような言葉を使う、無視をするなどの行為は指導の方法としては間違っている。

教育機関としての学校における部活動の本務は生徒たちの健全な心身の育成にあることは自明であるが、本件事案ではコーチや上級生から教育的とは言い難い「指導」が部活動が強くなるために必要として行われていた。

しかし、指導者側がそれを看過したこと、事態が明らかになった後も部員の保護者から指導体制を疑問視する声がさほど出された様子がなかったことは、部員たちだけではなく周囲の大人も勝つこと・強くなることを最優先と考え、指導の不適切さに気が付くことができなかった、あるいは気付いていたが勝つために必要なこととして容認していたことが伺える。

部員たちや周りの環境が、そうした「勝利至上主義的」な風土を当たり前とするならば、今後も同様の事案が再発することへの懸念が残る。

2 学校の対応について

(1) 学校のいじめに対する認識

本件事案では、初動で学校は比較的速やかに当該部部員へのヒアリング、保護者への家庭訪問など事態を把握するための対応を取っていたが、上級生側にいじめようとする意図がなかったとして、本件事案をいじめではないと結論付けた。

これは第8の「いじめの認定」でも述べたが、被害を受けた側が苦痛を感じたかという、いじめ

防止対策推進法による「いじめ」の定義に則った判断ではない。

平成 25 年に制定されたいじめ防止対策推進法では、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることとされており、当該校でも基本方針を策定しているはずだが、学校としてそもそも「いじめ」の定義に関する認識が不十分であったと言える。

(2) 当該部の風土への認識

本件事案では被害生徒のほか数人の 1 年生が一時自宅に帰省する事態となり、初動の段階で学校は部員へのヒアリングや 1 年生への家庭訪問など比較的速やかに事態の把握に努めていたが、学校調査組織の報告書の言葉を借りると「厳しい練習により 1 年生がストレスを溜めていた」と捉えていた。

また、被害生徒 B 側は本委員会の調査で、学校に一時復帰した後の面談で「あなたたちが変わる必要がある」ということを言われたと述べており、学校として指導に耐えることができなかった 1 年生側にも問題があったという認識を持っていたことを伺わせる。

学校は当初より「死ぬ」などの暴言は不適切だと認め、今後同様の言葉を使った場合は処分するとしたが、それはあくまで暴言への対処である。部活動としての改善点の検証に至らなかったことは、学校として「1 当該部について」で述べた当該部の風土を容認する空気があったと考えられる。

(3) 生徒が相談しづらい環境

今回の事案では、被害生徒の他にも複数名の 1 年生が過度の緊張感があるとして自宅に一時帰省している。

そのような事態が起きるまでに、1 年生が学校に対して部活動に関する相談をしたという証言や記録は本再調査のほか学校調査組織の報告書内でも見られなかった。

練習中だけでなく、寮生活でも当該部部員に囲まれて生活する中で、部活動に関する不安や悩みがあったとしても、今後の人間関係などを考えると同じ部員同士で全てを打ち明けることは難しいことであり、そうした環境が部員たちのストレスや人間関係の悪化を招いたものと考えられる。

自身の不安や悩みについて、部活動から離れた立場で部員たちが打ち明けることができる場所があれば、学校として事態の深刻さにもっと早く気が付くことができたはずである。

第11 今後同種の事態の発生を防ぐための提言

いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み、一般的な「未然防止・早期発見・事案への対処」などのいじめ対策が適切に実施されることに加え、今後同種の事態の発生を防ぐための対策について本委員会の考えを述べることにしたい。

1 部活動に関すること

(1) 「スポハラ」への意識啓発

本件事案は、生徒間のいじめ問題にとどまらない「スポーツハラスメント（スポハラ）」としての側面もある。

学校部活にはびこる暴力・暴言については、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が我が国の深刻な状況について言及し、2013年には日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会などが「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を出しているが、現状の改善が遅々として進まないことが繰り返し指摘されている。「スポハラ」についての意識も近年ようやく高まりつつあるところでもある。（<https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>）

日本スポーツ協会のホームページでは、「スポハラ」の定義を、「スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」としている。本件事案ではコーチから部員に対する暴言も確認されており、これは「スポハラ」の典型的な事例である。一方で「スポハラ」は指導者と指導を受ける者の間だけではなく、スポーツの現場における関係者の誰しものが起こり得ることだと記されている。

本件事案を契機に、教職員や部活動指導者、それだけでなく生徒や保護者など部活動に関わる全ての人間が「スポハラ」に関心を持ち、他者への配慮や相手の尊厳を尊重することが必要である。

(2) 部活動の「勝利至上主義」の見直し

学校での部活動指導においては、まず、暴力・暴言を誘発しやすい不適切な上下関係を見直すことが、学校側と生徒・保護者側の双方の合意形成のもとに行われるべきである。行き過ぎた「勝利至上主義」は、生徒・保護者の側にもまた、根強く存在しうることについても十分留意しなければならない。

学校の課外活動におけるスポーツは、生徒の健全な心身の育成をその第一義的な目的とするものであり、指導の名により生徒に心身の苦痛を強いるような行為に対しては、強い自制が求められるべきである。

それでも問題が発生するような場合、たとえば上述の「NO スポハラ」サイトには通報窓口も設置されており、学内での自浄作用が期待できない場合そうした中立的な外部機関からの働きかけが期待できる旨も、生徒・保護者・教職員で情報共有することで、さらなる改善を短期間に実現することも可能かもしれない。

学校の教職員だけではなく、外部から指導者を招く場合でもこの観点は大切であり、学内の教員組織（職員会議など）では部活動にまつわる事柄について、共有・協議を通じて組織体として対応することが不可欠である。

2 学校の対応に関すること

(1) 学校組織としての対応

① いじめの正しい認識を持つこと

第 8 のいじめの認定等で述べてきたとおり、法や国のガイドラインではいじめの判断は被害を受けた側が苦痛を感じたかということに視点を当てている。

学校として、上記のいじめの定義に関する正しい認識を教職員への研修等により意識付けしていくことが必要であり、今後同種事案の発生のある場合は、初動の段階で簡単にいじめではないとの判断をせず、被害を受けた生徒の話をよく聞きながら対応することが必要である。

② 記録の保存

生徒が登校に困難を感じた時点で、学校側としては 1) 原因究明、2) 対応策の協議、3) 学内における情報の共有と再発防止策の策定が必要とされる。

その際、担任教員・部活動顧問教員による当該生徒・保護者との面談などをはじめ、生徒指導委員会、教務委員会など、生徒の生活面、学習面についての状況把握と打開策の協議などが校内組織で行われるとともに、職員会議にて報告審議などが遅滞なくされ、その全てを記録・保管し、学校組織の構成員の間で共有されるべきである。だが、本件事案では、被害生徒の同級生が卒業した年度末で学校調査組織の最終答申を除く全ての書類が破棄されている。

通常、平均的な教育機関におけるそれらの記録の保管は最低でも 5 年間、大幅にそれを上回る長期の保管も珍しいことではない。それは、担当者異動による情報の途絶を未然に防ぐことや、同種の事案発生時に判断基準としての前例の記録となるばかりではなく、改善を求められるときに参照すべき大切な過去の蓄積なのである。

学校として過去の事例から学ぶという意識の下、記録の保存を適切に行い、現在のチェックを怠らず同種事案の発生を未然に防ぐ取組を強く期待するものである。

③ 学校のいじめ防止に関する基本方針を踏まえた検証

当該校ではいじめ防止に関する基本方針を策定していると公表しているが、本件事案においては学校調査組織の最終答申で専門家有識者から指摘されるまでいじめと認識しなかった。

方針ではいじめの未然防止や早期発見についての項目も設けていると思われるが、学校として本件事案に対して早期にいじめを認識できなかった原因や方針に則った対応が行えていたか否かの検証が必要である。

その検証結果を教職員に周知するほか、方針で定める事項に不足などがあれば見直しを行うことで、今後同種事案の発生防止に繋がることになる。

④ 第三者的視点の確保

学校調査組織の調査では、被害生徒側からの申し出を受けて途中より第三者委員を加えたが、生徒や教職員から直接話を聞くこともなく、学校側より報告された調査結果を追認する形での携わり方となった。

また、一次報告書が出された後の専門家有識者への意見照会も、有識者からの意見に対してどのような検討が行われたか最終答申には記載がなく、会議の記録も残されていないことから経過が定かではない。

学校組織として学校長のガバナンスの下、本件事案においても対応にあたっていたと思われるが、客観性・中立性の確保からも学外の第三者による意見は非常に重要なものであり、これは

本件事案だけではなく学校組織としての透明性や風通しの確保のためにも重視すべきものである。

(2) いじめ早期発見・対応体制の充実

本件事案は平成29年6月のミーティングで複数名の1年生がパニックを起こすほどの事態となるまで、部活動内での暴言などの問題が表に出ることはなかった。

いじめの早期発見・対応という視点から考えると、部活動をはじめとした不安や悩みを日常的に担任教諭や保健室に相談しやすい体制づくりや、若者のメンタルヘルスに焦点をあてた健康教育の実施、スクールカウンセラー等の専門的相談窓口の整備、定期的ないじめアンケート調査実施等が必要である。

そして、こうした学校のいじめ防止の取組について生徒に教育する機会を積極的に設けることで、生徒も安心してSOSを出すことができるようになり、今後同種の事案の発生が危ぶまれる際も、学校として早期に感知・対応できる可能性が高くなる。

第12 おわりに

今回の事案は、当該の2名の生徒が学業の続行を断念することを余儀なくされ、心因性のダメージを長期に渡り負い続けるという極めて重い結果となってしまった。

初動の段階から学校側はいじめではないという結論ありきで話が進み、専門家有識者による意見を踏まえた最終答申が出されるまで、いじめの認定はされなかった。

被害生徒や保護者としては気が付けば部活動への復帰も、転学も困難な状況となり、学校に十分に話を聴いてもらえなかった、真摯に対応してもらえなかったという気持ちが残ることとなったことは残念である。

スポーツ強豪校への期待を胸に入学した未来ある二人の生徒の、部活動を含む高校生活への夢を絶望に変えてしまった痛々しい本件事案を私たちは真摯に受け止め、このような事案の再発を未然に防ぐために今できることはないか学び続けなければならない。

| | | | |
|--------------------------|---|----------|--|
| | | 8 本人 | 当時の顧問（監督）やコーチへの再調査委員会による事実確認のご希望の有無について教えていただけますか。 |
| いじめと心身障害・不登校の因果関係 | | | |
| 7 | ■さんは、現在、学校生活をおくる上で、体調等の支障は生じていますか。 | 9 | ■さんは、現在、学校生活をおくる上で、体調不良等の支障は生じていますか。 |
| 8 | ■さんは、現在、通院や治療をされていますか。 | 10 | ■さんは、現在、通院や治療をされていますか。 |
| 9 | ■さんが、■へ進学を決めた理由について教えてください。 | 11 | ■さんが、■へ進学を決めた理由について教えてください。 |
| 10 | ■さんが、高校入学後、人間関係や体調不良などで悩んでいる様子がありましたか。ご両親に相談されることはありましたか。 | 12 | 事案発生当時、■後に実家に帰ってからの■さんの様子はいかがでしたか。 |
| 11 | 6月中旬に胃腸炎で帰省したとのことでしたが、このときの状況、様子、どのくらいで回復されたかなど教えてください。 | 13 | その後7月10日に再び■に戻り、11日から登校を再開したとのことですが、■に戻ることは、どのようにして決まったのか教えてください。 |
| 12 | この胃腸炎は、部活動上のトラブルが原因とは考えていらっしゃいませんか。帰省された時はご両親への部活動や学校生活上の相談などはありましたか。 | 14 | ■に戻る時の■さんの様子はいかがでしたか。 |
| 13 | 事案発生当時、■後に、実家に帰ってからの■さんの様子はいかがでしたか。 | 15 本人 | ■に戻ってから、第一次調査報告書第二部—1—1)—(8)、(10)には、欠席することなく普通に授業に出席していたとありますが、この記載のとおり、普通に教室での授業に出席している状況でしたか。 |
| 14 | その後7月10日に再び■に戻り、11日から登校を再開したとのことですが、■に戻ることは、どのようにして決まったのか教えてください。 | 16 本人 | 第一次調査報告書第二部—1—1)—(10)には、この期間にほぼ毎日面談をし、不安を話せるようにしていたとありますが、この記載と異なる点やご意見がありましたら教えてください。 |
| 15 | ■に戻る時の■さんの様子はいかがでしたか。 | 17 | 第一次調査報告書第二部—1—1)—(11)には、■の会場に来ていることを確認し、先輩が怖いという主張ならば来るはずがないと思われると思いますが、この記載についてご意見がありましたら教えてください。 |

| | | | |
|----------|---|----|--|
| 16 本人 | ■に戻ってから、第一次調査報告書第二部-1-1)-(8)、(10)では、欠席することなく普通に授業に出席していたとありますが、この記載のとおり、普通に教室での授業に出席している状況でしたか。 | 18 | ■さんはいつ頃から転校したいという気持ちになっていったのか教えてください。 |
| 17 本人 | 第一次調査報告書第二部-1-1)-(10)では、この期間にほぼ毎日面談をし、不安を話せるようにしていたとありますが、この記載と異なる点やご意見がありましたら教えてください。 | 19 | 転校を考えるようになった理由について教えてください。 |
| 18 | 第一次調査報告書第二部-1-1)-(11)では、■に来ていることを確認し、先輩が怖いという主張ならば来るはずがないと思われるとありますが、この記載についてご意見がありましたら教えてください。 | 20 | 2学期になって、高校を休むようになった理由について教えてください。学校には理由を伝えておられましたか。 |
| 19 | ■さんはいつ頃から転校したいという気持ちになっていったのか教えてください。 | 21 | 平成29年9月20日に■ ■受診後、平成29年9月25日付け■ ■を受診されているようですが、この時が体調を崩されてから、初めての病院受診でしたか。その前から体調不良で小児科や内科なども含めて受診はされていたか。 |
| 20 | 転校したいと思うようになった理由について教えてください。 | 22 | その後どのような治療を受けられていましたか。(通院や頻度や期間、服薬など) |
| 21 | 2学期になって、高校を休むようになった理由について教えてください。学校には理由を伝えておられましたか。 | 23 | ■へ両診療所からの診断書は提出していますか。 |
| 22 | 平成29年9月16日に■を受診されているようですが、この時が体調を崩されてから、初めての病院受診でしたか。その前から体調不良で小児科や内科なども含めて受診はされていたか。 | 24 | 受診後に、■さんの受診状況や診断結果を高校に伝えられましたか。また、高校から診断書の提出を求められたりすることはありませんでしたか。 |
| 23 | その後どのような治療を受けられていましたか。(通院や頻度や期間、服薬など) | 25 | 高校の退学を決められた理由について教えてください。 |
| 24 | 高校の退学を決められた理由について教えてください。 | | |

| 学校の設置者及び学校の対応について | | | |
|-------------------|--|----|--|
| 25 | 7月8日の保護者説明会にはどなたが御出席されましたか。 | 26 | 7月8日の保護者説明会にはどなたが御出席されましたか。 |
| 26 | 保護者説明会への■■■■の出席者、保護者の出席者について、わかる範囲で教えてくださいいただけますか。 | 27 | 保護者説明会への■■■■の出席者、保護者の出席者について、わかる範囲で教えてくださいいただけますか。 |
| 27 | 保護者説明会では、校長以外の教職員からは発言はありましたか。 | 28 | 保護者説明会では、校長以外の教職員からは発言はありましたか。 |
| 28 | 保護者説明会では、■■さん側から何か発言はされましたか。それに対する高校の対応はいかがでしたか。 | 29 | 保護者説明会では、■■さん側から発言はされましたか。それに対する高校の対応はいかがでしたか。 |
| 29 | 保護者説明会では、ほかの生徒の保護者からの発言はありましたか。 | 30 | 保護者説明会では、ほかの生徒の保護者からの発言はありましたか。 |
| 30 | 保護者説明会で、校長の一連の説明や対応を受けて、当時どのように思いましたか。 | 31 | 保護者説明会で、校長の一連の説明や対応を受けて、当時どのように思いましたか。 |
| 31 | 保護者説明会を御欠席されていたのであれば、その時の内容は別に説明を受けられましたか。その時どのように思いましたか。 | 32 | 保護者説明会を御欠席されていたのであれば、その時の内容は別に説明を受けられましたか。その時どのように思いましたか。 |
| 32 | 第一次調査報告書第二部-1-1)-(6)に記載の7月12日か13日に家庭訪問があった際、校長の発言を聞いてどのように思いましたか。 | 33 | 第一次調査報告書第二部-1-1)-(6)に記載の7月12日か13日に家庭訪問があった際、校長の発言を聞いてどのように思いましたか。 |
| 33 | ご両親が学校の対応に対し、疑問や不満を持ったのは、いつからですか。 | 34 | ご両親が学校の対応に対し、疑問や不満を持ったのは、いつからですか。 |
| 34 | 代理人弁護士に相談されたのはいつ頃ですか。 | 35 | 代理人弁護士に相談されたのはいつ頃ですか。 |
| 35 | 学校の対応のことについて、■■さん以外の保護者とは相談されましたか。 | 36 | 学校の対応のことについて、■■さん以外の保護者とは相談されましたか。 |
| 36 | 第一次調査報告書第二部-1-1)-(13)~3)-(5)の退部の申出から■■■■高校をめぐるやりとりについての記載がありますが、この経過についての記載に対するご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。 | 37 | 第一次調査報告書第二部-1-1)-(12)~3)-(5)の退寮の申出から■■■■高校をめぐるやりとりについての記載がありますが、この経過についての記載に対するご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。 |
| 37 | 第一次報告書の資料2「平成29年9月20日付の■■■■校長から■■■■校長 | 38 | 第一次報告書の資料2「平成29年9月20日付の■■■■校長から■■■■校長 |

| | | | |
|----|---|----|---|
| | に宛てた文書」に記載された■■■■氏に聞き取りした結果の記載に対するご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。 | | 長に宛てた文書」に記載された■■■■氏に聞き取りした結果の記載に対してご意見がありましたら、具体的に御指摘ください。 |
| 38 | ■■■■高校への転校は、実際誰と誰の間でどのようにお話が進んでいましたか。■■■さんにはどのように伝わっていましたか。 | 39 | ■■■■高校への転校は、実際誰と誰の間でどのようにお話が進んでいましたか。■■■さんにはどのように伝わっていましたか。 |
| 39 | 第一次報告書第二部-1-4)-(5)、(7)に転校照会依頼等の記載がありますが、■■■さんが■■■■に転校照会依頼等をしたのは、どちらの学校でしたか。どのようなことを重視(希望)されて転校先を探していましたか。 | 40 | 第一次報告書第二部-1-4)-(5)、(7)に転校照会依頼等の記載がありますが、■■■さんが■■■■に転校照会依頼等をしたのは、どちらの学校でしたか。どのようなことを重視(希望)されて転校先を探していましたか。 |
| 40 | 転校をめぐって、■■■■校長にはどのように対応してほしかったですか。 | 41 | 転校をめぐって、■■■■校長にはどのように対応してほしかったですか。 |
| 41 | 転校をめぐって、校長以外に相談や連絡をする■■■■の教職員はどなたかいらっしゃいましたか。 | 42 | 転校をめぐって、校長以外に相談や連絡をする■■■■の教職員はどなたかいらっしゃいましたか。 |
| 42 | 最終的に現在の■■■■高校への入学を決められた理由について教えていただけますか。 | 43 | 最終的に現在の■■■■高校への入学を決められた理由について教えていただけますか。 |
| 43 | 平成30年1月に■■■■が■■■■を設置してから、平成31年1月の■■■■報告書(最終答申)が送付されるまでの間に、いじめのことで当該■■■■(又は校長等の学校職員)からの連絡がありましたか。あれば、どのようなやりとりをされましたか。 | 44 | 平成30年1月に■■■■が■■■■を設置してから、平成31年1月の■■■■報告書(最終答申)が送付されるまでの間に、いじめのことで当該■■■■(又は校長等の学校職員)からの連絡がありましたか。あれば、どのようなやりとりをされましたか。 |
| 44 | 平成31年1月に最終答申を送付されて以降、学校又は当該■■■■と申し入れや連絡などでの接触はありましたか。あれば、どのようなやりとりがありましたか。代理人を通して行ったものも含めて教えてください。 | 45 | 平成31年1月に最終答申を送付されて以降、学校又は当該■■■■との間で、学校への申し入れや連絡などでの接触はありましたか。あれば、どのようなやりとりがありましたか。代理人を通して行ったものも含め教えて下さい。 |

別紙2 学校への書面調査項目

| 学校書面調査回答（調査票1） ※当時の記録がなくても回答可能なもの | | |
|-----------------------------------|---|---|
| 質問項目 | | |
| I 調査記録の廃棄について | | 3回目 依頼時 追加項 目 (4回 目削 除) |
| (1) | 貴学で調査記録の廃棄にあたり被害生徒や保護者に対して説明をしましたか。 | |
| (2) | 廃棄した書類の内容と廃棄時期について記載してください。 | |
| (3) | 廃棄を決定した理由と根拠を記載してください。貴校の文書管理規定によるものであれば、その規定の該当箇所の内容について記載願います。 | |
| (4) | 廃棄の決定は誰の責任で行ったか記載してください。 | |
| I 調査記録の廃棄について | | 4回目 依頼時 追加項 目 |
| (1) | 貴学で調査記録の廃棄にあたり被害生徒や保護者に対して説明をしましたか。 | |
| (2) | 再調査等の依頼がなかったため廃棄したとのことでしたが、被害生徒や保護者への調査結果説明を行っていない場合は何をもって「依頼がなかった」と判断したか根拠を教えてください。 | |
| (3) | 調査報告書（最終）の送付後、県から貴校あてに調査内容等について確認の文書を送付していますが、貴校が再調査等の依頼がなかったと判断した根拠を教えてください。 | |
| (4) | 廃棄について「卒業時に通常学籍簿のみを残して全ての書類を廃棄している」と回答がありましたが、学校教育法施行規則で5年保存が定められている書類も全て廃棄しているということでしょうか。 | |
| (5) | 廃棄が貴校の規定によるものであれば、文書管理規定の写しを提供いただくか、規程の該当箇所について内容の記載をお願いします。 | |
| II 総括的事項 | | 1～ 4回目 共通項 目 |
| 1 当時の学校のいじめ防止への取組状況 | | |
| | いじめ事案発生当時（平成29年度）の貴校のいじめ防止への取組状況を記載してください。 また、根拠資料として、当時の「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対策組織の設置要綱」「委員名簿」「取組の実施状況」等を提出してください。 | |
| (1) | 学校のいじめ防止基本方針の策定の有無と、策定している場合はその内容 | |
| (2) | 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置状況 | |
| (3) | 生徒・教職員等への啓発、定期的な調査などのいじめ防止への取組の実施状況 | |

| | | |
|----------------------------|--|-------------------|
| 2 現在の学校のいじめ防止への取組状況 | | 1～4回目 共通項目 |
| | 現在（令和4年度）の貴校のいじめ防止への取組状況を記載してください。 また、根拠資料として、現在の「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対策組織の設置要綱」「委員名簿」「取組の実施状況」等を提出してください。 | |
| (1) | 学校のいじめ防止基本方針の策定の有無と、策定している場合はその内容 | |
| (2) | 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置状況 | |
| (3) | 生徒・教職員等への啓発、定期的な調査などのいじめ防止への取組の実施状況 | |
| 3 当時の学校の部活動活動指針 | | 1～4回目 共通項目 |
| (1) | いじめ事案発生当時（平成29年度）、貴校の部活動の指導方針を作成されていた場合は、その内容を記載してください。 また、根拠資料として、「平成29年度の部活動指導方針」等を提出してください。 | |
| (2) | 学校組織全体での運動部活動の運営や指導の目標、方針 | |
| (3) | ■■■■部の運営や指導の目標、方針 | |
| 4 現在の学校の部活動指導方針 | | 1～4 回目共 通項目 |
| (1) | 現在（令和4年度）、貴校の部活動の指導方針を作成されている場合は、その内容を記載してください。 また、根拠資料として、「令和4年度の部活動指導方針」等を提出してください。 | |
| (2) | 学校組織全体での運動部活動の運営や指導の目標、方針 | |
| (3) | ■■■■部の運営や指導の目標、方針 | |
| 5 関係職員の在籍状況 | | 1～4 回目共 通項目 |
| (1) | 当時、本いじめ事案への対応に関係した教職員等（関係生徒へ聴き取りした教職員、被害生徒の担任、■■■■、部の監督・コーチ等）の現在の貴校への在籍状況を記載してください。 また、現在貴校に在籍していない教職員等については、今後聴き取り調査を実施する際に使用したいので、現在の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）を把握している場合は、個人情報保護条例に基づき本人の同意を得た上で、情報提供をお願いします。（同意を得られない場合は、その旨記載してください。） また、「関係教職員等名簿（在籍状況を付記）」「在籍していない教職員等の現在の連絡先」の資料の提出により、本様式への記載に代えて構いません。 | |

| | | |
|---------------------------------|--|---------------|
| 3 ■■■■■ 高校への転校照会の対応等について | | |
| | 一次報告書の第二部の1の「3）■■■■■ 高校 ■■■■■ 部監督 ■■■■■ 氏の重大な問題点について」及び「4）■■■■■ 高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。 | |
| | 第二部の1の3）の（2）に、「本校■■■■■部の生徒5人が■■■■■を通じて「■■■■■高校に転校しないか？」と持ちかけられたことが判明」とあり、また、（3）に「本校で続けるかどうか迷っている生徒に対してあからさまな、引き抜きと思われる転校教唆は・・・」とあります。 これに対し、一次報告書の資料2に■■■■■高校校長から、平成29年9月20日付けで文書により「相談は受けましたが■■■■■さんや■■■■■さんを勧誘した事実は、まったくありません」としています。 | 1～4回目 共通項目 |
| (1) | 平成29年9月14日に■■■■■高校に送付した転学願いでは、「■■■■■及び■■■■■から転学願いが出されておりますが、下記理由にて受理することが出来かねます。」とし、■■■■■高校の問題点を指摘した上で、引き抜きの謝罪や■■■■■高校監督の処分を求めること等について記載しており、また、文書の最後には「以上をクリアした場合のみ正式な転校照会の手続きに入らせていただきます。」と記載されています。このような文面にした意図や理由を記載してください。 | |
| (2) | ■■■■■高校に送付した平成29年9月14日付け文書「本校在籍の■■■■■及び■■■■■に関する転学願いについて」の4の③の2に「・・・その場合は、転学できません。」とあります。転校ができるかどうかについて、転校元の学校が決めることができるのか、記載してください。 | |
| (3) | 過去5年で、転学照会し、転学した実績はありますか。また、転学の実績がある場合は、「各高校への転校照会文書」等を提出してください。なお、具体的な個人名等の個人情報や照会先の高校名等については、当該部分を削除又は黒塗りにしていただいて構いません。 | 1～4回目 共通項目 |
| (4) | いじめではないとした一次報告書では、■■■■■さん、■■■■■さんの転校に関し引き抜きと認識したとしています。最終報告書で、当人に対するいじめがあったと認定されたことを踏まえ、引き抜きと認識したことに対する現在の学校の認識を記載してください。 | |
| IV 最終報告書について | | |
| 1 調査結果の説明・公表について | | |
| | いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）では、「第7 調査結果の説明・公表」において、特段の支障がなければ公表することが望ましいとし、被害児童生徒・保護者に対して公表の方針について説明を行うこととしています。 | 1～4回目 共通項目 |

| | | |
|--------------------------------|--|---------------|
| (1) | 最終報告書でいじめと認定されたことを踏まえて、学校としての報告書の公表の方針について、記載してください。 | |
| (2) | 報告書の公表の方針について、被害生徒・保護者への説明状況について、具体的に記載してください。 また、根拠資料として、「説明の記録等」を提出してください。 | |
| 2 いじめと心身障害・不登校の因果関係について | | |
| | <p>一次報告書の「第三部 本委員会の見解」の「1, 事案の事実認定」においては、[]部内のトラブルをいじめとは認定しがたいとし、「代理人は強引にいじめによる不登校だと一方的解釈をし、事実とは整合性が見られず、学校側の判断とは乖離している。」としています。</p> <p>また、「2 事実の分析と評価」において、「以上の通り、部活動や日常の寮生活上のトラブルや思い込みであり、いじめと認定する事実がないと判断し、6月25日(日)に起きたトラブルと心身障害との因果関係はないと分析でき、心身障害については、[]高校への転校が達成できるか不安になったためによるものが大きいと当委員会は判断します。」としています。</p> <p>一方、最終報告書では、「死ね、消えろ、帰れ」と言った行為をいじめと認定していますが、いじめと心身障害・不登校との因果関係には触れられていません。</p> | 1～4回目 共通項目 |
| (1) | 現在、学校は、被害生徒の[]さんと[]さんが、夏休み後になぜ不登校になったと考えていますか。 | |
| (2) | 現在、学校では、本件に関して、いじめと心身障害・不登校との因果関係について、どのように考えていますか。 | |
| 3 再発防止策について | | |
| (1) | 学校では本事案がいじめと認定されたことを受け、本事案に係る一連の対応をどのように検証しましたか。 | 1～4回目 共通項目 |
| (2) | 最終報告書に再発防止策が記載されていませんが、学校は再発防止策を検討しましたか。検討している場合、どのような内容か、記載してください。 | |

| 学校書面調査回答（調査票2） ※当時の記録の提出を求めるもの | | |
|--|--|---|
| 質問項目 | | |
| I 総括的事項 | | |
| 1 当時の職員体制、校務分掌等 | | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| (1) | <p>■■■■部員による■■■■さん（当時1年生）、■■■■さん（同1年生）に対するいじめ事案（以下「いじめ事案」という。）の発生当時（平成29年度）の、学校全体及び1学年における職員体制、校務分掌、■■■■部の指導体制、寮生活の状況（寮の管理体制、寮でトラブルがあった場合の学校の対応、部屋割り）等を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「職員体制図」「校務分掌」「■■■■部の指導者名簿」「寮の管理規程」「部屋割り」等を提出してください。</p> | |
| II ■■■■について | | |
| 1 当初（平成30年1月）の■■■■について | | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | <p>一次報告書（「調査報告書（第一次）」（平成30年5月30日■■■■■■■■■■）のとりまとめを行った■■■■■■■■■■について、次の事項について記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「■■■■設置に係る稟議書」「設置要綱」「構成委員名簿」「人選を検討した資料」「就任依頼文書」「受諾文書」等を提出してください。</p> | |
| (1) | ■■■■の学校内での設置の手続き、■■■■に与えられた任務。 | |
| (2) | ■■■■設置後、外部有識者3名を追加しているが、追加した理由、人選の考え方、任命手続き、就任日 | |
| 2 最終報告書とりまとめ時（平成31年1月）の■■■■について | | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | <p>最終報告書（■■■■報告書（最終答申）について（平成31年1月11日付け■■■■校長から知事あて提出文書））のとりまとめにあたっての■■■■について、次の事項について記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「人選を検討した資料」「就任依頼文書」「受諾文書」等を提出してください。</p> | |
| (1) | 有識者3名の人選の考え方、任命手続き、就任日 | |

| Ⅲ 一次報告書について | | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
|---------------------|---|---|
| 1 学校が実施した聴き取り結果について | | |
| (1) | <p>後の学校のミーティングについて</p> <p>一次報告書の第二部1、1)、(2)に、『平成29年6月25日(日) 後、学校に戻り体育館で コーチと1年生のミーティングを実施している最中に、1年生が日頃のストレスや寂しさのために体育館で大泣きし、1人の生徒が過呼吸を起こし、コーチによって病院に搬送された。』とあります。</p> <p>当該ミーティングについて、次の内容を記載してください。 また、根拠資料として、「ミーティング内容の記録」「学校への報告資料」等を提出してください。</p> | |
| ① | ミーティングの開催目的 | |
| ② | ミーティングの出席者氏名(肩書、学年) | |
| ③ | ミーティングの時間(何時から何時まで実施したか。学年別に行っていた場合は、それぞれの学年毎の実施時間。) | |
| ④ | ミーティング内容(学年別に行っていた場合は、それぞれ学年別の内容) | |
| ⑤ | ミーティング結果の学校への報告内容 | |
| (2) | <p>監督・コーチによる保健室でのヒアリングについて</p> <p>一次報告書に、『平成29年6月26日(月)に、1年生数名が保健室に来室したことから、監督・コーチが1年生をヒアリングした』とあります。</p> <p>当該ヒアリングの状況を記載してください。 また、根拠資料として、「ヒアリング実施伺い」「生徒一人ひとりのヒアリング結果記録」「学校への報告資料」等を提出してください。</p> | |
| ① | 当該ヒアリングを実施した目的、経緯(当該ヒアリングは、誰がどのような目的で実施したのか。) | |
| ② | 当該ヒアリングの実施結果(ヒアリング実施者の職・氏名、ヒアリングを受けた生徒氏名・学年、ヒアリング結果) | |
| ③ | ヒアリング結果の学校への報告内容 | |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| (3) 学校による個別ヒアリングについて | | 1 ~ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | <p>一次報告書に、『学校としても、上下関係のある監督・コーチのヒアリングでは意見を言えないと判断し、1年生の学年教師団及び■■■■と連携して個別ヒアリングを行い、同時に上級生である2年生・3年生に対しても個別に全員にヒアリングを行った。(6月26日~30日、7月3日~7日まで、1~3年生全員、計■■名)』とあります。</p> <p>当該個別ヒアリングの状況を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「ヒアリング実施伺い」「生徒一人ひとり(全員)のヒアリング結果記録」「学校への報告資料」等を提出してください。</p> | |
| ① | 当該ヒアリングを実施した目的、経緯(当該ヒアリングは、誰がどのような目的で実施したのか。) | |
| ② | 当該ヒアリングの実施状況(ヒアリング実施日時(時間)ヒアリング実施者の職・氏名、ヒアリングを受けた生徒氏名・学年、ヒアリング結果) | |
| ③ | ヒアリング結果の学校への報告内容 | |
| (4) 学校による個別ヒアリング後の対応について | | 1 ~ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | <p>一次報告書の第二部の1の1)の(3)、(4)の内容について、伺います。</p> <p>学校による個別ヒアリングにおいて、1年生が上級生(個人名)から「死ぬ」、「消える」等と言われたことが記載されていますが、次の事項について記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「教員間で共有した資料」「学校の対応記録」等を提出してください。</p> | |
| ① | この時点でこのヒアリング結果を教員間で共有しましたか。いじめを疑う声は出ませんでしたか。 | |
| ② | 当時、学校ではこの状況をどのように認識し、どのように対処しましたか。 | |
| (5) 7月8日、部員及び父母への説明会について | | 1 ~ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | 一次報告書の第二部の1の1)の(5)の内容について、伺います。 | |
| ① | <p>7月8日(土)に実施した部員及び父母への説明会での説明内容を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「説明会での説明資料」を提出してください。</p> | |
| ②ア | 「死ぬ、消える、帰れ」と発言したコーチの氏名と具体的発言内容を記載してください。 | |
| ②イ | <p>また、学校による監督、コーチへのヒアリングの実施の有無、有る場合はそのヒアリング結果を記載してください。実施していない場合は、その理由を記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「ヒアリング結果の記録」を提出してください。</p> | |
| ②ウ | 「3.1年生が挨拶したのに先輩が無視した可能性がある。但し特定はできないし、先輩たちはその認識が」となっており、途中で文書が切れていると思われる。どのような記載又は説明であったか記載してください。 | |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| ③ア | 「今後の対応として」に、「1.休んだ生徒については、自宅に帰るよう監督が指示したので回復までの間、公認欠席とする。」とあります。最終的に公認欠席としたのは、いつからいつまでだったか、生徒ごとに記載してください。 | |
| ③イ | また、「公認欠席は、回復までの間」としてありますが、「回復までの間」をどのように判断したかも併せて記載してください。 | |
| ③ウ | 「今後の対応として」の内容について、どのように監督・コーチ、生徒、部員に伝えたか、その方法、内容（日時、口頭又は文書の別）を記載してください。 また、文書で伝えた場合は、根拠資料として、当該文書を提出してください。 | |
| (6) 7月12日、7月13日の家庭訪問について | | |
| | 一次報告書の第二部1、1)の(6)に、平成29年7月12日及び13日に家庭訪問を実施したとあります。 この中に『3家族に対して、校長から一般論として「いじめと認定したら部活動ができなくなる。父母から言われた内容がいじめと受け取られると面もあるが再度本人を含め丁寧に調査し、本人が部活動に復帰できる環境にしたい」と述べました。』とあります。 | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| ① | 上記発言中「父母から言われた内容がいじめと受け取られると面もあるが」とありますが、「父母から言われた内容」とは、誰の父母からどのようなことを言われたのですか、記載してください。 | |
| ② | また、「再度本人を含め丁寧に調査し」とありますが、この後、どのように対応されたのか、記載してください。 | |
| ③ | この家庭訪問の際、被害生徒・保護者からどのような発言があったのか、その発言に対しどのように対応したか、記載してください。 また、根拠資料として、「家庭訪問の発言記録」等を提出してください。 | |
| (7) 家庭訪問後の上級生へのヒアリングについて | | |
| | 一次報告書の第二部1、1)の(7)に、上記の家庭訪問後、家庭訪問で出された件について、I、K、H、Kを校長室に呼んでヒアリングを実施したとあります。 | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| ① | このヒアリングの状況（日時、学校側対応者、対象生徒、具体的なヒアリング内容）について、記載してください。 また、根拠資料として、「関係生徒一人ひとりの聴き取り調書」等を提出してください。 | |
| ② | 「家庭訪問で出された件」とは具体的にどのような内容であったのか、記載してください。 また、根拠資料として、「関係生徒一人ひとりの聴き取り調書」等を提出してください。 | |

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| (8) 登校後のフォロー対面の面談について | | 1 ~ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | 一次報告書の第二部1、1)の(10)に、『登校後のフォロー対応として、10日間にわたり、5人に対して学校のある日は、ほぼ毎日面談し、不安を話せるようにしておりました。(1人1時間であり、他の時間は普通にクラスに出席していました。)]とあります。 | |
| ① | 当該面談の実施状況を記載してください。(面談日時、面談者肩書・氏名、被面談者氏名(生徒5名)、面談結果) また、根拠資料として、「学校の面談記録」「学校の対応記録」等を提出してください。 | |
| ② | この面談において、被害生徒からいじめの相談はありましたか。それに対し、面談ではどのように対応したか、記載してください。 根拠資料として、「学校の面談記録」「学校の対応記録」等を提出してください。 | |
| (9) ████████ 高校への転校照会の対応等について | | 1 ~ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | 一次報告書の第二部の1の「3) ████████ 高校 ████████ 部監督 ████████ 氏の重大な問題点について」及び「4) ████████ 高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。 第二部の1の3)の(2)に、「本校 ████████ 部の生徒5人が ████████ を通じて「██████ 高校に転校しないか？」と持ちかけられたことが判明」とあり、また、(3)に「本校で続けるかどうか迷っている生徒に対してあからさまな、引き抜きと思われる転校教唆は・・・」とあります。 これに対し、一次報告書の資料2に ████████ 高校校長から、平成29年9月20日付けで文書により「相談は受けましたが ████████ さんや ████████ さんを勧誘した事実は、まったくありません」としています。 | |
| ① | ██████ 高校、██████ 高校への転校照会は、どのような文面で照会しましたか、記載してください。 また、根拠資料として、「各高校への転校照会文書」等を提出してください。 | |

| | | |
|-------------------------|--|-----------|
| 2 記載内容（変更内容）について | | |
| | <p>最終報告書の2の(3)に、</p> <p>『(3) 上記に関しては、平成29年7月8日(土)に行われた父母や生徒への説明会で「不適切であり、今後そのような発言があった場合には、退部や学校として懲戒処分を行う」ことを伝えました。その後、そのような発言は■■■■・■■■■両生徒からも部員からも聞かれませんでした。</p> <p>また、平成29年7月18日(月)に校長から個別に校長室で1年生の当該生徒達に「不適切な発言について申し訳なかった。」と謝罪し、「3年生の謝罪を求めるのであれば謝罪させる」と求めたところ、全員が「謝罪はしなくて結構です」との回答でした。』と記載されています。</p> | |
| (1) | この最終報告書の記載は、第一次報告書の第二部1、1)の「(5)説明会について」(平成29年7月8日の父母説明会の状況に係る記載)と、「(9)」7月18日の4人との個別面談の状況に係る記載を、この最終報告書の2の(3)の記載内容に変更するとの趣旨でしょうか。 | |
| 3 ■■■■の見解について | | |
| | <p>上記1のとおり、最終報告書ではいじめと認定しています。</p> <p>しかし、一次報告書の「第三部 本■■■■の見解」の「2 事実の分析と評価」において、「以上の通り、部活動や日常生活上のトラブルや思い込みであり、いじめと認定する事実がないと判断し、6月25日(日)に起きたトラブルと心身障害との因果関係はないと分析でき、心身障害については、■■■■高校への転校が達成できるか不安になったためによるものが大きいと当■■■■は判断します。」の記載については、修正されていません。</p> | 1～4回目共通項目 |
| (1) | 「部活動や日常生活上のトラブルや思い込みであり、いじめと認定する事実がないと判断し、」の記載については、いじめと認定したことにより記載が変わるものと思いますが、どのように認識していますか。 | |
| (2) | 「6月25日(日)に起きたトラブルと心身障害との因果関係はないと分析でき、心身障害については、■■■■高校への転校が達成できるか不安になったためによるものが大きい」の記載については、いじめと認定したことに伴い、どのように認識していますか。 | |
| (3) | ■■■■では、いじめと認定したことを踏まえ、本事案に係る学校の一連の対応をどのように検証しましたか。また、一次報告書の内容を改めて検証しましたか。 | |
| 4 再発防止策について | | |
| | 最終報告書では、いじめと認定しましたが、再発防止策が記載されていません。 | 1～4回目共通項目 |
| (1) | ■■■■では、再発防止策を検討しましたか。検討した場合、どのような内容か、記載してください。 | |
| (2) | 最終報告書に、何故再発防止策の記載がないか、記載してください。 | |

| <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> 書面調査回答（調査票2） | | |
|---|--|---|
| ※当時の記録の提出を求めるもの | | |
| 質問項目 | | |
| I 総括的事項 | | |
| | <p>「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）では、調査を開始する前に調査方針を被害生徒及び保護者に説明することとされています。</p> <p>平成31年3月28日に県から照会した「<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>報告書（最終答申）について」に対する貴校からの見解では、調査方針の説明等について「<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>・<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>両氏に何度も文書・電話で意見を求めようとしたましたが、全くの拒否でしたので、できておりません。」と回答されていますが、次の点について記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、「調査方針」「意見照会文書」「電話した際の記録」等を提出してください。</p> | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| (1) | 調査方針（調査目的、調査事項、調査方法等）の内容 | |
| (2) | 文書・電話による被害生徒への意見照会の状況（日付、回数、意見照会の内容等） | |
| II <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>について | | |
| 1 当初（平成30年1月）の <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>について | | |
| | <p>一次報告書（「調査報告書（第一次）」（平成30年5月30日 <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>）のとりまとめを行った <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> について、次の事項について記載してください。</p> | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| (1) | <p><div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> の開催状況及び開催結果（開催日時、開催場所、出席者名、議事概要、委員の発言内容等）</p> <p>また、根拠資料として、<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> の「開催案内」「資料（次第、出席者名簿を含む）」「議事録」を提出してください。</p> | |
| (2) | <p><div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> による一次報告書の学校又は学校の設置者に対する報告の実施の有無。</p> <p>また、報告している場合は、根拠資料として、「学校又は学校の設置者に対する報告文書及び報告書」を提出してください。</p> | |
| 2 最終報告書とりまとめ時（平成31年1月）の <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div>について | | |
| | <p>最終報告書（<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> 報告書（最終答申）について（平成31年1月11日付け <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> 校長から知事あて提出文書）のとりまとめにあたっての <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">[Redacted]</div> について、次の事項について記載してください。</p> | 1 ～ 4 回 目 共 |
| (1) | 有識者3名に対する意見照会の実施方法、内容（依頼日、依頼方法、依頼内容、回答日） | 目 共 |

| | | |
|------------------------|---|---|
| | また、根拠資料として、「依頼文書」「依頼文書への添付資料」「回答文書」等を提出してください。 | 通 項 目 |
| (2) | 平成30年12月19日(水)、平成31年1月9日(火)の[]の開催状況及び開催結果(開催日時、開催場所、出席者名、議事概要、委員の発言内容等) また、根拠資料として、[]の「開催案内」「資料(次第、出席者名簿を含む)」「議事録」を提出してください。 | |
| (3) | 上記[]への有識者3名の出席依頼の状況及び出席状況(欠席の場合は、欠席理由) | |
| (4) | []による最終報告書の学校又は学校の設置者に対する報告の実施の有無。 また、報告している場合は、根拠資料として、「学校又は学校の設置者に対する報告文書及び報告書」を提出してください。 | |
| Ⅲ 一次報告書について | | |
| 1 []での事実確認について | | |
| (1) | 7月8日、部員及び父母への説明会について | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | 一次報告書の第二部の1の1)の(5)に、7月8日の説明会で、「1年生はいじめられたというが、使ってはいけない言葉や1年生に対して強い口調で注意したことは認められる。しかし、暴力や個人を多数で攻撃するような事実はない。従っていじめはなかった。(略)」と校長の見解を述べたと記載があります。 | |
| ① | []では、この学校の対応についての調査考察は行いましたか。調査考察を行った場合、委員からどのような意見が出され、どのように評価したか、記載してください。 また、根拠資料として、[]の「資料」「議事録」を提出してください。 | |
| (2) | 7月26日大会について | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| | 一次報告書の第二部1、1)の(11)に、[]で行われた[]に[]・[]・[]の3人が会場に来ていたことについて、「「いじめられて先輩が怖い」という主張ならば、到底会場に来るはずがないと思われます。」との記載があります。 | |
| ① | これは、[]として評価(認識)でしょうか。それとも[]個人(個人であれば誰の)評価(認識)でしょうか。 | |
| (3) | []高校への転校照会の対応等について | 1 ～ 4 回 |
| | 一次報告書の第二部の1の「3) []高校[]部監督[]氏の重大な問題点について」及び「4) []高校への転校照会と他校への転校照会の対応について」について、伺います。 | |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| ① | <p>平成 29 年 9 月 14 日に [] 高校に送付した転学願いでは、「 [] 及び [] から転学願いが出されておりますが、下記理由にて受理することが出来かねます。」とし、 [] 高校の問題点を指摘した上で、引き抜きの謝罪や [] 高校監督の処分を求めること等について記載しており、また、文書の最後には「以上をクリアした場合のみ正式な転校照会の手続きに入らせていただきます。」と記載されています。 [] では、この転校照会（転学願い）の記載内容についての調査考察は行いましたか。調査考察を行った場合、委員からどのような意見が出され、どのように評価したか、記載してください。</p> <p>また、根拠資料として、 [] の「資料」「議事録」を提出してください。</p> | 目 共 通 項 目 |
| IV 最終報告書について | | |
| 1 記載内容（変更内容）について | | |
| | <p>最終報告書の 2 の（3）に、 『（3）上記に関しては、平成 29 年 7 月 8 日（土）に行われた父母や生徒への説明会で「不適切であり、今後そのような発言があった場合には、退部や学校として懲戒処分を行う」ことを伝えました。その後、そのような発言は [] ・ [] 両生徒からも部員からも聞かれませんでした。 また、平成 29 年 7 月 18 日（月）に校長から個別に校長室で 1 年生の当該生徒達に「不適切な発言について申し訳なかった。」と謝罪し、「3 年生の謝罪を求めるのであれば謝罪させる」と求めたところ、全員が「謝罪はしなくて結構です」との回答でした。』 と記載されています。</p> | 1 ～ 4 回 目 共 通 項 目 |
| (1) | 『その後、そのような発言は [] ・ [] 両生徒からも部員からも聞かれませんでした。』とありますが、第一次報告書には、そのような記載は見当たりません。この部分について、最終報告書のとりまとめまでの間に、新たに事実認定したのでしょうか。このように追加して記載した根拠も含めて教えてください。 | |
| (2) | 7 月 18 日に校長から 1 年生の当該生徒に謝罪したとありますが、一次報告書には、校長が謝罪したとの記載はありません。この記載内容の変更は、どのような調査、判断により変更したのでしょうか。 | |

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要



文部科学省

・平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

背景

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信任が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に記載【第7章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフオロ一等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

（その他）・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施

・重大事態対応におけるチェックリストを作成

・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

文部科学省

令和6年8月改訂版

目次

| | |
|---------------------------------|--------|
| はじめに | - 1 - |
| 第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的 | - 3 - |
| 第1節 重大事態調査の概要 | - 3 - |
| 第2節 重大事態調査を実施する目的 | - 5 - |
| 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え | - 6 - |
| 第1節 学校における平時からの備え | - 6 - |
| 第2節 学校の設置者における平時からの備え | - 7 - |
| 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢 | - 9 - |
| 第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢 | - 9 - |
| 第2節 重大事態調査中における学校の対応 | - 10 - |
| 第3節 対象児童生徒・保護者への接し方 | - 10 - |
| 第4節 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応 | - 10 - |
| 第4章 重大事態を把握する端緒 | - 12 - |
| 第1節 重大事態の定義 | - 12 - |
| 第2節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応 | - 14 - |
| 第5章 重大事態発生時の対応 | - 16 - |
| 第1節 重大事態の発生報告 | - 16 - |
| 第2節 重大事態発生時の初動対応 | - 17 - |
| 第6章 調査組織の設置 | - 20 - |
| 第1節 調査主体の決定 | - 20 - |
| 第2節 調査組織の構成の検討 | - 22 - |
| 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明 | - 25 - |
| 第1節 事前説明等を行うに当たっての準備 | - 25 - |
| 第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明 | - 26 - |
| 第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等 | - 30 - |
| 第8章 重大事態調査の進め方 | - 31 - |
| 第1節 調査の進め方についての事前検討 | - 31 - |
| 第2節 調査の実施 | - 31 - |
| 第3節 調査報告書の作成 | - 35 - |
| 第9章 調査結果の説明・公表 | - 39 - |
| 第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明 | - 39 - |
| 第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明 | - 40 - |
| 第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表 | - 40 - |
| 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護 | - 42 - |

| | | |
|------|--------------------------------|--------|
| 第1節 | 個人情報保護法に基づく基本的な対応 | - 42 - |
| 第2節 | 調査報告書の提示・提供について | - 42 - |
| 第3節 | 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係 | - 43 - |
| 第11章 | 調査結果を踏まえた対応 | - 44 - |
| 第1節 | 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援 | - 44 - |
| 第2節 | 調査報告書で提言された再発防止策の実施 | - 45 - |
| 第3節 | 調査後に学校の設置者において検討を要する事項 | - 45 - |
| 第12章 | 地方公共団体の長等による再調査 | - 46 - |
| 第1節 | 再調査の概要 | - 46 - |
| 第2節 | 再調査の進め方 | - 47 - |
| 第3節 | 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応 | - 47 - |
| | 【別添資料1】 | - 48 - |
| | 【別添資料2】 | - 49 - |
| | 《参考》法・基本方針の関連する規定 | - 51 - |

はじめに

(本ガイドラインの目的と位置付け)

- 平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)が施行され、同年10月11日には、「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定)」が定められました。
- 法では、学校の設置者及び学校は、以下の場合には重大事態として、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うよう求められています。
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号(1号重大事態(生命心身財産重大事態)))。
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号(2号重大事態(不登校重大事態)))。
- 文部科学省が設置する「いじめ防止対策協議会」(令和5年度からは文部科学省及びこども家庭庁の共同設置)が、平成28年11月に取りまとめた「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」において、重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成するよう提言があり、平成29年3月に文部科学省は、基本方針を改定するとともに、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を作成しました。
- しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、ガイドラインの改訂を行うこととしました。
- また、不登校重大事態については、「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)」がりましたが、これを廃止し、不登校重大事態に係る要素も本ガイドラインに盛り込み、国のガイドラインを一本化することとしました。
- 重大事態調査の実施に当たっては、様々な制約を伴うこともあり、学校の設置者及び学校は、そのような中で詳細な事実関係を確認し、学校が当該重大事態や対象児童生徒の支援にどのように取り組めばよいか、同様の事態を二度と発生させないためにどのような対策が必要かといったことについて検討していくことが求められます。
- 本ガイドラインは、重大事態調査を行う各学校の設置者及び学校並びに調査に関わる調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、円滑かつ適切に調査を行えるよう、文部科学省において、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえつつ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものです。
- 各学校の設置者及び学校は、本ガイドラインの内容を踏まえて調査に当たっていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。
- なお、本ガイドラインでは、記述内容の趣旨が明確に伝わるよう、関係法令や基本方針を踏まえて、行うことが求められる事項は、「～するものとする」、「～が必要である」といった表記をしています。法の趣旨や過去の重大事態調査の実施状況及び有識者の議論を踏まえて、取り組むことが望ましいとされる事項は、「～が望ましい」と表記しています。事案の特性や対

象児童生徒の状況等により複数の選択肢が考えられ、文部科学省として考えられる方策を例示する事項については、「～することが考えられる」と表記しています。

- なお、令和5年4月、こどもの権利利益の擁護や意見表明などについて規定されたこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもやその家庭に関する施策を推進するこども家庭庁が設置されたところであり、本ガイドラインは、こども基本法の理念を踏まえるとともに、こども家庭庁との協議を経て作成されています。その他、警察庁、個人情報保護委員会等関係省庁との協議を経て作成しています。

（本ガイドラインの構成・用語の定義等）

- 本ガイドラインでは、第1章から第3章までは、調査の目的や平時からの備え等一般的な事項をまとめています。第4章から第9章までは、実際に重大事態が発生した場合における流れに沿って段階ごとに個別事項をまとめています。
- 第10章は、個人情報保護に関する事項、第11章及び第12章は、調査終了後の対応と再調査に関する事項をそれぞれまとめています。
- 各章は、冒頭に、その章のポイントと法・基本方針の関連する規定について記載し、その後、各章のテーマに沿って節ごとにまとめています。
- また、本ガイドラインに頻出する用語の定義は以下のとおりです。

＜本ガイドラインに頻出の用語の定義＞

- 法・・・・・・・・・・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- 基本方針・・・・・・・・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- 背景調査の指針・・・・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成23年6月（平成26年7月改訂））
- いじめ・・・・・・・・法第2条第1項に規定する「いじめ」
- 重大事態調査・・・・法第28条第1項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
- 調査主体・・・・・・・・学校の設置者又は学校
- 地方公共団体の長等・・重大事態調査の報告を受け、必要に応じて再調査を行う主体（文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事等）
- 再調査・・・・・・・・地方公共団体の長等が、法第29条第2項、第30条第2項、第30条の2、第31条第2項、第32条第2項に基づいて行う調査
- 第三者委員会・・・・調査組織の構成員が全て第三者で構成されている調査組織
- 対象児童生徒・・・・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒
- 関係児童生徒・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
- いじめを行った児童生徒・・関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒
- 他の関係児童生徒・・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒
- 事案・・・・・・・・重大事態に関わる出来事、いじめ（疑いを含む）の総称
- ※ その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

〈第1章のポイント〉

- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。
- これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

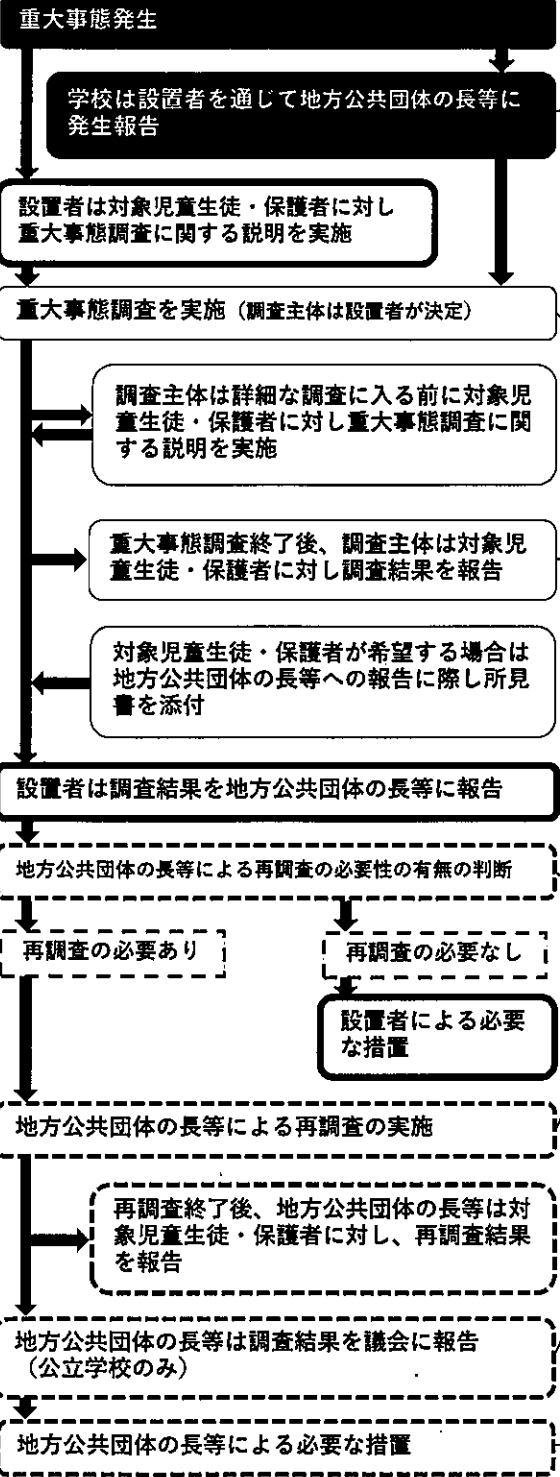
〈法・基本方針の関連する規定〉

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第23条、第24条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
4 重大事態への対処
（1）学校の設置者又は学校による調査
i) 重大事態の発生と調査
③ 調査の趣旨及び調査主体について
⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

第1節 重大事態調査の概要

- 法第28条第1項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。
- この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行うことが必要である。
- 重大事態調査の大まかな流れは以下のとおりだが、重大事態の内容や事案の特性により、各調査組織において様々な進め方が考えられる。どのような進め方をとるにしても調査全体の進め方や段取りを理解し、見通しをもって取りかかることが重要である。

＜一般的な重大事態調査の流れ＞



【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

【法第28条】
 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】
 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【法第28条】
 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※ 【法第29条】～【法第32条】
 ・法第29条：国立学校に係る対処
 ・法第30条：公立学校に係る対処
 ・法第31条：私立学校に係る対処
 ・法第32条：学校設置会社が設置する学校に係る対処

※ ■ 学校 設置者 調査主体 地方公共団体の長等

第2節 重大事態調査を実施する目的

- 重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。
- また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれるところ、不登校の原因はいじめの被害も含めて複合的である場合も考えられることから、学校の設置者及び学校は、当該重大事態への対処として、いじめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）も踏まえ、学習支援（1人1人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や1人1台端末を活用したオンライン指導等）や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行うことも求められる。
- この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、対象児童生徒の尊厳を保持し、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むことが求められる。
- 学校の設置者及び学校は、事実にしかりと向き合い、調査結果を踏まえて、対象児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同様の事態の再発防止に主体的に取り組まなければならない。
- また、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係も含めて調査することが求められる。その際、いじめの行為に係る具体的な対処に留まらず、学校の設置者及び学校として、日頃のいじめ防止等の体制及び取組が適切であったかどうかを確認することも対象児童生徒の尊厳の保持と再発防止策を講ずるために必要である。
- なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。
- 重大事態調査を実施する目的については、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会等の学校の設置者、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組むことが何よりも重要であり、学校の設置者及び学校には、調査の開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組が求められる。

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

《第2章のポイント》

- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

《法に関連する規定》

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第7条、第8条、第13条、第14条、第22条、第23条、第24条、第28条

第1節 学校における平時からの備え

- 各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要であることは言うまでもない。しかし、前述のとおり、法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。
- 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することが求められる。
- また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要である。
- 法第22条に基づいて、全ての学校に設置され、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織である。また、法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行い、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うものである。
- したがって、各学校においては、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組が重要である。

- 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が法第23条第2項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておくことが必要である。
- 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。
- 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することも重要である。
- そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが考えられる。
- 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有することが望ましい。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。
- 各学校においては、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう平時から備えておくことが求められるが、そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。その際には、基本方針に定めているとおり、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するものではないことに留意すること。また、学校の設置者や学校は、いじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有していることにも留意すること。なお、各学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応の取組については、文部科学省がこれまでに発出した通知等を参考として対応する。

<参考資料>

文部科学省におけるいじめ防止対策（法令・方針・生徒指導提要等） | 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

こども家庭庁におけるいじめ防止対策 | こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi>

第2節 学校の設置者における平時からの備え

- 学校の設置者は、その設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行うことが必要である。その中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向け

た準備を始めることや、適切な指導・助言を行うことが必要である。保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行うなどの対応も考えられる。

- また、学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておくことが望ましい。
- 学校の設置者は、いじめへの対処に当たっては、福祉・医療等に関する相談・支援を要する場合も少なくないことから、各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくことが有効である。
- 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくことが望ましい。
- また、重大事態が発生した場合、学校の設置者は、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断することとなる。
- 教育委員会は、法第14条第3項に基づいて設置される附属機関を重大事態調査を行うための組織とすることも考えられる。
- 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制の構築に取り組むことが求められる。
- 具体的には、職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っておくことが望ましい。
- 職能団体等との連携については、各市区町村単位で対応することが困難であることも考えられることから、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携することが望ましい。
- 国公立大学附属学校及び私立学校の設置者は、単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性の構築を行うことが望ましい。

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

《第3章のポイント》

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

《法・基本方針の関連する規定》

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第23条、第28条

◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。
- 学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。
- 重大事態調査を適切に実施するに当たって、学校の設置者及び学校（これらの調査主体から依頼を受けた調査組織の調査委員を含む。）は、以下の視点をもちながら取り組むことが必要である。
 - ・ 調査には真摯な態度で取り組むこと
 - ・ 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
 - ・ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
 - ・ 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
 - ・ 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

第2節 重大事態調査中における学校の対応

- 対象児童生徒が卒業してしまったなどの場合でなければ、対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いている。学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならない。こうした認識を関係する保護者とも共有することが求められる。
- 対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければならない。なお、対象児童生徒・関係児童生徒から事情を聞くことなく、一方的な指導を行わないように留意する。
- いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。令和5年2月7日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに情報共有を行い、警察と連携して対応しなければならない。
- また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報すること。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。
- 重大事態調査の対応と並行してこれらの取組を行う必要があるが、迅速かつ適切な対応をとるためには、当該重大事態に対する校内体制を、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど同時並行で対応できる体制構築が求められる。また、同時に複数の重大事態が発生した学校や小規模校等では、対応に当たって困難を伴うことが考えられるため、このような場合には、学校の設置者も積極的に支援に入り、体制を整えることが必要である。

第3節 対象児童生徒・保護者への接し方

- 児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- 状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

第4節 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。

- 重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければならない。
- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。
- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。

第4章 重大事態を把握する端緒

〈第4章のポイント〉

- 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

〈法・基本方針の関連する規定〉

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第16条、第22条、第23条、第24条、第28条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
4 重大事態への対処
(1) 学校の設置者又は学校による調査
i) 重大事態の発生と調査
① 重大事態の意味について
⑥ その他留意事項

第1節 重大事態の定義

(1) 重大事態の定義

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）とされている。
- 改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。
- 重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、各学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例等を参考としつつ、法第23条第

2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。なお、基本方針に記載のとおり、法第23条第2項や法第24条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

- 不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられないことがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。
- 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。

(2) 重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響

- 「いじめにより重大な被害が生じた疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の緊急性・重要性を改めて認識する必要がある。なお、重大事態については、いじめが早期に解消されなかったことやいじめとしての認知が遅れたことにより、被害が深刻化した事例もある。

【重大事態として早期対応しなかった事例】

- ① 生徒間での暴力行為が発覚し、被害生徒は骨折等の大怪我を負ったが、被害生徒保護者から「子供同士のことなので大事にしないでほしい」と要望があったこともあり、学校は、法第23条第2項に基づく事実確認を通じていじめを認知し、加害生徒らへの指導のみ行ったものの、重大事態として調査を行わなかった。当該事例発生後、被害生徒は登校を渋るようになり、1か月後に自殺企図を図った。自殺未遂後に重大事態として調査が行われ、他にもわいせつ行為やSNS上でのいじめ等、多数のいじめが認定され、長期にわたり深刻ないじめが発生していたことが発覚した。

- ② 不登校重大事態は、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされているが、欠席が30日以上ある生徒について、欠席の原因にいじめの疑いがあることを担任及び学年主任は把握していたものの、学校いじめ対策組織との共有がなされなかったため、組織的な支援や重大事態としての認定を行うことができず、対象生徒はその後学校に登校することがないまま、他の学校に転学した。
- ③ 不登校重大事態は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、基本方針に記載のとおり、「(いじめが要因で) 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(年間30日の) 上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要」である。しかしながら、対象児童が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあったと学校は把握していたが、欠席日数が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかった。学校は、欠席日数が30日を越えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景として特定の児童からのいじめが大きいことが分かった。重大事態として早期に調査を開始し、迅速に支援策を講じることができず、結果として、登校しない時期が長く続いたため、対象児童がその後学校に登校することはなかった。

第2節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- いじめは、学校や教職員の見えないところで起きることも多くあり、児童生徒や保護者の情報は、学校が知り得ない極めて重要な情報である。そのため、1人1台端末の活用等も含め、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合には、法第23条第2項の規定に基づき、学校いじめ対策組織において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認することが求められる。
- その際、児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、当該児童生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けるとともに、当該教職員が抱え込むのではなく、その後、学校いじめ防止対策組織や多職種の関係者と連携し、適切な対応につなげていくことが求められる。
- また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の

要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

- なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかつただけでは足りず、設置者または学校においていじめの事実が起これないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。
- 保護者からの重大事態の申立てがあった場合について、家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であつて重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる必要がある。電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と保護者との情報共有が十分に図られず、実際には重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れる事例もあることから、別添資料2のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらい、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることなどが考えられる。
- なお、当該様式は申立てに際して円滑な意思疎通等を図るために活用するものであり、こうした書面の記入がないことを理由に、電話や口頭での相談に対応せず、重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れるようなことがあつてはならない。
- また、児童生徒等からの重大事態の申立てがあつた場合においても、当該様式を参考として、具体的な状況を記入してもらい、又は話を聴き取った教職員等が代わりに記入し、その内容を児童生徒等に確認する等円滑な意思疎通等を図るなども考えられる。
- 児童生徒の退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。このような場合には、重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、児童生徒への聴き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。
- 前在籍校と現在籍校それぞれの学校の設置者が積極的に関与し、連携して調査を進めることが必要になる。
- また、既に卒業した児童生徒・保護者が、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合も想定される。児童生徒らの卒業後に調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料が保存期間を経過して不存在となっている場合があることや、関係する卒業生に連絡が取れない場合もあり得ることなどから、調査は困難を伴うことが想定される。
- しかしながら、重大事態の場合には調査を行うことが必要であり、学校の設置者及び学校は、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する必要がある。
- 例えば、卒業した学校から（学校が把握している情報をもとに）卒業生の保護者を通じて調査への協力を求めるなどの方法が考えられる。

第5章 重大事態発生時の対応

〈第5章のポイント〉

- 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

〈法・基本方針の関連する規定〉

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第35条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
 - 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - ② 重大事態の報告

第1節 重大事態の発生報告

(1) 学校の設置者への報告、支援要請

- 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- 法において、報告先は以下のとおり規定されている。
 - ① 国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣
 - ② 公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長
 - ③ 公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長
 - ④ 私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事
 - ⑤ 学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長
- この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生時の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識する必要がある。

- 公立学校で重大事態が発生した場合には、教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明することが望ましい。また、重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告することが望ましい。
- 国公立大学の附属学校や私立学校、学校設置会社が設置する学校においても、法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行うことが望ましい。

(2) 地方公共団体の長等への報告、必要な連携

- 地方公共団体の長等へ報告する事由について法律上の規定はないが、地方公共団体の長等と必要な情報を共有し、調査を行うに当たっての体制構築に係る支援や当該重大事態への対処に係る支援を求めるなどの連携を円滑に行うことができるよう、少なくとも以下の事項については重大事態発生時点の状況として報告を行うことが望ましい。その際、公立学校においては、調査に要する費用や調査の実施体制について地方公共団体の長と教育委員会とで確認することが考えられる。

<地方公共団体の長等へ報告を行う事由>

- ① 学校名
- ② 対象児童生徒の氏名、学年等
- ③ 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）

※その時点で把握している事実関係を記載すること

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項において、いじめ重大事態に係る措置等の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について総合教育会議において教育委員会と首長が協議・調整する事項とされている。これを踏まえ、公立学校の場合、地方公共団体の長の判断等により、総合教育会議を開催し、速やかに、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する必要がある。対象児童生徒が自殺している場合等深刻な事態においては、地方公共団体の長と教育委員会とが一体となって取り組むための協議の場として実質的に機能するよう開催することが考えられる。
- 教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態について取り扱う場合には、会議を非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮を行う必要がある。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う。

第2節 重大事態発生時の初動対応

(1) 初動対応の概要

- 重大事態調査を滞りなく始めるためには、学校の設置者及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応が必要である。
- いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始しなければならないことを当該学校の教職員が理解し、自分事として調査の実施に向けて協力する。
- 学校の設置者は、重大事態の報告を受けた場合や重大事態に当たると判断した場合には、地方公共団体の長等への報告など必要な手続きを進めるとともに、調査主体を学校の設置者又は学校のいずれとするかを判断し、調査の実施に向けて必要な準備に取りかかることが求められる。特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において

窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。

- その際、重大事態調査の経験が乏しい市町村教育委員会や小規模の市町村教育委員会においては、早期に都道府県教育委員会等との連携体制を構築し、調査経験のある者等の指導・助言を受けながら調査を進めることが望ましい。
- 必要に応じて、公立学校の場合、市区町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼することが望ましい。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応することが望ましい。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学法人は、適切な支援を行うことが望ましい。その際、国立大学法人は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することが望ましい。
- 高等専門学校を設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校を設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することが望ましい。

(2) 資料の収集・保存

- 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。例えば、学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策組織等における会議の議事録及び学校としてのどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用される。なお、前述のとおり平時から記録の作成や保存は重要である。
- 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、また、対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、学校を設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とすることが望ましい。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、5年とすることが望ましい。
- 再調査の際に重大事態調査実施時に収集した関係資料が破棄されており、聴き取り等を最初からやり直すこととなった事例があったため、上記保存期間を目途としつつ、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経ることが望ましい。

(3) 報道等への対応

- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援することが求められる。
- 学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行うことが重要である。
- 重大事態発生直後、十分な情報が得られていない段階では、主観や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。
- 事実関係の確認が取れた正確な情報を発信する。

第6章 調査組織の設置

〈第6章のポイント〉

- 調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
 - ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
 - ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
 - ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

〈法・基本方針の関連する規定〉

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第14条、第22条、第28条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）
 - 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - ③ 調査の趣旨及び調査主体について
 - ④ 調査を行うための組織について

第1節 調査主体の決定

(1) 調査主体を決める

- 法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。
- なお、基本方針に記載のとおり、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する」ことが必要である。
- 学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導及び人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行わなければならない。
- なお、不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。

- ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

(2) 調査組織の種類

- 調査主体は上記のとおり学校の設置者又は学校となるところ、実際に調査を行う組織については概ね以下のような体制が考えられる。調査主体において、「第2節 調査組織の構成の検討」を踏まえながら、個別の重大事態の状況に応じて適切な調査組織を設置する。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

① 教育委員会等方式

- ・ 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
- ・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

① 学校いじめ対策組織方式

- ・ 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- ・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

- ・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- ・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

第2節 調査組織の構成の検討

(1) 基本的な考え方

- 重大事態調査の調査組織の構成をどのようにするかは、調査主体にとって最も重要な検討事項になり、委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体において判断することが求められる。個別の重大事態によっては、調査組織の構成を決定するまでに多くの時間・労力を要する場合もあり、第7章の対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明と併せて検討を進めていくことが必要になる。
- 対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい（学校の設置者主体の場合の①教育委員会等方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式、学校主体の場合の①学校いじめ対策組織方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式）。
- 調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。
- 事案の特性等を踏まえることについては、例えば、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、委員の専門領域や必要な人数については、調査主体において判断することが求められるものの、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い事案と考えられる。

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

- また、これらに該当しない事案であっても、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高いと考えられる事案については、専門家及び第三者の参画を積極的に検討することが望ましい。

(2) 専門家及び第三者の考え方

- “専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。
- “第三者”とは、基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。
- 「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指している。
- よって、例えば、重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。
- この点、専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適切と考えられるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。
- その際、対象児童生徒・保護者から推薦に当たった専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。
- 職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。
- 例えば、域内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等が、職能団体等からの推薦を受けて“第三者”の立場からも調査組織に加わる場合について、当該重大事態が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、これまで当該学校での勤務実績がなく、当該重大事態の関係者との関わり（相談・支援等）が認められないなど、直接の人間関係又は特別の利害関係がなければ、第三者性は確保されていると考えられる。

(3) 調査組織を常設とした場合の対応

- 重大事態調査を担う調査組織を法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関が担うなど常設の調査組織とする場合がある。
- 常設の調査組織の委員の人選についても職能団体等からの推薦によるなどにより公平性・中立性を確保することが望ましく、運営規約等において委員の任期や委員長の選出方法、当該調査組織が担う役割、業務等を予め定めておくとともに、公平性・中立性が確保された組織であると示しておくことが考えられる。

- また、当該組織が平時から学校の設置者及び学校のいじめ防止対策について助言等を行う組織であった場合、当該組織が重大事態調査を行うことについて外部から公平性・中立性の観点から疑義を呈されることがある。
- 学校の設置者においては、当該組織の設置目的や位置付けを明確に示すことが必要である。また、平時から学校等と当該組織の関わりがある場合には、当該組織に第三者に当たる者を追加して調査を行うことや当該組織の下に別途個別重大事態の調査を行うための部会やワーキングを設置することが考えられる。

第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

〈第7章のポイント〉

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- 関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

第1節 事前説明等を行うに当たっての準備

(1) 対象児童生徒・保護者への説明における基本的な姿勢

- 重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者への説明が必要である。
- 調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせ等を行うことが円滑な調査の実施につながる。
- この事前説明は、一方的に説明をすれば足りるということではなく、対象児童生徒・保護者が何を求めているか、どういったところに疑問をもっているのかなど真意をよく聴き取りつつ、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ることが必要である。事前説明を通じて、信頼関係を築き、その関係を維持しながら調査を進めていくことが求められる。

(2) 説明の準備

- 説明に当たっては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。説明者は、学校の設置者又は学校が行う場合と、第三者委員会の委員長等が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に判断する。
- 説明内容については、以下第2節の説明事項をもとに行うこととし、その際、どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理しておくことが必要である。
- 説明時には、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておく。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられ、録音や記録者の準備をしておくことも重要である。ただし、大人数が同席すると、それだけで不安感を覚える児童生徒もいることから、児童生徒の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明を行えるよう説明の場の設定や説明者の人数等に配慮する。

(3) 説明時の注意点

- 「いじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしてはならない。
- 例えば、重大事態調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

- 各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって対応が変わることもあり、そうした場合には臨機応変に対応することも予め説明するなど、理解を得るような説明に努めることが望ましい。
- 重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者及び学校の不適切な対応により対象児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者及び学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行う。
- 例えば、以下のような対象児童生徒・保護者の心情を害すると考えられる言動は、厳に慎む。
※家庭にも問題がある等の発言（対象児童生徒をとりまく状況は、公正・中立に行う重大事態調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
※持ち物（遺品等を含む。）を返還する際の配慮のない対応（一方的に対象児童生徒・保護者の自宅に送付することなどや返還せずに処分することはあってはならない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める。

第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

(1) 対象児童生徒・保護者への説明事項

- 対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」することが望ましい。
- 事前説明は、大きく2段階に分けて行うことが考えられる。以下のとおり、当該事案がいじめ重大事態に当たると判断した後（すなわち、重大事態調査を行うこととなった後）速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

① 重大事態の別・根拠

- ・ 1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するののかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。
- ・ 学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。

② 調査の目的

- ・ 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
- ・ その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。

③ 調査組織の構成に関する意向の確認

- ・ 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。
- ・ 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。
- ・ 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。

④ 調査事項の確認

- ・ 調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
- ・ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

- ・ 対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。
- ・ 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
- ・ その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- ・ 対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

① 調査の根拠、目的

- ・ 調査の根拠、目的について説明する。

② 調査組織の構成

- ・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、

公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・ 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- ・ 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
- ・ そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

※経過報告に係る詳細な記載は、第8章第2節（6）を参照

④ 調査事項・調査対象

- ・ 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・ なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・ また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- ・ 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- ・ 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・ その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

- ・ 法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
- ・ また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
- ・ 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
- ・ なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

- 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
- 公表についても、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。

⑦ 調査終了後の対応

- 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。
- 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
- 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
- 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明する。

(2) 対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

- 重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える必要がある（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努めること。）。
- 事前に説明等が行われない場合、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者は内容を報道等で先に知ることとなり、それが学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。
- また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとること。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。
- 学校の設置者及び学校において、対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合もある。その場合であっても、対象児童生徒が納得した上で調査を行うことが必要であり、保護者を通じて家庭において確認するよう依頼する。対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合には、適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応が考えられる。

(3) 対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

- 第3章第4節のとおり、対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。
- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどの調査方法の工夫を行う。
- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。
- 調査によって、児童生徒が新たな負担感や不安感を感じたり、調査による二次被害が発生したりすることは避けなければならないが、聴き取り方等の工夫を行い、可能な範囲で情報を収集する。

第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等

- 関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。
- 基本的には、第2節の対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。
- 特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要である。
- また、関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力が得られるよう取り組むことが重要である。また、いじめには当たらないと考えている場合には、法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明することが考えられる。
- また、第三者委員会形式の調査の場合などは、事案が発生した学校に調査中の情報が入っていない場合がある。調査主体において、事前に聴き取りを行う当該学校の教職員に対しては調査の目的等の説明を行う必要がある。

第8章 重大事態調査の進め方

《第8章のポイント》

- アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。
- 第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

《基本方針の関連する規定》

- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
 - 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校による調査
 - i) 重大事態の発生と調査
 - ⑤ 事実関係を明確にするための調査
 - ⑥ その他留意事項

第1節 調査の進め方についての事前検討

- 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図ることが考えられる。
- 例えば、以下の事項について検討し、予め共通認識をもつことが望ましい。
<事前に確認・検討すべき事項>
 - ・ 調査の目的・趣旨
 - ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
 - ・ 調査方法やスケジュール
 - ・ 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
 - ・ 調査結果の公表の有無、在り方
- 調査対象となる事案について十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができるとされており、第7章第2節のとおり、予め対象児童生徒・保護者に確認することが重要である。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

第2節 調査の実施

(1) 調査全体の流れ

- 調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。
 - ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要がある文書等）
 - ・ 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
 - ・ 学校いじめ防止基本方針
 - ・ 年間の指導計画

- ・ 学校に設置される各委員会の議事録
- ・ 過去のアンケート、面談記録

↓

② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り

↓

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・ 教職員からの聴き取り
- ・ 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・ 学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓

④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓

⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥ 報告書の作成、取りまとめ

- 具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定されるものであるが、標準的な調査事項については、第3節（1）で記載する標準的な調査報告書の項目例を参考にして行うことが考えられる。
- なお、対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本ガイドラインに加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

（2）重大事態調査における留意事項

- 不登校重大事態の場合について、調査中对象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。
- 調査組織の構成員等に対しては、誓約書を書いてもらうなどにより守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等にも留意する。
- 自殺の場合、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

（3）聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

- 聴き取り調査やアンケート調査を行う際には、調査対象者に対して実施前に丁寧な説明が必要になる。聴き取りの前やアンケートの紙面において、

- ・ 聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うこと
- ・ 重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であること
- ・ 聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有すること
- ・ 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うこと
- ・ 調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することなどを説明することが必要である。
- 一方で、聴き取りの時期にかかわらず、聴き取りの内容や方法等によっては児童生徒が実際には思っていないようなことを話すなど、記憶が影響を受けたり、又は一度話した事実と異なる内容をその後も真実として話したりするおそれがあることから、警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図ることが望ましい。
- また、聴き取り調査においては、正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明する。
- 聴き取り相手に対しても聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求める。
- 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残しておくことが必要である。

（４）聴き取り調査の方法及び留意事項

- 聴き取りの体制については、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。
- 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聴き取りを担う又は参加することが望ましい。
- 聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定することが必要となる。
- 児童生徒への聴き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その児童生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
- 聴き取り調査を行う際、全体として1時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
- 聴き取り調査において対象児童生徒が話したがることもあるが、無理に聴き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。
- 学校の教職員等への聴き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり、特に、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聴き取り方法を工夫することも必要になる。
- 聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではな

く回答内容が児童生徒に委ねられる質問)をする。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もありうる。

- 子供は「被暗示性」が高く、すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になるおそれがある。そのため、児童生徒に対しては速やかに調査を行わなければ事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあるため、調査組織の立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聴き取りのみ先んじて行うことも考えられる。
- なお、児童生徒からの聴き取りについては、「生徒指導提要（改訂版）」第6章6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる。
- 聴き取りの対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであれば聴き取り等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながら聴き取りを行う。

(5) 児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

- 調査対象者を広げてアンケート調査等を行う場合には、学校において実施することとなるが、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向も確認する。
- 学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、例えば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられる。
- 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合は、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができなくなる場合もあることに留意する。
- アンケート調査等の対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながらアンケート調査等を行う。

(6) 調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

- 重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者への不安感、不信感の軽減につながる。
- 調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明することが想定される。
- 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
- また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

- 第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が説明すると、調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくる。よって、基本的には、調査主体の者が説明を行うことが考えられる。
- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を検討することが必要である。

第3節 調査報告書の作成

(1) 重大事態調査における調査報告書の作成

- 重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおり。
- 報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。
- また、公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなどが考えられる。

【共通事項】

| | 標準的な項目 | 記載内容の例 |
|---|---------------|---|
| 1 | 重大事態調査の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ● 重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） ● 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等 |
| 2 | 調査の目的、調査組織の構成 | |
| | (1) 調査の目的 | ● 調査の趣旨・目的を記載する。 |
| | (2) 調査期間 | ● 調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。 |
| | (3) 調査組織の構成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ● 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。 |
| 3 | 当該事案の概要 | |
| | (1) 基礎情報 | ● 重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。 |
| | (2) 当該事案の概要 | ● 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。 |
| 4 | 調査の内容 | |
| | (1) 調査方法 | ● どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。 |
| | (2) 調査内容 | ● 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 |

| | | | |
|---|--------------------|--------------------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。 |
| 5 | 当該事案の事実経過 | | |
| | (1) | 対象児童生徒の訴え | <ul style="list-style-type: none"> 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。 |
| | (2) | 関係児童生徒からの聴取内容 | <ul style="list-style-type: none"> 関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。 |
| | (3) | 当該事案の事実経過 | <ul style="list-style-type: none"> 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。 |
| 6 | 当該事案の事実経過から認定しうる事実 | | <ul style="list-style-type: none"> 事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。 |
| 7 | 学校及び学校の設置者の対応 | | |
| | (1) | 学校の対応について | <ul style="list-style-type: none"> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。 |
| | (2) | 学校の設置者の対応について | <ul style="list-style-type: none"> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。 |
| | (3) | 学校及び学校の設置者の対応に係る考察 | <ul style="list-style-type: none"> 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。 |
| 8 | 当該事案への対処及び再発防止策の提言 | | |
| | (1) | 当該事案への対処について | <ul style="list-style-type: none"> 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。 |
| | (2) | 学校及び学校の設置者に対する提言 | <ul style="list-style-type: none"> 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。 |
| 9 | 参考資料 | | |

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

- 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
 - ① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
 - ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
 を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

- 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

(2) 事実関係の確認・整理

- いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする。
- また、児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（発達の特性、性格の特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。
- 調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめることが考えられる。
- 聴き取り等の内容や収集した資料等について正確性や信頼性の観点から吟味し、評価していく。この際、調査組織は、中立的な観点から検討することが必要である。
- ただし、調査に当たっては事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等も想定される。調査結果をまとめるに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記することも考えられる。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。
- 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり、評価分析とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。
- 重大事態調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであり、対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。なお、「いじめが主たる原因ではないことをもって、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

(3) 重大事態への対処、児童生徒への支援方策の検討

- 事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

(4) 学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言

- 上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。
- この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。
- 法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校がいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。
- 特に、再発防止の観点からは、法第28条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。

第9章 調査結果の説明・公表

〈第9章のポイント〉

- 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- 調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。
- 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

〈法・基本方針の関連する規定〉

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第28条、第29条、第30条、第31条、第32条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）
4 重大事態への対処
(1) 学校の設置者又は学校による調査
ii) 調査結果の提供及び報告
 - ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
 - ② 調査結果の報告

第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

(1) 対象児童生徒・保護者に対する調査結果の説明

- 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、学校の設置者又は学校に求められている。
- 調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。
- ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 対象児童生徒・保護者への説明に当たっては、必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることが考えられる。なお、個人情報保護法との関係については、第10章第2節に記載のとおりである。

り、必要に応じて、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や法律の専門家等の意見を踏まえて検討を行うことが考えられる。

(2) 対象児童生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出

- 調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示すことが望ましい。

(3) 追加調査について

- 調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましい。

第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。
- その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える必要がある。

第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表

(1) 地方公共団体の長等への調査結果の報告

- 法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明する。この説明は、原則として、教育委員会等の学校の設置者が行う。
- 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。

(2) 調査報告書の公表

- 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。
- 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。
- 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

- 報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、調査報告書の内容について、他の関係児童生徒・保護者等に対しても説明を行うことが考えられる。
- 調査報告書の公表に当たって個人情報保護法との関係から留意すべき事項については、第10章第3節に記載する。

第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

《第10章のポイント》

- 改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第2項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

《個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係する規定》

第2条、第16条、第17条、第18条、第27条、第60条、第61条、第62条、第69条、第70条

第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応

- 令和5年4月より、改正個人情報保護法が施行され、これまで別々の法令に基づいて各学校の設置者が取り扱っていた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に一元化された。
- 重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応することが求められる。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う必要がある。
- なお、個人情報保護法では、地方公共団体等と国立大学法人及び学校法人等では適用される規定が異なり、地方公共団体等は個人情報保護法の第5章が適用される「行政機関等」に位置付けられ、国立大学法人及び学校法人等は第4章が適用される「個人情報取扱事業者」に位置付けられていることに留意が必要である。
- 具体的な対応の詳細については、以下のとおり個人情報保護委員会よりガイドラインが示されており、各学校の設置者及び学校においては一連の重大事態調査の対応を行うに当たっては、下記ガイドラインを参考として対応する。

<個人情報保護委員会ホームページ 法令・ガイドライン等>

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

第2節 調査報告書の提示・提供について

- 「行政機関等」である地方公共団体等の場合、個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供について制限している。
- また、「個人情報取扱事業者」である国立大学法人、学校法人等の場合、個人情報保護法第18条第1項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされ、また、第27条第1項において、個人データを第三者に提供するに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされている。
- 法第28条第2項は、「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報をいじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」よう求めており、同項に基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行う必要がある。
- その際、地方公共団体等の場合は、プライバシー保護の観点から、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載や対象児童生徒・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましい。

- 国立大学法人及び学校法人等の場合は、まず個人情報の利用目的をできる限り特定する必要があり、原則として、関係児童生徒・保護者や学校関係者の同意なしに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。さらに、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明等の場において、利用目的を通知又は公表し、かつ、当該関係児童生徒・保護者や学校関係者の個人情報が個人データに該当する場合には、対象児童生徒・保護者への調査結果の提供、説明についての同意を得ておくことが必要である（個人情報保護法第21条第1項、第27条第1項）。

第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

- 第9章第3節（2）で示すとおり調査報告書については、特段の支障がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。
- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。
- ただし、調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。
- 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。
- 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。
- なお、学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。
- 公表に当たっては、個人情報保護法の提供に関する法律だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいて対応することも必要になる。

第11章 調査結果を踏まえた対応

《第11章のポイント》

- 調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- 再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

第1節 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

- 重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく必要がある。また、対象児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行う必要がある。
- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。市区町村教育委員会においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。
- 事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合がある。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要である。
- その際、指導要録や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることが考えられる。
- 学校の設置者は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わることが求められる。
- いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要である。
- いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、児童生徒等の福祉に関する相談・支援を要する場合におけるこども家庭センターなど、各地方公共団体の首長部局等と連携し、関係機関等による支援につなげる。
- その際、いじめを行った児童生徒に対するアセスメントや指導及び支援を行うに当たっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用に加えて、外部の専門機関を活用することも有効であり、児童生徒の心理や性格の面からアセスメントを行う法務少年支援センター等の活用や、いじめを行った児童生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられる。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生

じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。令和5年2月7日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに相談し、警察と連携して対応することが必要である。

- 重大事態調査後も引き続き犯罪に発展するおそれがある場合には、積極的に警察に相談するなど警察と連携して対応することが望ましい。
- 学校においては、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討する。市区町村教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討する。

第2節 調査報告書で提言された再発防止策の実施

- 調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。当該学校や学校の設置者においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組まなければならない。
- 人事異動等や時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように学校の設置者及び学校等の組織として継続的に取り組むことが求められる。
- 教育委員会等方式で調査を行った場合には、教育委員会の指導主事と調査に携わった専門家が連携して、当該重大事態が発生した学校において調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。また、第三者委員会が調査を行った場合には、調査委員会の委員長等から同様に調査報告書の内容を説明し、学校の対応の改善すべき点について指摘し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。
- 調査報告書で提言された再発防止策については、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが求められる。
- 学校の設置者においては、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取組により、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組が考えられる。

第3節 調査後に学校の設置者において検討を要する事項

- 調査後、学校の設置者は、学校の設置者及び学校における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への聴き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員への懲戒処分等を行う必要がある。
- 教育委員会においては、懲戒処分基準において予め処分に該当する事由を明示しておくことが望ましい。
- また国公立大学法人や学校法人等においても、設置者としての責任を果たすべく、対応について検討する必要がある。

第12章 地方公共団体の長等による再調査

《第12章のポイント》

- 学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。
 - ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
 - ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
 - ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

《法・基本方針の関連する規定》

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第29条、第30条、第31条、第32条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
 - 4 重大事態への対処
 - (2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

第1節 再調査の概要

(1) 再調査の趣旨

- 地方公共団体の長等による再調査は、学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると地方公共団体の長等が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができるものである。
- 地方公共団体の長等においては、制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、予め再調査を担当する部署を決めておくなど体制構築を図っておく必要がある。

(2) 再調査を行う必要があると考えられる場合

- 再調査を行うか否かについては、上記のとおり、調査報告を受けた地方公共団体の長等において、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるときに、再調査を行うこととなる。その上で、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

第2節 再調査の進め方

- 再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。
- 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。
- 上記のとおり再調査すべき内容について整理を行った後は、本ガイドライン第6章から第8章までの内容に基づいて重大事態調査の調査組織とは異なる組織において調査を行うが、児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮することが必要である。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

第3節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行う。その際は、本ガイドライン第9章を参考として行う。
- また、調査報告書における再発防止策と併せて再調査報告書を踏まえて本ガイドライン第11章のとおり、法に基づき、地方公共団体・学校の設置者及び学校は、当該事案への対処や再発防止の取組を行う必要がある。なお、国立学校は法第29条3項、公立学校は法第30条5項、私立学校は法第31条3項、学校設置会社が設置する学校は法第32条3項に基づき対応する必要がある。
- なお、公立学校について再調査を実施した場合、法第30条第3項に基づき、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない。
- 議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、各地方公共団体において適切に判断する。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。

【別添資料1】

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

- ◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるもの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。
- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
- リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

【別添資料2】

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

1 申立日

令和 年 月 日

2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

| | | | |
|--------|--|-------|---|
| 学 校 名 | | 学 年 | 年 |
| 児童生徒氏名 | | 保護者氏名 | |

3 いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）

1号重大事態

- 生命に重大な被害が生じた疑いがある
- 心身に重大な被害が生じた疑いがある
- 財産に重大な被害が生じた疑いがある

| | | | |
|--------|-----|---------------|--|
| 診断書の有無 | 有・無 | (有の場合) 診断名 | |
|--------|-----|---------------|--|

| | | | |
|------------------|-----|---------------|--|
| 警察への被害 届提出の有無 | 有・無 | 提出先 (警察署名) | |
|------------------|-----|---------------|--|

2号重大事態

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

| | |
|-------|--|
| 欠席の状況 | |
|-------|--|

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

(2) いじめの概要等

| 時期 | いじめの概要 |
|----|--------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載願います。

4 調査に関する希望（該当するもの全てにチェックしてください。）

聴き取りをしてほしい児童生徒等

- いじめを行った児童生徒
- その他関係する全ての児童生徒（クラス、学年、全校生徒等）
- 関係する全ての教職員
- その他

具体の児童生徒名等

5 調査への協力可否（協力が可能な場合は、チェックしてください。）

- いじめを受けた児童生徒からの聴き取り
- いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り

6 その他要望

令和 年 月 日 申立者氏名

【参考】

重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

※ なお、調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある。

《参考》法・基本方針の関連する規定

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第2章 いじめ防止基本方針等

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第3章 基本的施策

（いじめの早期発見のための措置）

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第4章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

- 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

- 第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第5章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
- (国立大学に附属して設置される学校に係る対処)
- 第29条 国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (公立の学校に係る対処)
- 第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
 - 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
 - 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 第30条の2 第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第1項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第2項及び第3項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第1項」と読み替えるものとする。
- (私立の学校に係る対処)
- 第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重

重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
- 5 第1項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第2項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第1項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、第2項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、第3項中「前項」とあるのは「第5項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第3項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前2項」とあるのは「次項において準用する前2項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第6章 雑則

（高等専門学校における措置）

第35条 高等専門学校（学校教育法第1条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文科科学省）」により適切に対応する。

i) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、国立学校は国立大学法人の学長を通じて文科科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。

また、国立学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

④ 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域も想定されることを踏まえ、都道府県教育委員会においては、これらの地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。

なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。こ

の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断の

ない一貫した情報発信，個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して，事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては，適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては，学校の設置者又は学校は，他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。ただし，いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては，いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また，学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており，学校の設置者の適切な対応が求められる。

② 調査結果の報告

調査結果については，国立学校に係る調査結果は文部科学大臣に，公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に，私立学校に係る調査結果は，当該学校を所轄する都道府県知事に，学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に，それぞれ報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて，いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣，地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

i) 再調査

上記②の報告を受けた文部科学大臣，地方公共団体の長，都道府県知事は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

法第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは，当該再調査を行うに当たって，専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが，「等」としては，地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

これらの附属機関については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図り，当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。

また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる。

国立学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・都道府県知事に新たな権限が付与されるものではないが、文部科学大臣・都道府県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。【再掲】

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとしてされている。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

◎ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

第4章 個人情報取扱事業者等の義務等

第1節 総則

(定義)

第16条 この章及び第8章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第6章から第8章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

5 この章、第6章及び第7章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第41条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

6 この章、第6章及び第7章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第43条第1項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

7 この章、第6章及び第7章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第31条第1項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第2節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略)

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四～六 (略)

(第三者提供の制限)

第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～七 (略)

2～6 (略)

第5章 行政機関等の義務等

第1節 総則

(定義)

第60条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員(独立行政法人等及び地方独立行政法人にあつては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。)第2条第2項に規定する行政文書をいう。)、法人文書(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。))をいう。))又は地方公共団体等行政文書(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの(行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。))をいう。)) (以下この章において「行政文書等」という。)に記録されているものに限る。

2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。))、独立行政法人等情報公開法第5条に

規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- 一 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- 二 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 行政機関情報公開法第13条第一項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第三号及び第四号、第69条第2項第二号及び第三号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。